

検討することが合意される。

四月 「奏楽堂のパイプオルガンをよみがえらせる会」結成。資料⑥⑦

七月 昭和六十一年度概算要求 建設費二、八五六、五〇〇千円 六、五三〇㎡。

七月 旧奏楽堂を保存しつつ活用することが検討され始める。資料⑥

十一月二十一日 「奏小委」第十回会議。

十二月十九日 「奏小委」第十一回会議。

委員長が作成した「奏楽堂のあり方について（素案）」に基づき、審議した。六十年四月二十五日臨時評議会の合意の線に沿い、大ホールのみ一棟とする案が提示される。

昭和六十一年

一月三十日 「奏小委」第十二回会議。

大ホールのみの一棟とし、その規模や機能などをまとめた「奏楽堂のあり方について 61・10・30」を決定。

三月 取手校地約十七万㎡のうち約十万㎡を取得。

三月二十五日 旧奏楽堂を解体廃材として台東区が受領。資料⑥⑧

五月二十九日 音楽学部臨時教授会で、五月十三日の臨時評議会における学長提案を受けて、附属音楽高校の上野体育館用地への移転について決議。新奏楽堂の小ホールに関して、地下式の小ホール復活の可能性について、評議会であらためて論議されることを希望する旨の決議。

五月二十九日 評議会において、上記の決議文が披露される。

七月 昭和六十二年度概算要求 建設費二、九八一、八〇〇千円 六、五三〇㎡。

九月 旧奏楽堂移築後の運営管理のため、東京都、大学、台東区、学識経験者の四者による懇談会発足。資料⑥⑨

昭和六十二年

三月 上野公園内東京都美術館跡地に旧奏楽堂の復元工事完了。

三月二十七日 復元完了を祝う記念演奏会開催。

三月 取手校地約十七万㎡の用地買収を完了。

七月 昭和六十三年度概算要求 建設費二、九八一、八〇〇千円 六、

五三〇㎡。

八月 取手校地で地形測量・地質調査を行い、土木設計に入る。

九月 パイプオルガン修復工事完了。

十月 旧奏楽堂開館。東京芸術大学百周年記念式典開催。東京芸術大学構内の旧奏楽堂跡地は記念式典の駐車場として使用される。

昭和六十三年

一月十三日 移築された旧奏楽堂が重要文化財に指定され、使われつつ保存される初の文化財となる。

平成元年

二月二十日 音楽学部長および音楽学部所属評議員の連名による要望書「奏楽堂の建設促進方について」を文部省に提出。

平成十年

三月二日 東京芸術大学奏楽堂（新奏楽堂）が旧奏楽堂跡地に竣工。

平成十一年

七月三十日 新奏楽堂にパイプオルガン竣工。

（『奏楽堂 昭和五十八年四月』、『奏楽堂 昭和五十九年』、『会計課所属年表』などにより作成）

三 関連資料

資料①

本学では新奏楽堂建設計画が具体化する以前の昭和四十一年、隣接する「国立国会図書館支部上野図書館敷地の経緯」を次のようにまとめている。

国立国会図書館支部上野図書館敷地の経緯

上野図書館は明治五年四月書籍館として設立され、その後、幾多の変遷を経て東京書籍館、文部省東京図書館、帝国図書館、国立図書館と、たびたび改称されて、国立国会図書館支部上野図書館として現在に至っている。

明治五年四月

文部省博物館所管の下に書籍館を設立（湯島聖堂）。

明治六年三月十九日

博覧会事務局に合併（太政官）。

明治八年二月九日

文部省所管に復した。

明治九年三月

文部省が廃館し、即日東京府に引継いだ。

明治十三年七月一日

再び文部省所管となり、東京図書館と改称された。

明治十八年六月二日

東京教育博物館と合併し、上野用地、東四軒寺跡（のちの東京美術学校用地）に移転した（別添略図A地域（省略））。

明治三十年四月二十二日

帝国図書館官制公布。

明治三十年四月

文部省は帝国図書館の建物を新営するため、文部省所管の土地を数ヶ所候補にあげた結果、当時の樺山文部大臣の裁決により上野公園の東京音楽学校敷地内の空地（一〇、八二六㎡、現在地、別添略図、B地域）に決定した（大臣承認、明治三十二年七月十三日）。

明治四十一年三月九日

帝国図書館が音楽学校敷地（B地域）に移転建設されたため、旧敷地（A地域、一二、二二一㎡）は東京美術学校へ所管換された。

昭和二十二年十二月四日

国立図書館と改称された。

昭和二十四年四月一日

国立国会図書館支部上野図書館となる。

東京芸術大学は新制大学として発足した当初から大学敷地が狹隘であることから支部上野図書館敷地の返還方を関係筋に要請をした。

一方、隣接地の上野中学校からも、本学別科教室敷地（三、三四五㎡）を同校の運動場用地として譲渡方要望、陳情が関係方面に行われた。

昭和四十年十二月

（一）台東区議会から中村文部大臣に対し、台東区立上野中学校拡張用地として、本学邦楽科敷地三、三四五㎡の割愛について陳情があった。

（二）本学としては、大学全体の敷地が狹隘で運動場もない状態であり、かつ陳情の敷地には邦楽科の建物もあるので、他に適地（例えば隣接の上野図書館の敷地）を取得できるならば考慮したいとの意向を示した。

（三）他方文部省会計課は国会図書館総務部、松下副部长に対し、支部上野図書館敷地（一部）を東京芸術大学へ所管換するよう申し入れたところ、文部省の社会教育研修所の敷地内（C地域）に上野図書館の宿舍（世帯主二人、独身七人）があり、同研修所からも退去ならびに建物撤去の要求を受けていたので、国会図書館としては、この宿舍をD地域に移転したい旨の回答があった。

また若し、他に適地があれば、相互所管換に応じてよいとの回答があった。

(4) 大学としては、邦楽科敷地を提供した場合の代替として、現社会教育研修所の敷地を希望した経過もあった由である。

昭和四十一年一月二十九日

台東区上野中学校PTA会長ならびに同校地拡張促進委員会代表が連名で「東京芸術大学邦楽科敷地の譲渡について」の陳情書を中村文部大臣あてに提出された。

昭和四十一年二月

文部省会計課から台東区に対し、東京芸術大学邦楽科敷地を提供した場合には台東区は他に適地を取得し、これを東京芸大に提供するよう要望した。

昭和四十一年六月十三日

文部省大臣官房会計課長と国会図書館総務部長との間で、この処理について次のような話し合いをした。

(1) 社会教育研究所、東京芸術大学および台東区の問題は支部分野図書館宿舎を移転することにより解決できる(その後上野図書館敷地内へ建替えた)。

(2) 宿舎の移転については相互に協力すること。

(3) 台東区に適地を積極的に取得するよう要望する。

昭和四十一年七月

台東区代表と東京芸術大学長と面会。学長は大学としては、部分的な割愛は困るが、邦楽科敷地(三、三四五㎡)の全体との交換ならば応じる旨を回答した。

(註)

①支部分野図書館の登記は文部省名義である。

②図書館法第二十二條

上野公園の国立国会図書館は昭和二十四年四月一日までに国立国会図書館の支部分野図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。

この図書館はできる限り速かに東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従って運用される。 (横書き)

(「奏楽堂改築計画関係資料綴」)

資料②

昭和四十七年五月三十日

財団法人 明治村

理事長 土川 元 夫[㊦]

東京芸術大学

学長 福 井 直 俊 殿

初夏の候、いよいよ御清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて当財団法人明治村におきましては、博物館明治村(館長 谷口吉郎)として明治年代の建造物を主たる展示物としてその保存にとめておりますことはすでに御承知のことかと存じます。このたび貴学音楽学部奏楽堂が貴学の整備拡充に伴ない廃棄されるやに聞及びましたがあるいは左様なことがございますならば明治村に於てはこの貴重な建物を愛知県犬山市の博物館明治村内に移築して永久保存を計りたく考えております。

つきましては貴学長始め貴学教授員に於て御検討頂き御譲渡賜りますよう御高配の程お願い申し上げます。

なお当方に於ては無償譲渡を希望致しますが、貴学に於て譲渡条件等御考えなれば併せて伺いたく重ねてお願い申し上げます。

以上

(タイプ) (昭和五十八年度概算要求書関係綴「施設整備費付属説明資料1」)

資料③

芸術会第二八四号

昭和四十七年十月十二日

東京芸術大学長

福井直俊

財団法人 明治村

理事長 土川元夫 殿

東京芸術大学音楽学部奏楽堂について

さきに文書をもつて御申出のありました本学音楽学部奏楽堂の譲渡依頼につきましては、その願出の御趣旨は了承いたしました。

本学といたしましては、貴明治村の御意向を十分尊重し、貴意に沿い得るよう今後検討を進めたいと考えております。

当奏楽堂は、本学改築計画の一環として近い将来、建物新営にもなつて撤去されることになつておりますが、その時期については、未だ確定しておりません。したがつて今回の御申し出については今後奏楽堂の改築工事決定の時点であらためて詳細御協議くださるようお願い申し上げます。

(タイプ・横組)

(昭和五十八年度概算要求書関係綴「施設整備費付属説明資料1」)

資料④

新奏楽堂の目的・性格・規模等について(報告)

昭和五十年二月二十七日

東京芸術大学

奏楽堂建設準備委員会

第一分科会

昭和五十年二月二十七日

第一分科会

主査 服部幸三

副主査 山本学治

東京芸術大学奏楽堂建設準備委員会

委員長 福井直俊 殿

副委員長 淀井敏夫 殿

同 石桁真礼生 殿

新奏楽堂の目的・性格・規模等について(報告)

当分科会は昭和四十九年四月二十二日、新奏楽堂の目的・性格・規模等について審議するよう委嘱を受けて以来、十回にわたり会議を開き、また種々の調査を実施して報告の概要をまとめましたので、付帯書類を添え、報告致します。

目次

奏楽堂建設準備委員会第一回総会（昭和四十九年四月

（原資料
中の頁）

二十二日）における学長挨拶

4

I 審議および調査の経過について

5

a 審議の方針

5

b 会期の調整

5

II 新奏楽堂の目的・性格・規模等について

6

a 目的

6

b 性格

7

c 規模

7

d その他

11

III 日程・議事・調査事項等

12

〔資料〕

a 第一分科会委員名簿

15

b 付帯書類一覧

16

奏楽堂建設準備委員会第一回総会（昭和四十九年

四月二十二日）における学長挨拶

第一回総会開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

既に教授会等を通じて御案内の通り、このたび奏楽堂建設の準備のための委員会を設置し、発足させることになった。新奏楽堂の建設の必要性は早くからいわれてきたところであるが、学内の建築計画が思うように進まず、今日に至っております。しかしながら、たまたま昭和五十二年（十月）が本学創立九十周年に当るので、これに関連させ、記念事業として奏楽堂の建設を図ることを考えた。い

うまでもなく、今日の奏楽堂は明治二十三年に建てられ、今は木造老朽建物になってきているが、八十四年経た奏楽堂については、今日なお高く評価されていることを思うと、昭和五十年代に建設される奏楽堂が八十年九十年後に今日と同等以上の評価がされるような、現代の科学技術の精華の上に立つ、すぐれた施設、設備をもつ芸術の殿堂とする必要がある。建設の用途については、完成年を昭和五十二年十月とすると、五十一年度の予算で工事に着手することになるが、もしそうだとすると皆さんに検討願う期間は約一年間ということになる。この間に奏楽堂のイメージ、骨格について御討議願ひ、明年六月頃概算要求書が作成出来るようにして頂くことになる。そして要求書提出後なお詳細な検討を引続きお願いすることになると思う。

以上は、昭和五十二年十月に完成させるという場合のタイムスケジュールの面を申し上げたのであるが、今後の学内の建築の進捗状況、今後の経済事情、あるいは政府の公共事業政策、更には奏楽堂の規模等々から今申し上げたスケジュールに行かないことも十分有り得ることである。

本委員会は二つの分科会に分れており、第一分科会が奏楽堂の目的・性格・規模等について主として御検討願ひ、第二分科会は、奏楽堂の設計の基本に関する事項について御検討願うことにしている。

これから、委員長、副委員長、分科会正副主査の選出をお願いし、本委員会の今後の運営について審議願うことになるがよろしくお願ひする。

I 審議および調査の経過について

a 審議の方針

本分科会は、昭和四十九年四月二十二日奏楽堂建設準備委員
会発足に当たつての学長挨拶を出発点として議事を進めた。会議
を進めるに当たつてとくに意を用いたのは、以下の諸点である。

1. 審議の内容に応じて会議の構成および運営を流動的、かつ
効率的にすること。

2. 大学執行機関および第二分科会を不必要に拘束することな
く、かつ第二分科会への移行を円滑にすること。

3. 立地条件、予算規模、管理運営上の問題などを現実的な視
野の一部におきながら、そのみに把われることなく、新奏
楽堂のあるべき姿を基本的に論じること。

なお、全会期を通じて、各委員の念頭を去らなかつたのは、
芸術的な経験ないし直観と科学との接点をいかにして求める
か、古典の保存と未来の可能性への対応をいかに調停するかと
いう問題であつた。これらの根本問題に関する探求は、今後の
審議、研究に委ねられている。

b 会期の調整

本分科会は、遅くも昭和五十年当初、可能ならば昭和四十九
年末までに審議を終えることを目標として、全体の会期を次の
ように調整した。

(イ) 第一会期（夏休みまで）

予備討議〔課題の全般にわたる自由な意見の交換〕・アン

ケートの作製と配布〔広く学内の人々の意向を知るために〕

(ロ) 第二会期（夏休みから十月中旬まで）

アンケートの集計作業・国内ホールの実地調査〔アンケ
ートの集計結果その他を参考として〕・国外ホールについ
ての資料集め〔重点的に〕

(ハ) 第三会期（十月下旬以降）

本討議

II 新奏楽堂の目的・性格・規模等について

a 目的

新奏楽堂は大学講堂として、年中行事・式典等に用いるほか、
本学音楽学部教育・研究の各課程の実習と発表に用いる機
能を持つものとする。

そのためには、比較的大きな音響空間を必要とする演奏形態
と小規模な音響空間を利とする演奏形態の別がある事実にかん
がみて、大・小ホールを併設することが望ましい。

大ホールは、パイプオルガンを具えたコンサートホールを主
体とし、管弦楽、オペラ、合唱、大編成の邦楽等の用途に対応
することを目的とする。

小ホールは、室内楽、ソロ、邦楽（とくに能楽）、実験演奏、
試験等種々の目的に応じうるよう、室内の空間的配置、音場、
音響的特性の変換の可能性を具えた小規模で斬新なホールとす
る。

補足説明……小ホールについては、これを(1)大ホールと併立

させる案、(2)音楽学部第一期増築工事中の大練習ホールにその機構を組み入れる案、(3)大ホールに併合する案の三つが可能性として検討されたが、予算規模等の問題もからんで、本分科会においては、いずれとも決しがたかった。ただし、大ホールと小ホールが機能的に別個に必要であるという意見は本分科会における多数意見であり、オーケストラ・オペラが、室内楽・ソロ・邦楽とは、空間の広さ、席数、音の方向性、視線の方向性、ステージと聴衆との位置関係等の点で対照的な性質のホールを必要とすること、また、ひとつのホールで両方を満足させようとした場合には両方ともに不満足なホールとなるおそれがあること、等の問題点が提示された。

b 性格

日本音楽界のシンボルとして後世にまで誇り得るものであると同時に東京芸術大学のキャンパス全体の要(かなめ)となる建物とし、教育・研究の場としての機能と音響効果・設備を重視する。

また、わが国の芸術の進展に寄与するために、大学の施設としての管理運営に支障のない限り、公共性を持たせる。

大・小ホールとも、本学における教育・研究の現状および将来における発展を考慮して設計を進め、とくに音響的特性において卓越したものとすることが必要である。ただし、教育・研究の場であることに徹し、華美にわたることを避け、周囲の環境と調和した格調高い施設とする。

諸設備は安全・確実・容易に操作できることを旨とし、更新

および増設の可能性を見込むものとする。

c 規模

大ホールの収容人員は、一、〇〇〇ないし一、三〇〇程度とし、ステージおよび客席の空間は大編成のオーケストラおよび合唱の音量に堪えうるよう、充分なエア・ヴォリューム(八、〇〇〇ないし一〇、〇〇〇m³程度)を持つものとする。

大ホールの全体規模は次の諸条件を満たすものであることが望ましい。ステージの奥行および袖は、可能な限り広くとる。コンサートホールを主体とする趣旨にかんがみて固定したプロセニアム・アーチは設けないが、技術的な工夫によって仮設できるようにし、また吊り物も下げられるように工夫する。オーケストラ・ピットは設置するが、その設置の仕方については、十分に研究する必要がある。格納場所については、適当なスペースをとる。楽屋部分は、教育および研究の目的を充足しうる範囲にとどめる。

小ホールの収容人員は、三〇〇ないし五〇〇程度とし、必要に応じて床面の片方に偏した三分の一弱の面積を「迫り」によってステージに転換して、室内楽、ソロ、試験等に対応し、またこの「迫り」に接して第二の「迫り」を設けて、能舞台の設置、実験演奏等の目的に対応する。ホワイエについては、これを展示スペースに兼用することを考慮する。

補足説明

〔大ホールについて〕

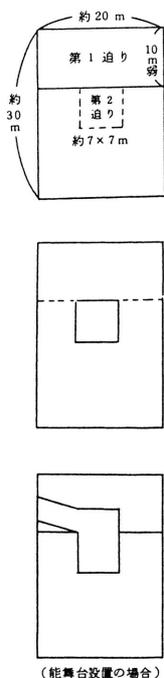
1. プロセニウム・アーチの仮設については、電動式または手動式によって、壁体から繰り出す方法、一文字と袖幕によって仮設する方法等が考えられる。
2. 吊り物を下げるに当たっては、天井反射板の隙間を利用する方法もあるが、天井反射板を可動式にする方法が一般的である。
3. オーケストラピットは前舞台を沈降させる方式、座席の最前列部の床をめくる方式、パイロイト方式等があり、立地条件、音響上の条件の上からも、今後充分に研究すべき問題点である。
4. 廻り舞台は必要なしとするのが、一致した意見である。ステージ上の「迫り」については、これが響きの上で悪条件になるとする意見があり、本分科会では決定できなかつた。
5. 格納場所に格納すべきものには、差し当って以下のものが考えられる。
 オーケストラのひな壇、邦楽の所作台、指揮台、プレイヤーの椅子、譜面台、オペラの道具、式典用のテーブル、ピアノ・打楽器等の楽器。これらの備品を格納するためには、相当のスペースが必要となる。
6. 舞台袖はオペラ等のために必要であるだけでなく、合唱・オーケストラが出を待つ場所としてもかなりのスペースが必要であり、この観点からとくに下手の袖を広くとることが望ましい。
7. パイプオルガンについては、これを設置したいとするのが、一致した意見である。設置の場所については、ステージの正面奥、客席に面したステージの上方、客席部分の前縁脇など種々の意見があつたが、第一分科会としては、オルガンの専門教官が委員に加わっていないので、討議を保留した。なお、パイプオルガン設置の際の予算上の問題点として、一般にはその製作組立には、数年間に要するが、その際メーカーとの契約形式をどうするか、等の問題が提示された。
8. 無視できないのは、管理要員の問題である。熟練した音響技術者、照明技術者、舞台操作技術者とそれに伴う人手なしにはホールは機能しない。また、公開演奏を行う場合、さらには多くの管理要員が必要となるが、これらの問題については、大ホールの持つべき音響・照明・舞台操作の設備に関連して、今後充分に検討することが望ましい。
9. 運営経費の問題も重要である。この点については、討議の過程で種々の意見が出されたが、本分科会としては、管理運営に関する問題には、原則として結論を出さなかつた。
10. 楽屋部分は、簡素であることを旨とする。
 ただし、ロッカーの設備、更衣兼化粧室、手洗所、最少限の個室、式典・試験に際しての教官控室、管理要員のための部屋等は当然設けるべきであろう。
 (小ホールについて)
 以下に挙げるのは、本分科会において検討された小ホールの暫定的試案である。
1. 大ホールの玄関ホールから到達できるようにし、最小限の

ホワイエを設ける。

2. ホール全体の床面積は約六〇〇 m^2 程度とし、天井高を充分にとる。

3. 床面はフラットな矩形のスタジオ風のホール（音響的には無指向拡散型）とし椅子は固定しない。

4. 二つの迫りを左図のように設ける。第二迫りの上に能舞台の屋根の部分平常は吊り上げておく。



5. 可能な限り木質の内装とし、残響時間調整^ア装置を設ける。

6. 吊り物用フックを十分な数配置する。吊り物の棒はループによってフックに掛け、位置・角度を変化できるようにする。

7. 電子音響設備、録音再生設備、照明設備とそのため調整室を設ける。

8. 必要な楽屋を設ける。なお、楽屋の一部は和室とし、能のための鏡の間に相当する部分をとる。

9. 楽器、譜面台、指揮台、椅子、所作台、能舞台の組立材料等を収納するために必要な倉庫を設ける。

10 a. 音楽学部第一期増築工事中の大練習ホールと兼用する場合には第一迫りの逆方向から、オーケストラ、コーラス用の

ひな壇が、折重ねの抽出し方式で出るようにする。また、その際は通常の教室部分との間を遮断し、来客用のWC、防災設備、避難路等を確保する。

10 b. 大ホールと合体する場合には、技術的な諸問題について、あらかじめ十分に検討することとする。

d その他

本分科会においては、新奏楽堂の建設促進のために、今後の事柄についても意見を交換したが、その結果、次の二項を正副委員長に具申することを全会一致で申しあわせた。

1. 第一分科会から第二分科会への審議の継続性を確保することが望ましい。ただし、委員の構成等については正副委員長のしかるべき御判断に委ねる。

2. 将来、設計をどこに頼むかについては、次の三つの原則に従って大学執行機関において決定すべきものと考ええる。

(1) 経験と実績

(2) 常時有力なスタッフを持つ責任ある組織

(3) 施主側委員会の意向が充分に重んじられること

補足説明……上記の第一項については、第二分科会の新奏楽堂

に対する細部決定が音楽学部全体の意志決定となるような委員構成がのぞましいという意見、また第二分科会委員に学外の音響技術者を加へるべきだという意見が強かった。

第二項については、新奏楽堂建設において、芸大の建築科および施設課の設計能力をいかに位置づけるかの議論がなさ

れたが、本分科会では決定できなかった。

III 日程・議事・調査事項等

49・6・6	第一分科会	49・8・15	東京文化会館大・小ホールを視察
	1. 第一分科会の任務と会談の進め方について	49・8・21	武蔵野音楽大学ベートーヴェン・ホールおよびモーツァルト・ホールを視察
	2. 新奏楽堂について考えるに当たっての基本的データ ^マ	49・8・27	国立劇場大・小ホールを視察
	3. 新奏楽堂の基本性格について（予備討議）	49・8・28	神奈川県立音楽堂および横浜青少年センターを視察
	4. アンケートの実施と調査項目の設定について	49・8・29	イイノ・ホールを視察
49・6・27	第二分科会	49・9・17	福井文化会館、福井市民福祉会館、愛知文化講堂、名古屋市民会館を視察
	1. アンケートの調査項目および調査方法の決定について	49・9・25	杉並公会堂を視察
	2. 新奏楽堂の目的および機能について（予備討議）	49・9・30	松山市民会館を視察
	3. 新奏楽堂の収容人員について（予備討議） ホールを設けるべきか否かの問題を含む	49・10・5	明石市民会館を視察
	4. アンケート集計について（継続）	49・10・17	「アンケート集計」を評議会において配布、以後両学部、事務局に配布した。
49・7・4	第三分科会	49・10・24	第四分科会
	1. 新奏楽堂の目的および機能について（継続）		1. アンケート集計についての報告
	2. 新奏楽堂の収容人員について（継続）		2. 国内ホール実地調査についての報告
49・7・4	音楽学部教授会においてアンケートを配布		3. 国外ホールの資料について
49・7・11	美術学部教授会においてアンケートを配布		4. 今後の本討議の進め方について
49・8・1	アンケートの集計方法について打合せ会（第一回）	49・10・31	NHK総合技術研究所主任研究員山本照二氏による講演会「ホールの室内音響について」（第一、第二分科会合同）
49・8・8	同（第二回）	49・11・7	第五分科会 新奏楽堂の目的・性格・規模等につ

国外ホールの資料については、当初予定したほど詳細な資料を集めることができなかった。

具体的な集計作業は下記の視察日程と平行して進めた。

いて（概括討議）

各委員から五分間ていど概括的な意見の表明が行われた

49・11・21 第六回分科会 新奏楽堂の目的・性格について（本

討議）「性格」について合意を得た

49・11・28 第七回分科会

1. 新奏楽堂の目的・性格について（継続）「目的」について合意を得た

2. デットモルト音楽大学の資料検討

49・12・5 第八回分科会

1. 新奏楽堂の規模について（本討議）「規模」について合意を得た

2. 設計のすすめ方と将来の展望について（意見交換）

換

49・12・19 第九回分科会

1. 設計のすすめ方と将来の展望について（継続）

2. 小ホールのプラン（試案）について

50・1・30 第十回分科会

1. 第一分科会の日程について

2. 小ホールのプラン（試案）について試案の範囲

にとどめたまま合意を得た

3. ハノーファー音楽および演劇大学の資料検討

4. 報告書案作製の方針について

50・2・3 入間市民会館を視察

50・2・27 最終分科会 報告書案の審議決定

以上

〔資料〕

a. 東京芸術大学奏楽堂建設準備委員会第一分科会委員名簿

（敬称略・五十音順）

遠藤雅古 多久興 金子 登

暮田延美 桜林 仁 白砂昭一

柴田睦陸 田村 宏 辻 茂

西垣勇蔵 野呂愛子 ◎服部幸三

浜野政雄 船越保武 南 弘明

森 和夫 矢代秋雄 山本正人

○山本学治 吉田正雄 渡辺高之助

◎主査 ○副主査

b. 付帯書類一覧

a 議事要録（第一回～第十回）および山本照二氏講演会「ホールの室内音響について」の記録

b 新奏楽堂建設準備のためのアンケート集計（冊子）

c 国内ホール実地調査表（東京文化会館大・小ホール、武蔵

野音楽大学ベートーヴェン・ホールおよびモーツァルト・ホ

ール、国立劇場大・小ホール、神奈川県立音楽堂、横浜青少

年センター、イイノ・ホール、福井文化会館、福井市民福祉

会館、愛知文化講堂、名古屋市民会館、杉並公会堂、松山市

民会館、明石市民会館、入間市民会館）

- d 国外ホールに関する資料(デットモルト音楽大学、ハノーヴァー音楽および演劇大学、ニューヨーク・カーネギー・ホール、ベルリン芸術アカデミー、アムステルダム・コンセルトヘボウ、ロンドン・ロイヤル・フェスティヴァル・ホール、ベルリン・フィルハーモニー、シドニー・オペラハウス)
- e その他(現奏楽堂実測図および残響時間測定値、第二国立劇場の設立準備に関する解説書、昭和五十三年を想定した新奏楽堂の推定使用状況〔表〕、国内・外のホールの収容人員〔表〕、昭和四十六年～四十八年における音楽学部定期演奏会等の入場者数調べ〔表〕、入学式・卒業式の収容人員〔表〕、音楽学部校舎第一期増築工事案平面図〔付帯書類略〕 (横組)
- 〔奏楽堂に関する綴〕一～一六頁

資料⑤

報告書

昭和五十年四月十七日

服部 幸三

東京芸術大学長

福井 直俊 殿

今回の短期在外研究(目的) ①新奏楽堂建設準備のための国外ホールの視察 ②芸術系大学院博士課程に関する調査)について、以下のよう御報告致します。

I 日程その他

月 日 曜日

- 3/22 (土) 羽田発、アムステルダム着
- 3/23 (日) 休養。夕刻アムステルダム・コンセルトヘボウにおいて Rafael Orozco によるピアノ・リサイタルを聞く。
- 3/24 (月) 午前、コンセルトヘボウの施設を視察。施設の細部について質問(メモ 山本学治教官)。撮影。午後、デュッセルドルフ経由、ケルン着。
- 3/25 (火) ケルン日本文化会館に館長松田智雄公使を訪問。ボン・のベートーヴェン・ホールについて本学卒業生岡山潔氏(昭40卒、ボン・のオーケストラのコンサートマスター)に、ホールの詳細について報告するよう依頼した文書を松田公使に託す。午後、フライブルクへ向う。
- 3/26 (水) 午前フライブルクの市立劇場を視察。(メモ、山本教官)。撮影。夕刻、同劇場でロッシニ《セビリアの理髪師》を見る。
- 3/27 (木) フライブルク発、ウルムへ向う。着後ただちに造形大学 Hochschule für Gestaltung を訪問したが、イースターによる休校のため、一切の責任者不在で目的を果さず。
- 3/28 (金) 松田公使の御努力にもかかわらず、イースター前の聖金曜日にバイロイトを訪問することは、不可能とわかり、目的地をアウグスブルクに変更、アウグスブルクのフッガー・ハウス、フッゲライ等の古施設を見学。
- 3/29 (土) ミュンヘンに移り、選帝侯宮殿の中にある音響的に評価の高いヘラクレス・ホールを見学しようとしたが、聖土曜日で

管理者不在。代りに市立博物館の楽器展示室等を視察。

3/30 (日) イースター当日。市内の諸教会における宗教音楽の演奏を聞き、夜ミュンヘン国立劇場にてワグナー『パルジファル』を聞く。

3/31 (月) 再度、ヘラクレス・ホールの見学に向ったが、依然として管理者不在、目的を果せず。

ザルツブルクに向い、新祝祭劇場および選帝侯宮殿の内庭の野外の演奏会場を視察。(メモ、山本教官)。撮影。

4/1 (火) 早朝リンツに向い、ヴェス夫人の好意で、フレントロープ製のオルガンを具えた最新のコンサート・ホール、ブルツクナー・ハウスの大・小ホールを視察。(メモ、山本教官)。撮影。午後、ウィーンに向う。

4/2 (水) 堀江教官および佐々木公使のはからいにより、ウィーン国立オペラ劇場の施設を視察。(メモ、山本教官)。撮影。夜、ムジークフェラインの大ホールでカール・メレス指揮ウィーン・シンフォニカーの演奏会を聞く。

4/3 (木) 堀江教官およびクロチャク教授(チェロ)のはからいによりムジークフェラインの大・小ホールを視察。(メモ、山本教官)。撮影。夜、ウィーン国立オペラ劇場で、ヴェルディ『ルイーザ・ミラー』を聞く。

4/4 (金) ウィーンから飛行機でパリへ向う。休養。

……以上、山本教官と同行/以下、服部単独……

4/5 (土) パリから飛行機でニューヨークへ向う。

4/6 (日) 平井丈二郎氏(昭37ピアノ卒、昭49ジュリアードで Doctor of Musical Arts の学位を得た)の来訪を受け、音楽大学における博士コースのあり方について詳細に聴く。

4/7 (月) ジュリアード音楽大学を訪ね、Juilliard Theater (オペラ・バレエを主目的とするが、コンサートにも使う)、『Paul Recital Hall (小ホール)』、『Alice Tully Hall (コンサート・ホール)』の三ホールを視察。撮影、およびメモを整理。あわせて図書館の施設を見る。

4/8 (火) 飛行機でロス・アンジェルスへ向う。カリフォルニア大学ロスアンジェルズ分校音楽学部(シェーンベルク・ホール、オーケストラ練習室等の施設をポップー教授の案内で視察。撮影。シェーンベルク・ホールについては、詳細なデータをまとめた書類を受領。

4/9 (水) 再度、上記音楽学部を訪問、総合大学における音楽学部では Doctor of Philosophy を与えているので、その実態について調査研究、あわせて図書館の施設を見る。

4/10 (木) ロス・アンジェルス発、機上で日付変更線を越える。
4/11 (金) 帰任。

実際に演奏を聞いた各ホールについての
音楽的印象(略)

ま と め

三週間にわたる視察旅行の間に、さまざまな経験を重ね、見聞を

ひろめることができたが、一言でそれをまとめることは、たいへん難かしい。

ただ、アムステルダムのコonselトヘボー、ヴィーンのムジークフェライン等の世界第一級の定評のあるホールを視察し、またそこで音楽会を開いて、なんとなく感じていたことが、ニューヨークのリンカーン・センターのフィルハーモニック・ホールの改築の基本方針につながっていることを知って、非常に興味深かった。

フィルハーモニック・ホールの改築についての“*The New York Times*”の記事は、もちろん新聞の読み物として受けとめるべきだが、重要なポイントを数多く含んでいるように思える。

過去の名ホールに学ぶとともに、音楽的な耳と結びついた音響設計を基本として、東京芸術大学の新奏楽堂を建てることのできるならば、幸せであるというのが目下の感想である。

(横書き)
(設備準備委員会議事録)

資料⑥

奏楽堂建設準備委員会

第二分科会(第一回)議事要録

日時 昭和五十年五月二十二日(木) 十時三十分から十二時十分

場所 事務所第二会議室

出席者 福井学長、石桁音楽学部長、森局長

浜野、服部、山本主査、ほか 十四名

議題 (1) 学長の挨拶

(2) 第一分科会のまとめについて(第一分科会の主査説

明)

(3) 今後の会議の進め方について

(4) 海外視察についての報告

会議概要

会議の司会は、主査団を代表し、浜野主査によって行われ、午前十時三十分から開会された。

冒頭に福井学長から挨拶があり、引き続き第一分科会の服部主査から、第一分科会のまとめについての説明があつて、今後の第二分科会をどう進めるべきかの問題について、討議する予定であつたが、時間の関係上直ちに服部主査並びに山本主査の海外視察による報告がスライドと報告書によって行われ、第一回の第二分科会は、午後十二時十分をもって終了した。

次回は、五月二十九日(木) 午前十時三十分から行うことに決定し解散した。

議事要録

浜野 服部、山本両先生の誠に完璧な運営とまとめをなされたあとを受けまして、この委員会は三人の主査団によって運営されることになりました。

まだ三人でどういう風にこれを運営するかということが煮つまつておりませんが、今日はあとで服部先生、山本両先生が外国のホールその他で報告される場面がございますので取りあえず私に議事を続けさせていただきます。

今日は、特に第一回でございますので委員長であられる学長・

副委員長であられる学部長がご出席していただいております。

先ず委員長のご挨拶とそれからこの会が第一分科会のあとを受けておりますので、第一分科会の主査、副主査のまとめ並びにご報告をしていただき、続いてごく短い時間になると思いますが、今後の委員会の運営方法等について、暫くお話し合いねがいあと十一時頃から一時間位いの予定で服部、山本両先生がこの度びヨーロッパを視察されましたご報告をお伺いしたいという段取りで進めて参りたいと思います。

学長 今日皆さんご多用のところお集りいただき有難うございます。いま浜野さんからお話しがありましたように第一分科会の方で長い間ご検討いただきました新奏楽堂の目的・性格・規模等についての報告等もすでに皆さんのお手元には、いつていることと思います。又お目を通していただいたことと思います。非常に綿密な報告書をいただいております。今日は、第二分科会の方々のお集りでございますが、今後も又、皆さんに非常なご苦労をおかけすることと思えます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

第二分科会としましては、第一分科会の報告書を十分生かしていただき設計の基本に関する事項について、これからご検討していただきたいと思えます。又、来年の六月に概算要求に必要な設計に関する資料を年内までには、なんとかしてまとめていただきたいと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

なお、これから今日ご報告のとおり映写を通して海外のホール等の施設のご報告を伺いまして、これに基づき十分ご検討いた

きたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

浜野 いま委員長(学長)のお話しにございましたとおり第一分科会の報告書を十分生かすよう、そして、五十二年度の概算要求にかけるための設計資料について十分やってほしいとのこと。そういう意味でこの分科会は、第一分科会のまとめが前提になるわけでございますので、ここで第一分科会の主査並びに副主査の服部、山本両先生に第一分科会のまとめ並びに今後の課題というようなものについて、簡単にお話し願いたいと存じます。

服部 第一分科会のまとめにつきましては、各委員のお手許に報告書がとどいていることと思えます。それに基づき、今後の第二分科会の審議に受け継ぐべき点を申しのべさせていただきます。長期的に考えますと、第二分科会はいくつかの会期に分れて仕事を進めることになろうと思えますが、まず大切なことは、いわゆる「基本設計」を開始することができるために、施設の諸元について煮つめることであり、その関連から第一分科会で未決定となっている点が重要な意味を帯びてくることと存じます。

以下報告書の本文に基づいて申し上げます。

「新奏楽堂の目的」について

(1) 「大、小ホールを併設する事が望ましい」と規定されていますが、その併設の仕方が重要な問題点となります。

(2) 大ホールを大学講堂として用いることは、自明のことです。ありますが、それと同時に「パイプオルガンを具えたコンサートホールを主体とし、管弦楽、オペラ、合唱、大編成の邦楽等の用途に対応することを目的とする」と記されています。

これらの用途に、具体的にどう対応するか、また用途別の要求をどう調整するかが、今後の討議の問題点であります。

- (3) 小ホールについても、それぞれの用途に具体的にどう対応するか、また用途別の要求をいかに調整するかが、同様に問題点であります。

「新奏楽堂の性格」について

報告書では、まず基本的にあるべき姿を論じ、次に

- (1) 「大学の管理運営に支障のない限り、公共性をもたせる」と規定していますが、ここで管理運営の問題と、公共性は、不即不離の関係にあり、またどの程度まで公共性を持たせるかが、設計の基本にかかわると同時に、建築上の規制とも関連をもつてくるものと思われれます。

- (2) 次の段落に「本字における教育、研究の現状および将来における発展を考慮して設計を進め」とありますが、ここでは、教育、研究の現状の正確な把握と、可能な限りの将来への予測が要請されます。

- (3) さらに「音響的特性において卓越したものとすることが必要である」とあります。新奏楽堂を音響的特性において卓越したものとすることは、至上命題であります。経験ないし感性と科学の接点も、もっぱらここにかかっています。ついては、今後の討議の進め方の中で、どういうメンバーシップをとるか、また、今後の審議、実際の設計、さらに完成後の測定にいたるまで、音響設計をいかに位置づけるかが重要な課

題であると考えられます。

- (4) 次に「周囲の環境と調和した格調高い施設とする」とあります。その調和の仕方について、他ならぬ芸術大学の立場と見識から、充分に考える必要があります。

- (5) 最後に、「諸設備は、安全、確実、容易に操作できることを旨とし、更新および増設の可能性を見込むものとする」とあります。ここでは、空調・音響・舞台操作・調光等に関して、どのような設備を導入するか、将来まで見越してよく研究すると同時に、それに管理要員の問題がからむことも忘れてはならないであります。

私見ではありますが、ホールは常に外部から客を入れた状態で使うとは限らず、平素の練習や学内発表、試験等にも使われるのでありますから、簡易操作のできる副調整装置、副録音装置等を、ステージ脇に置くとか、暖冷房等も、幾つかの回路に分離して用いうる可能性等を考えておく必要があるかと存じます。

「新奏楽堂の規模」について

——大ホール——

- (1) 第一分科会の報告では、第二分科会を不必要に拘束することなく、かつ第二分科会への移行を円滑にするために、「大ホールの収容人員は、一、〇〇〇ないし一、三〇〇程度とし、ステージおよび客席の空間は、八、〇〇〇ないし一〇、〇〇〇m²程度とする」というように、ゆるやかな規定を行っています。今

後の討議では、ホールの形状、音響特性等を重視しながら、これらの数字を具体的に煮つめてゆくことが必要であります。

(2) 次に「ステージの奥行および袖は、可能な限り広くとる」

とありますが、現実的な要求と制約の中で、しかるべき数値を決定して行かなければなりません。

(3) 同様に、本文中に示された問題点として、次の諸問題があります。

a. プロセニアム・アーチの仮設の仕方

b. 吊り物の下げ方

c. オーケストラピットの設置の仕方

(4) 「格納場所については、適当なスペースをとる」とありますが、その具体的な広さ、場所の取り方、とくにステージとの関係が大切な問題点であり、あわせて搬入、搬出についても考えなければなりません。

(5) 「楽屋部分は、教育および研究の目的を充足しうる範囲にとどめる」とありますが、種々の用途に応じて、どのような楽屋の形態が最少限必要かと考え、それらを調整しなければなりません。

——小ホール——

小ホールについても、同様の趣旨の諸問題がありますが、時間の都合上省略します。

——ホワイエ——

「ホワイエについては、これを展示スペースに兼用することを考慮する」と本文中に記されています。いうまでもなく、玄関ホ

ールからホワイエ、オーデイトリアムがどうつながるかは、良く考えなければならぬ問題点であります。携帯品預所なども、これに関連して討議されるであります。

また展示スペースに何をどう展示するか、展示スペースにどの程度の公共性を持たせるかも、それに附随する管理上の問題とあわせて討議されるべき事柄であると思われれます。

以上をまとめて見ますと、きわめて多様な問題があり、予算・立地条件・法規上の制約・公共性に伴う具備条件・管理運営上の問題などからんで問題の様相は多次的であります。それらの諸問題をどう扱うかというプロセスをまず討議することが必要かと存ぜられます。

最後に、若干の私見を付け加えることをお許し願いたいと思います。問題は、考えれば考えるほど複雑多岐であり難かしいものに思われます。けれども、建てなければならぬものは、いずれは建つてありましよう。ただ根本的に重要なのは、奏楽堂についての基本的な認識であります。建物というものは、単に空間的な建造物であるにとどまらず、時間の中に生きるものであり、その歴史は、建物自体が作るのではなく、実は人間が作るのでございます。第一奏楽堂の輝しい歴史は、その建物とともに生きた人々によって作られて参りました。われわれは、今たまたま改築期に当るが故に、選ばれて委員になりましたが、数多くの先輩に代り、またこれから先芸大で学ぶべき数多くの後輩に代って、最善を尽し、責務を全うしなければなりません。

その責務を全うするために、以下の三つの事柄が何よりも肝要かと存じます。その第一は、己れを虚しくすること。第二は、自己の経験・知識・能力を喜んで提供すること。第三は、互いの和を重んじることであります。

以上の精神こそ、第二分科会の進行の柱でなければなりませんし、また時間という次元を通じてそびえる奏楽堂の真の礎石であり、第一代奏楽堂から、第二代奏楽堂に受け継がれるべき根幹であろうかと思えます。幸いに第一分科会は、委員全員の己れを虚しくした御協力を得て、和をもって始め、和をもって終ることができました。そのことを感謝の念をもって思い浮べますと同時に、第二分科会も同様であつて欲しいと心から念願するものでございます。

浜野 第一分科会のまとめ、ならびに今後の課題などについて適切な指針をいただきまして、我々もこれからこの会を進めるにあたって、方向づけをいただいたような感じがいたします。次いで、最初に申上げました今後の議題の案といたしまして、今後の運営について話し合いをするというのを申し上げましたが、既にご承知のようにあと一時間の報告を考えますと、もう時間がきてしまいましたので、今後の運営については、次回に廻したいと思えます。なお森事務局長には、一委員として出ていただきたいとおりますので、何か事務的な面についてお話しただくことがございましたら、よろしく願います。

森 別に何もございません。

浜野 今回は、なお二十九日(木)の十時三十分からということに

予定いたしております。この会には、しっかりと名簿と、又ご案内もきちんとした会にしたいと思います。それでは時間もきておりますので、服部先生、山本先生のヨーロッパの視察に行かれました報告をいただきます。よろしく願います。

服部 山本学治先生と私と二人に報告させていただきます。スライドを使い提出いたしました報告書にしたがい説明申し上げますが、報告書の文書は、綴込んであります。

どういう日程で歩いたかにつきましては、服部・山本両人は、途中から順路を代え、山本学治先生は、フランスとイギリスを通り、私は、アメリカに廻るという具合に日程が食い違っておりますが、細かい点は省略し、ただちにスライドを映写しながらお話しを進めたいと存じます。

では、私が写真について簡単に説明したあとで、山本先生から補足説明を願う順序で進めて参ります。

(八十八枚のスライド使用により説明が行われた。)

以上をもって閉会。

以上

(横書き) (設備準備委員会議事録)

資料⑦

新奏楽堂の設計の基本に関する事項について(報告)

昭和五十一年四月八日

東京藝術大学

奏楽堂建設準備委員会
第二分科会

昭和五十一年四月八日

第二分科会

主査 服部 幸三

同 浜野 政雄

同 山本 学治

東京藝術大学奏楽堂建設準備委員会

委員長 福井直俊 殿

副委員長 淀井敏夫 殿

同 石桁真礼夫 殿

新奏楽堂の設計の基本に関する事項について（報告）

当分科会は、昭和五十年五月二十二日、第一分科会に引き続いて新奏楽堂の設計の基本に関する事項について審議するよう委嘱を受けて以来、十三回にわたり会議を開き、またアンケートによる調査等を実施してその概要をまとめましたので、付帯書類を添え報告いたします。

奏楽堂建設準備委員会第二分科会第一回会議における

委員長（学長） 挨拶（昭和五十年五月二十二日）

（この部分は本書一〇七八頁既載の学長挨拶と同一につき省略）

I 審議および調査の経過について

a 審議の方針

本分科会は、昭和五十年五月二十二日の第一回会議発足に当たって委員長挨拶を出発点として審議を進めた。審議を進めるに当たって特に意を用いたのは、以下の諸点である。

1. 第一分科会の新奏楽堂の目的・性格・規模等についての報告書に基づき、これを前提として論じること。

2. 立地条件、予算規模等の現実的な条件を考慮しながらも、そのみに把われることなく、新奏楽堂のあるべき姿についてその設計の基本的な事項を論じること。

3. 大学執行機関および実際の設計等を不必要に拘束することなく、かつ、今後の建設への移行を円滑にすること。

b 会期の調整

本分科会は、当初昭和五十年末までに審議を終えることを目標に計画したが、会議の進行に伴ない、昭和五十一年二月まで延長を余儀なくされた。

なお審議については、その内容を概ね次のように区分した。

1. 昭和五十年五月～七月（第一回～五回）

課題に関する自由な意見の交換

2. 七月～九月

課題についてのアンケート調査実施とその集計、整理

3. 九月～五十一年二月

審議のまとめ

II 新奏楽堂の設計の基本に関する事項について

設計の基本に関する諸元について検討を課せられた第二分科会は、会期をとおして十三回の会議を開き、またアンケートによる調査を実施したが、その結果を新奏楽堂の建築上、音響上、管理運営上のそれぞれの問題に分けて次のようにまとめた。

これらのまとめは、いわば大学全体の希望であるから、今後実際の設計に当ってできるだけ実現されることを期待している。なお、本分科会としては、新奏楽堂に大ホールと小ホールが併設されることを前提として討議した。まとめの中で、小ホールについてはふれていない項目もあるが、これは具体的な設計の進行をまわって専門委員会等で検討されることが適当であるとの合意によるものである。

1 建築上の問題について

a 規模

(大ホール)

収容人員を一、〇〇〇名、容積を一〇、〇〇〇^m程度とし、音楽演奏のためのホールとして音響的にすぐれたものであり、かつ、学校行事、式典等の使用についての機能をも備えたものとする。

(説明)

収容人員については、敷地等の制限を考慮しながら、本学における大きな式典である入学式や卒業式等の学生および教官の総数や公開の演奏会における参加者数の想定に基づくものであり、容積については、収容人員に対して望ましい残響時間を保持するための音響上の理由による。

なお、できれば収容人員をより多くしたいとする意見もあったが、大勢としてこのようにまとまった。

(小ホール)

収容人員を三〇〇〜五〇〇名とする。

(説明)

大ホールがコンサートホールを主体とするのに対して、小ホールは小規模の演奏、実験演奏、試験等の種々の目的に応じられるためのものであって、収容人員に幅があるのは、能舞台の仮設等によるものである。容積については、当委員会では特に審議せず、今後の検討に委ねることとした。

b 形状

(大、小ホール)

ホールの形状は、矩形または扇形(矩形に近い)とする。

(説明)

形状については、よいホールについての各委員の経験上の判断によって、希望的意見としてこのようにまとめた。

c 内装材

(大、小ホール)

天井、床は木材、壁面にも木材が望ましいが、木材以外のものを使う余地を残す。

(説明)

ホールの内装材としては、木材のほかプラスター、漆喰、コンクリート、繊維材等の意見があったが、演奏者および聴衆としての経験上から木材がよいという意見が多かった。

なお、これに対しては、専門委員より科学的な音響設計上、材料の選択には自由度を持たせる必要があるとの指摘があり、また防災上、建築法規からも検討する必要がある。

d 施設の細部

(1) ステージ関係

① 間口、奥行

(大ホール)

ステージの間口は十八〜二十mとし、奥行は、パイプオルガンを正面に置いた場合、パイプオルガンの厚さを含まないで十六m前後とする。

(説明)

この間口幅は、本学のオーケストラのフル編成の規模に見合ったものである。奥行については、このホールがコンサートを主体としながらもオペラの上演も可能であるためには、是非これだけはなければとの意見によるものである。

以上に関連してステージの天井高について討議が及んだ。当大学の敷地の建築物の高さは、十五mに制限されているため、地下に掘り下げなければ建築的に天井高の最大は、十三m位ではないかとする意見に対して、オペラ上演のためには十六mは必要とする意見があった。

② 床仕上げ

(大ホール)

ステージの床は板張りが前提となるが、床面には切れ

目を作らないこととする。

(説明)

床を切るかどうかは次頁の「迫り」にも関係があるが、切れ目を作ることは演奏に際して音響上に悪影響があるとの意見が多く、このようにまとめた。

③ 迫り

(大ホール)

原則として「迫り」は設けない。

(説明)

大ホールは、コンサートを主体とするので「迫り」を設ける必要はないとの意見であった。

(小ホール)

必要に応じて「迫り」を設ける。

(説明)

小ホールの「迫り」については、第一分科会報告書においても試案として二つの「迫り」を設けることを提案しているが、小ホールの多様な目的に応じて能舞台等のための「迫り」を設ける必要がある。

④ 楽壇

(大ホール)

オーケストラ、合唱のための楽壇を設ける。

(説明)

楽壇は電動による方式も考えられるが東京文化会館大ホールのように車をつけて移動できるようにし、移動後

の収納場所をあらかじめ考慮しておくこととする。

⑤ 所作台

(大、小ホール)

邦楽演奏のための所作台は大、小ホールともに必要であるが、大、小ホールに共用できるものとする。

⑥ オーケストラピット

(大ホール)

オーケストラピットは設けるが、その規模に関しては設計の進行に俟って定める。なお、オーケストラピットは電動式として上下動を可能にすることを考慮する。

(説明)

このほかオーケストラピットの可動な部分を一部分とし、その他の部分はステージの下にのびている形としてピットに収容できる人数の範囲を調節し得る方式とする意見、ステージの下を倉庫としてピットがその連絡のためにも使用できるようにするなどの意見などがあり、今後の検討に委ねる。

⑦ プロセニアムアーチ

コンサートホールを主体とする大ホールの趣旨にかんがみて固定したプロセニアムアーチは設けないが、オペラの使用のため仮設可動式のもの設ける。

(説明)

プロセニアムアーチについては、照明の機能を備えたタワー式にしてはどうか、あるいはまたNHKホールの

可動プロセニアムアーチを参考にしてはどうかとの意見があった。

⑧ どん帳

(大ホール)

なんらかの形で幕を設けるが、いわゆるどん帳のように上に引き上げるようなものは考えない。

(説明)

上に引き上げる方式は、敷地の高さ制限法規によって不可能である。

⑨ 照明

(大ホール)

ステージ部分の照明は、天井、客席後部からの照明、あるいは照明タワーによるものとする。

(説明)

照明についてはこのほか、ステージ上にブリッジを組んで行うという意見、あるいはステージ上に照明装置を設けることは演奏上よくないとする意見があった。またステージばかりでなく、オーケストラピット譜面台のための照明も考慮しておくようにとの意見があった。

⑩ 音響反射板

(大ホール)

音響反射板については、ステージの上部、両側面、奥に吊物等との関連において設けることを考慮する。

(説明)

大ホールが純然たるコンサートのためのものであれば、いわばホールを一つの楽器と考えた箱形のものですればよいが、オペラの上演も考慮すると音響反射板を設けなければならぬとの意見があった。

⑪ ホリゾン

(大ホール)

ホリゾンについては、ステージの正面に簡単なものを設ける。

(説明)

このことについては、オルガンが正面にあるか無いかで事情も異ってくるし、ホリゾンの材質や格納法など検討を要する問題もあるが、一応ここでは簡単なものを設けることでまとめた。

⑫ 吊物

(大ホール)

オペラや邦楽のために吊物が必要であるが、その方法として第一分科会の報告書におけるように天井反射板の隙間の利用や天井反射板の可動等の方式を参照することとする。

(説明)

なお、邦楽のためには松羽目を吊す装置が是非必要であるとの意見であった。

⑬ ステージ袖

(大ホール)

ステージの袖は、立地条件の許す範囲内で下手だけでなく、上手もできるだけ広くとる。

(説明)

大コーラスの出退場や交替等のためにステージの両袖をできるだけ広くとるようにする。

⑭ その他

○どん帳、照明、音響反射板、吊物等の討議にあたって大ホールの全体的な形を考える必要があったが、これについては敷地における建築物の高さ制限や予定されている地下新幹線等のことも考慮して、大ホールの形としてはフライを設けない一つの箱型を想定せざるを得ない(の)ではないかとの意見があった。

○またメインステージの周辺にピアノの収納庫を設けたいとの意見があり、これに対してもし設けるのであれば湿度や温度の差によって調子が狂うのを避けるため密閉方式にはしないようにとの意見があった。

(2) 客席関係

① 椅子

(大ホール)

椅子の材質としては、空席や満席によって残響時間の差の少ない音響的にすぐれたものとし、充分なゆとりをもった配列とする。

(説明)

なお、材質としては、経験上木質がよいとの意見もある

った。椅子の配列については、現在の傾向としては昔よりかなり広くなっており、NHKホールの例では椅子の幅は四十八〜五十cm、前後の間隔は九十cmとの特別委員の説明および配列については法規上の制限を勘案する必要があるとの指摘があった。

② 傾斜

(大ホール)

客席は、全体がゆるやかな傾斜をもったワンスロープが望ましい。なお、客席のどの部分からもステージが充分見られることを配慮する必要がある。

(説明)

ここでワンスロープとしたのは、二階席あるいは三階席とした場合例外なく階下の陰の部分の音響が悪いという多くの意見による。傾斜の程度については、急な勾配であればステージが見易く、かつ音もよく通る点から音響的には好ましいが、建物の高さ制限に係りてくる恐れがある。一般的には一列おいた前の席の頭越しに舞台が見える程度のスロープがよく用いられているとの特別委員の意見であった。

(小ホール)

小ホール客席部分は平面床とするが、必要によって後部に段床を設ける。

(説明)

小ホールは、様々な用途に使用することが考えられる

ので一応全般的には平面床とし、椅子も固定せずに可動し得るものがよいとの意見が多かった。

③ 採光

(大、小ホール)

客席部分については、自然採光を配慮する。その際、遮光や遮音に注意する。

(説明)

新奏楽堂は、大学のホールであると同時に講堂としての使命も持っており、昼間に長時間使用することが多いことを考えると運営上自然採光を考えざるを得ない。自然採光の方法としては、天井および壁面から採ることが考えられるが、特に音響設計上外部の音の遮音に関しかなりの難点になる恐れがあるので今後の検討が必要である。

④ その他

通路については、足音等が演奏の妨げとならないよう十分に配慮する必要がある。そのためにカーペット等を敷くかどうかについては管理上の問題もあり、今後の検討にまたねばならない。

(3) オルガン

(大ホール)

ステージ正面か、あるいは正面左、右等の場所に備えることとするが、具体的には設計の段階に委ねる。

(説明)

本委員会ではオルガンそのものの機能というよりは大ホールにおける楽器の取り付け位置について討議した。このことについては多くの意見があった。例えばコンサートのためには正面奥がよいとする意見、必ずしも正面にこだわらないとする意見、あるいは正面奥では最長のパイプが入らないのではないかとする意見、オペラ等のためには正面を避けた方がよいとする意見等であって現在の段階では決定しかねた。

(4) 楽屋関係

(大ホール)

個室、大部屋、更衣室等必要のものを設ける。このほか、邦楽用の和室が必要であること、また施設としてはロッカー、洗面所、シャワー、鏡、モニターテレビ等が必要であること、盗難防止の配慮が必要であることや、ステージと楽屋部分は相互の遮音に注意した上で同じレベルであることが望ましいなどの意見があった。

(小ホール)

楽屋については、できれば大ホールと共用とする。

(5) ロビーホワイエ関係

設計上可能な限りゆったりとした適当な広さをとり、外部との調和を考える。また展示スペースについても考慮する。

(説明)

ロビーホワイエについては、敷地の制約もあり、十分な広さをとることはむずかしいであろうが、公園内である立

地条件を考慮して周囲の緑との関連を配慮した設計とする。展示スペースを設けることは管理上の問題もあるが、国立劇場やスカラ座などの例が出され、何等かの形で設けたいとする意見が多かった。

(6) 空調

空調については、専門家の設計にまづ。

(説明)

空調設備の騒音防止は、大きな問題であるが、一般的に完全なものにすることはかなりむずかしいことが話し合われた。また空調による気圧の差によって起る舞台と客席間のいわゆる「舞台風」についても設計上充分検討の必要がある。

(7) 録音、再生装置、映写設備

(大ホール)

大ホールには、録音、再生拡声装置、映写設備等必要なものを備える。

映写設備については、三十五mmのものは考えない。

拡声装置は、講演用ばかりでなく、ステージ演奏の効果や補助の役割りも果せるものとする。また、マイクローフォン、スピーカー、ビデオ等のためのコンセントを充分に設けること。

(小ホール)

大ホールの設備のほか、実験演奏についての装置も考慮する。

(説明)

映写設備については、まず本学のホールとして必要かどうかが話し合われた。講演やオペラ等に十六mmの映画や幻灯が使用されることはあり得るかもしれないが、少なくとも特別な映写室や映写装置の必要な三十五mmの映写機については考える必要はないとの結論であった。

録音、再生については、講演用のほかオーケストラの練習指導、オペラの拡声、効果補助、放送局による録音、録画、客席からのオペラ指導、あるいは天井吊マイクのためなどに多様な用途のためになるべく多くのコンセントを用意する必要がある。なお、実験的電気音響設備については、大ホールが主として舞台を中心とする演奏に使用されるであらうことや、残響時間を長く保つように行うことから、小ホールの装置として考えることとする。

2. 音響上の問題について

a 室内音響

(大ホール)

ホールのポリウム、形状、材質等、今後の専門的な検討によって使用目的に合った最適な残響時間をもつホールとする。

このほか、側壁、反響板等によって音の方向性や拡散についても十分な考慮をほらう必要がある。

(小ホール)

このホールで行なわれるものの内容に適合した残響時間

等の室内音響を考慮する。

(説明)

大ホールについては、残響時間をできるだけ長くとうにしたいとするのが一般的な意見であったが、特別委員よりホールの音の良さは響きの長さだけではなく、舞台から直接音が出て天井から反射してくる音、側壁から反射してくる音、そして響きの長さなどの全部が総合されたものであることの指摘や、残響についてはNHK交響楽団のメモバーや指揮者などの評価によると多目的ホールにおける多くの経験では中音域で満席時一・五〜一・六秒位のものが良いという例などが示された。

また室内音響関係は、その性質上完全を期することが困難であるからあらかじめ追加工事を予定しておいて、完成後改善策が講じられるようなことはできないかとの意見があった。また客席部分が満席または空席である状態がまちまちの場合が多いことを考慮して、音響について何らかの形で残響時間の調節機能を持った設備を取り入れてはとの意見もあった。

小ホールの残響時間については、短めでよいとの意見が多かった。

なお、既設のホールで経験上良いとしてあげられたホール名は、次のとおりである。

- ・ ウィーンムジックフェラインザール (コンサート)
- ・ 神奈川県立音楽堂

・大阪フェスティバルホール (多目的)

・名古屋市民会館中ホール (〃)

・岩手県民会館ホール (〃)

・旭川市民会館ホール (〃)

・埼玉会館大ホール (〃)

b 遮音

(大、小ホール)

専門家の意見によって完全なものとする。

(説明)

敷地の地下には既設の線路があり、新幹線の計画もあって振動遮断については設計上十分な配慮が必要であるが、このことについては、今後の専門家による検討にまつこととした。

c 電気音響

このことについては、1.マ、d(2)マ^レ7項で既に討議してあるので改めて討議しなかった。

d その他

クロック、洗面所、駐車場、倉庫等を完備するようにとの意見があつたが、これらは今後専門委員会等で検討の上可能な限り設計の段階でとり入れる。

3. 管理、運営上の問題

新奏楽堂の実際の管理運営のために、照明、舞台、音響、電気空調の四つの係りによる技術関係部門と技術以外の事務面を担当する庶務部門からなるひとつの組織が必要であり、これと

は別に大学として総合的な見地から管理、運営事項を審議決定する委員会等の組織の設置が必要であろう。

(説明)

ホールでの上演あるいは演奏の種目や内容によっては、舞台の転換等に多くの人手を要するが、外部からの臨時的な人員以外に実際の操作上にも、また安全対策上にも技術関係、庶務関係のそれぞれの係りに専任の職員が必要であろうことが話し合われた。

しかし、その人員や具体的な組織については今後の検討にまつこととした。

なお、新奏楽堂とは目的、規模、用途も異なるが、NHKホールの例を参考までに示すと、技術面での職員は照明七名、舞台九名、音響四名、電気空調六名で、外部に貸す場合は、舞台四名、照明二名、音響一名を付けるとのことである。

III 日程・議事・調査事項等

50・5・22 第一回分科会

1 第二分科会の任務について

2 第一分科会のまとめについて

3 第二分科会の進め方について

4 第一分科会服部主査および山本副主査の海外

視察報告

50・5・29 第二回分科会

1 第二分科会の審議項目について

安川加寿子 山本武雄 ○山本学治
山本正人 吉田正雄 渡辺高之助
○ 主査

特別委員

中村俊一 山本照二

b 付帯書類一覧

- (1) 議事要録(第一回～第十三回)
- (2) 設計の基本に関する事項調査のためのアンケート
- (3) 同上の集計と整理
- (4) NHK資料
- (5) 国鉄関係資料

(『設備準備委員会議事録』一～二二頁)

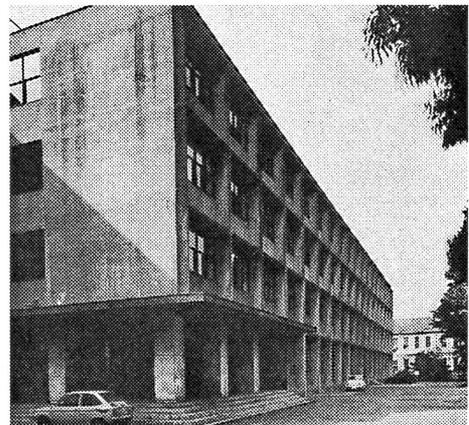
(横組)

資料⑧

昭和五十年六月から五十二年にかけて、奏楽堂建設敷地確保のため、国会議員を交え数回にわたり国立国会図書館上野分館側と会談を行ったが、不調に終わる。会談の再開は、昭和五十六年四月まで持ち越された。

国立国会図書館上野分館敷地について話し合い

1. 年月日及び場所 S 50・6・5 於 ホテルオークラ
2. 出席者 海部俊樹代議士 西岡武夫代議士 藤波孝生代議士
文部省 井内大学局長 宮地会計課長 柏木施設部長
国会図書館 宮坂館長 鈴木副館長 酒井総務部長
芸大 福井学長 森事務局長 川下会計課長



音楽学部正門側より現3号館をのぞむ。
奥に奏楽堂が見える(『昭和51年度東京芸術大学概要』)

3. 話し合い内容

- (1) 芸大より新奏楽堂の建設理由、現在の敷地とこれからの改築計画、新奏楽堂の用地の確保の困難を説明し、国会図書館上野分館の敷地の譲渡を願う。
- (2) 国会図書館上野分館敷地の変遷、新奏楽堂の規模等を説明。
- (3) 国会図書館の方針について
 - (イ) 改築計画はまだ決っていない。
 - (ロ) 国会サービスの強化のため国会内の本館のとなりに新館を建てたい。
 - (ハ) 五年位のうちに書庫を増築しなければならないが国会敷地内に建築するのは困難である。
 - (ニ) したがって、今すぐ上野分館の敷地を芸大に返すことは考えられない。

(4) 国立国会図書館法第二十二条（東京都へ移管の条項）のいきさつについて

(イ) 戦後アメリカから四五、〇〇〇坪の国会図書館を造るよう指示された。

(ロ) これが出来ると上野分館は必要なくなるので、当時焼野原の東京都民へのサービスとして都へ移管するようにとの考えによる。

(ハ) 実際には四五、〇〇〇坪のすしか建てられなかった。

(ニ) 昭和三十六年に新館の第一計画の時、東京都と話し合ったが、東京都はこの条文を知らなかった。

(ホ) その後、東京都より譲渡の話し合いがあったが、実際問題として難しいと答えた。

(5) 社会研修所の敷地を奏楽堂の用地として検討したか。

(イ) 社会研修所の土地では上野地区は住宅専用地域なので高度制限があり、狹すぎる。

(6) 文部省として国会図書館（上野分館）の替地として予定地があるか。

(イ) 社会研修所改築の時考えたことがある。

(ロ) 一つの考えとして、社会研修所には宿泊施設が無いので、芸大のお茶の水にある附属高校を現在の社会研修所の地に移し、その跡地を国会図書館に提供する。

(ハ) 社会研修所は宿泊施設も可能な別の土地に建てる。

(7) 現在、国立国会図書館の改築計画が定っていないので、他の場所に分館を建設することも決められない。

(8) 他の場所に奏楽堂を建てること、又は文化会館を使用することについて

(イ) 奏楽堂は授業の場として使用するので上野になくはない。

(ロ) 文化会館は定期演奏会で使用しているが、それさえも会場確保に苦労している。

(9) 国会図書館としても若い人を研修できる施設が必要である。また、芸大の奏楽堂を建てた場合、その内に芸術図書館的なものを造ってもらえば、上野分館としての使命も残るよう思われる。

(10) いずれにしても、国立国会図書館の改築計画が確定していない現在では話しが進展しない。

(11) 今後、文部省、芸大、図書館の三者で委員会を設け話を進めてゆくことにする。

〔横書き〕
〔奏楽堂改築計画関係資料綴〕

奏楽堂の建築敷地について

52・4・7

奏楽堂は明治二十三年に建築された建物で、すでに九十年の年月で老朽化しており、このためこれを改築することについて本学では長年にわたって検討を進めてきた。

これを建築委員会に計り新奏楽堂の目的、性格、規模等について検討を進めて参りました。そしてこの度ここに奏楽堂建設の準備のための委員会を設置し発足させることになり、奏楽堂建設準備委員会第一回総会を昭和四十九年四月二十二日に開催し、審議願うこと

になった。

建築のための敷地は現在の芸大敷地内では狭いので隣接の国会図書館上野分館敷地を譲受け、これを含めての敷地に奏楽堂を建築することを考えている。

そのため現在まで数回にわたって国会図書館および文部省と折衝している。またこの問題は国会議員にも頼み話を進めている。又現時点で進んだ話は国会図書館としては、他の代替地があれば、その土地と交換しても良いと言う話になったわけである。

これについて文部省は代替地について話したところ、教育大学保谷農場およびグラウンドが目下考えられる候補地とのこと、ただこれも筑波大学の関連、財産処分地としているのでこの承諾がある、とのこと。しかし、これ以外は考えられないので、今後この線で進んでいく。

上野分館敷地について、芸大では東洋信託銀行株式会社不動産部で鑑定評価したところ一、八九三万となった。そのご文部省はこの報告を受け保谷農場の鑑定評価を行ったのである。又文部省としてはあくまでも等価交換を立前とすることなので、価額の範囲内における面積となる話し合いであった。

(横書き)
〔奏楽堂改築計画関係資料綴〕

1. 日時及び場所等 52・4・20 14時 国会図書館応接室

国会図書館側 高橋総務部副部長

文部省側 神山企画官、佐藤管財班主査

芸大側 村上事務局長、札川会計課長

2. 打合せ要旨

(1) 国会図書館上野分館敷地(七、七二九㎡)と東京教育大学保谷農場(二〇、六六七㎡)及び運動場敷地(一九、三九五㎡)とを等価で交換することとする。

(2) この場合、等価で交換のため、先づ保谷農場からとし、残り運動場部分で処理することとする。

(3) 運動場用地の交換不足残地については、国会図書館へ貸付け管理させるものとし、国会図書館は、保谷市等地元要求に伴う運動場の開放については責任をもって地元と協定し処理するものとする。

(4) 国会図書館上野分館敷地に所在する独身寮(三十三名分)一棟、世帯宿舍(八戸分)一棟の処理については、国会図書館が責任をもって推進する。この場合、猶予期間を六ヶ月一年とすること。

(5) 大蔵省理財局(筑波跡地小委員会を含む)の調整は、文部省側で措置する。(事務的処理は困難のため渡瀬氏の方へ依頼することとなる。)

(6) 国会図書館法(第二十二條)の問題は、国会図書館側で処理する。

3. 以上の打合せ内容で、双方上司の承認を得た上、事務処理を進めることで了解した。

(横書き)
〔奏楽堂改築計画関係資料綴〕

国立国会図書館敷地打合せ

日時 52・4・20日 14時

場所 国会図書館副部長室

出席者 文部省 神山企画官 佐藤管財班主査

芸 大 村上局長 札川会計課長

高橋 話の始めは、渡瀬氏が理財局に話をするからと言うことで始まったことである。

神山 早くこの話を高橋さんまとめてくれとうちの宮地課長も言っているので頼みますよ。

神山 大蔵省の理財局については、坂田先生、藤波先生で話をつけてくれるよう文部省側から頼む。

神山 交換の主体は農場敷地とし、また交換の敷地が運動場にわたり残余の土地（運動場）については文部省が図書館側に管理を依頼する。

高橋 その代りこの運動場については地元を説得させるためウィークデーにも使用出来るようお願いする。（保谷、田無市）

神山 これについては小委員会と言うかわからないが宮地会計課長に、高橋さんの顔もあるからお願いする。

神山 法改正は図書館側でやって下さいよ。

高橋 専門家^たで説得してくれ。管財の方の協約書を一本取つてくれ。

神山 上野の図書館の宿舍の移転については高橋さんの方のお願いしますよ。

高橋 宿舍の移転等については図書館が実施をする。建替するまでは暫く上野地区に残るようになるので了解して欲しい。

高橋 渡瀬氏が余計なことを言うから、うちの総務部長が怒るのである。本当に渡瀬氏は我等をおどかす。

高橋 案は非常によろしいと思う。なお保谷地区を視察したい。神山 ぜひ視察して欲しい。

（結論）

本日は事務的な打合せであるので、了解点に達している事項をそれぞれ上司に説明を行い、その結果をまた相互に連絡しあうことになった。

奏楽堂の件（国立国会〔図書〕館関係）

岸田実館長・面会

1. 期日 昭和五十二年十二月十三日（火）午後二時より約十分

問 場所 国立国会図書館館長室

3. 面会者

（図書館側）岸田館長 酒井副館長

（大学側）福井学長 村上事務局長

4. 面会内容

1. 学長より、岸田氏に対し、就任お祝い言上。懸案となっている、国会図書館上野分館^ぶを東京芸大移管^いについて、よろしくたのむ。

2. 館長は、前館長より、引き継ぎを受けているが、この件に

ついでには法律改正の必要があり、他にも関連する問題点があり容易に解決しそうにない。

3. 酒井副館長は、東京都が国会図書館の代替地を希望していると発言した。

会見の感想（村上）

この件については、相当進んでいると思われるが、館長の交替があつたのが、振り出しに戻っているようである。

〔横書き〕（『奏楽堂改築計画関係資料綴』）

資料⑨

東京芸術大学音楽学部奏楽堂建設小委員会要項

（趣旨）

第一 この要項は、東京芸術大学建築委員会規則第四条第二項及び第九条の規定に基づき、東京芸術大学音楽学部奏楽堂建設委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第二 小委員会は、東京芸術大学音楽学部奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）の建設に関し、東京芸術大学建築委員会（以下「委員会」という。）における審議の円滑な促進を図るため必要な事項を検討整理し、その結果を委員会に報告することを任務とする。

（組織）

第三 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織し、学長が任命する。

（一） 事務局長

（二） 美術学部から選出された教官 五人

（三） 音楽学部から選出された教官 十二人

（委員長）

第四 小委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選による。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3. 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五 小委員会は、委員の三分の二以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の本学職員を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

（幹事）

第六 小委員会に幹事を置き、会計課長及び施設課長をもつて充てる。

（庶務）

第七 小委員会の庶務は、施設課が処理する。

（雑則）

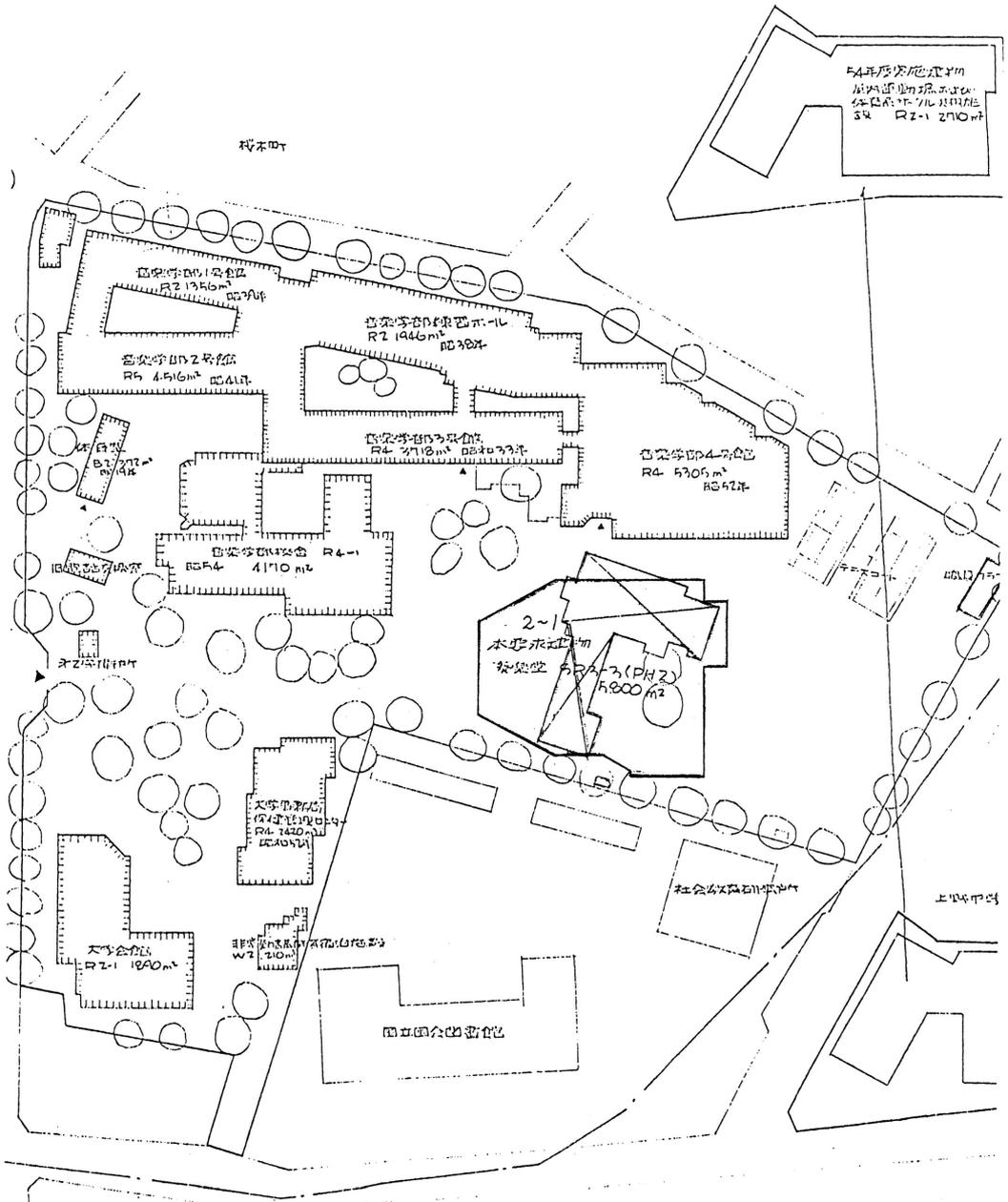
第八 この要項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、その都度小委員会が定める。

附則

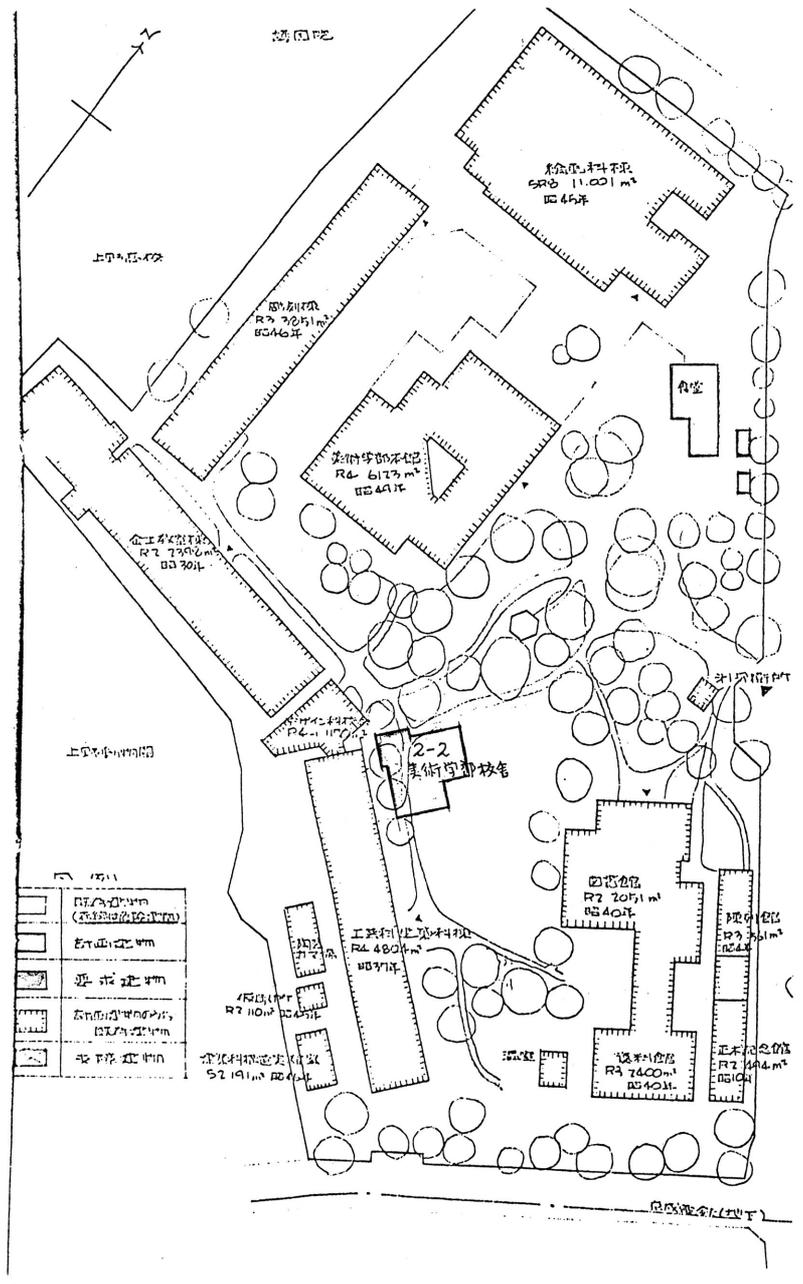
1. この要項は、昭和五十四年七月一日から実施する。

2. この要項は、小委員会の任務が終了したとき失効する。

〔横組〕（『奏楽堂関係 昭和五十四年度』）



要求地石名 | 東京芸術大学音楽堂 | 新大塚(1) | 1/200 | 記号略号 | 管理棟



昭和55年度 付属説明資料

様式B-2

概算要求書事項別説明書

学校名 東京藝術大学

1. 整理番号(2-1) 要求事項名 奏楽堂
2. 要求の概要

事項番号 ②	工事区分 ⑥	構造階数 ⑦	面積 ⑧	総合単価 ⑨	工事費 ⑩	国庫債務負担行為		備考 ⑪
						55年度	56年度	
学,理,不	前	SR3-3	㎡ (5,800) 2,320	千円 435.7	千円 (2,527,000) 1,010,000	千円 1,010,000	千円 1,517,000	(55-56国債) (奏楽堂 1,893㎡ 46年4月調査 3,310点)

3. 要求の具体的理由

- (1) 本学の現奏楽堂(木造2階建延1,893㎡)は明治23年に建てられた我国最初のオーディトリウム建築で、日本における洋楽演奏発表の場として、明治以来の多くの音楽家はここで学び、この奏楽堂を初舞台にして世に巣立っていった。またベートーヴェンを始めとする名作曲家のシンフォニーおよびオペラの名場面の数々が本邦初演として行なわれてきた由緒ある演奏会場であり、現在でも音響的に高く評価され、音楽教育上の演奏活動が盛んに行われており、教育効果をあげている。然し、この栄誉ある歴史を有する奏楽堂も89年を経過した現在では地元消防署より不燃改築を強く要望されている老朽木造危険建物であり、規模も収容席数400程度では、音の響きの優劣を生命とするコンサートホールとして使用するには狭少すぎ、従って耐震、耐火造で一定規模を有し、大学構堂としての年中行事、式典等に用いるほか、本学音楽学部の教育、研究の各課程の実習と発表に用いる機能を持つ新奏楽堂の改築は本学の多年に亘る懸案であり、悲願である。
- (2) 現在の本学音楽学部練習ホールはオーケストラ、合唱、オペラ、邦楽の各練習用の教室6を持つが、客席がないため、エア・ボリュームが少なく音の響きの処理ができないこと、演奏者と聴取者の音響的相関関係や観客に対する視線、および臨場感の不满等がある。従って本学音楽学部教官、学生の研究、学習の成果を発表する臨場感あふれる新奏楽堂を建設し、研究、教育の充実を図りたい。
- (3) 欧米の有数な音楽大学ではそれぞれ学内キャンパスに完備した演奏会場を発表の場として持っている。一例として、博士課程をもつアメリカ、ニューヨークのジュリアード音楽院は、最新設備のオーケストラ用コンサートホール、オペラホール、室内楽ホールの3ホールを具えている。我が国唯一の国立芸術大学である本学には、ぜひ新しい立派な奏楽堂を芸大のシンボルとして建設したい。

(4) 現在本学音楽学部は、現奏楽堂が老朽で役割りを果せないため年に十数回におよぶ定期演奏会および一般聴衆に公開する卒業演奏会等をすべて外部の貸ホールを利用して行っているが、そのための所要経費の問題だけでなく、最近外部のホールを借りること自体が次第にむづかしくなっている。新奏楽堂がしゅん工すればこれらの問題も解決できる。また明治以来文化的諸施設をもつ上野公園内はこの種の施設を設けるに、もっともふさわしい環境である。

(5) 本学音楽学部の教育、研究の各課程の実習と発表に用いる機能をもつためのホールとして、比較的大きな音響空間を必要とする演奏形態は奏楽堂の大ホールを充てることにより図られるが、これに対し比較的小規模な音響空間を利とする演奏形態の別がある事実にかんがみて、小ホールを併設したい。大ホールはパイプオルガンを具えたコンサートホールを主体とした管弦楽、オペラ、合唱、大編成の邦楽演奏を行い、小ホールは室内楽、ソロ、邦楽（とくに能楽）、実験演奏、試験等に使用する。

(6) 現奏楽堂は新奏楽堂新営の際、支障取こわしとなるが、これは財団法人明治村より解体後、移築保存したい旨の申し入れがあり、その覚書が昭和47年5月に取交されており、現在もこれの変更はないことが確認されている。(資料1 P30～P38〔原資料頁。本節 資料②、資料③参照〕)

(7) 本学においては奏楽堂改築にあたり昭和49年4月、学内外の構成員による新奏楽堂建設準備委員会が発足し、これの目的、性格、規模等について2年余にわたり審議され、建物の概要等についても別紙のとおり報告された。(資料2 P25～P29〔原資料頁。本書では省略。本節 資料④中のIIと同一〕)

これをうけて学内で新奏楽堂建設のため、次表のように年次計画をたて、要求を行うこととした。なおこのうち基本設計料については54年度概算要求として要求済である。

事項 \ 年次	53年度	54年度	55年度	56年度
昭和54年度概算要求奏楽堂調査および基本設計料	7 月 ◎ 要 求	← 基本設計 →		
昭和55年度概算要求 (奏楽堂5,800m ²)		7 月 ◎ 要 求	← 実施設計 9月 着工	工 事 完成

(8) 新奏楽堂の概要

構 造 SR 3-3

延 面 積 5,800㎡

主な室名等	内 容	
大 ホール (客席数 1,100)	大編成オーケストラおよび合唱 オペラ	エアボリューム 10,000㎡≦
	ステージ奥行	フルオーケストラ 合唱可能 パイプオルガン 70ストップ (正面)
	フライ (吊物)	音響反射板, オペラ用
	格納庫	所作台, 道具類迫りを利用
	楽屋	教官, 学生用
小ホール (客席数 186)	室内楽, ソロ	残響時間の調整装置
	電子音楽等	新しい音楽の演奏
	能舞台及び邦楽	舞台全体が昇降できる
展示スペース		古楽器等展示
控室等		教官控, 音出し, その他

(9) 特殊機械設備等

名 称	型 式	寸 法	性 能	完成日	諸設備 予算額	予算要求区分
パイプオルガン	70ストップ	未 定	ボリューム 10,000㎡ 対 象	製作期間 2年 据付期間 1年	約 千円 245,000	特別設備 55-56 国債
舞台機構 大ホール 舞台迫り機構 舞台吊物機構 小ホール 可動能舞台 吊物機構 大迫り機構	別 紙	紙 質 (P100~P103)	ス ト	57年3月	208,152	施設整備費 55-56 国債
舞台照明設備 (調光装置含む)	全	(P112~P135)	上	全 上	94,490	全 上
舞台音響設備 録音,再生,拡声装置 電気音響装置	全	(P136~P139)	上	全 上	135,000	56 年度 特別設備
客 席 椅 子	連結式	48cm×95cm	空席満席による 残響時間の 差の少ない音 響的にすぐれたもの	全 上	38,500	56 年度 建 新

(10) 管理、運営上の問題について

新奏楽堂の実際の管理運営のために、照明、舞台、音響、空調部門の専任技術者が実際の操作上にも、また安全対策上にも必要と考えられるが、行政機構改革のすう勢を考慮し、これら4部門の要員は兼務させることとしても最低2名の要員は必要である。

なお、新奏楽堂とは目的、規模、用途も異なるが、NHKホールの例として外部に貸す場合、舞台4名、照明2名、音響1名を付けるとのことである。

(11) 基本設計概要

事 項	内 容	依 頼 先
敷地と大ホールの位置決定	京成電鉄（地下軌道）の騒音振動の測定と対策。 附近道路等からの測定	N H K 技 術 協 力
既 存 音 楽 ホ ー ル 調 査 (国 内 外)	オーケストラ演奏者の主観評価の調査 ホールの印象 演奏の難易 響きの質と量 聞きとり易さ	本学教官等
優良ホールの調査	上記ホールの2-3につき音響的、建築的調査	N H K 技 術 協 力
音響的諸条件の決定	NC, TR等の決定	
音 響 設 備 計 画	音響室、調光（舞台、フライズ、フロント） I T V	
舞台諸元の評価に対する略設計	舞台（本上下）オーケストラピット、 プロセニウム・アーチ、迫り、サイクロラマ等	本学教官
パイプオルガンの位置	70ストップ程度	本学教官
室 型 の 決 定	上記までの資料から平面形、断面形床のシステム等の大略を決めつつ、建物全体の基本設計の発注、電気、空調等建築設備についての計画および概略計算	設計事務所 N H K
室内仕上材の決定	アンケート音響材料の調整	
模 型 実 験 1/10	模型の制作により、平均エネルギー密度等検討	N H K 技 術 協 力
工 事 費	概算工事費の算出	

(12) 新奏楽堂完成後の音楽学部カリキュラムについて

音楽学部カリキュラムは、基礎訓練、グレードの修得とその評価、公開演奏（作曲作品、研究論文等の発表を含む）という流れに沿って、一貫して組み立てられている。演奏という行為は、本質的に語りかける行為であり、評価はつねに聴衆の側から行われる。そのために、学生は学部学生、修士課程学生、博士後期課程学生と年次歴に従って、ますます厳しく聴衆（試験官を含む）の前に身をさらすことが義務づけられている。また内外の著名な音楽家を迎えて、貴重な経験にもとづく作品解釈上の指針や演奏上の示唆を、実際の演

奏会場で受講することもきわめて有意義である。それらを通じて音楽学部のカリキュラムは完成し、国立の芸術大学にふさわしい卒業者としての音楽家が誕生する。奏楽堂は、このような意味でカリキュラム完成のための必須の場所であり、完成時には以下のように使用される（資料3 P39～P53〔本書1107～1111頁。一部省略〕）。

4. 従来の施設整備の経過

年 度	学部別名称	本要求学部	名 称	面 積
昭和29年度		音楽学部	3号館練習室（第1期）	772 ^{m²}
〃 31		〃	〃（第2期）	1,352
〃 32		〃	〃（第3期）	1,594
〃 37		〃	練習ホール	1,946
〃 38		〃	2号館練習室	1,356
〃 40		〃	1号館（管理，練習，講義）	4,516
〃 50-0-100年度		〃	4号館（大練習ホール練習室）	5,305
〃 53-54		〃	5号館（一般教養，教育，管理）	4,173
計				21,014

5. 建物面積の算出

要 求 建 物 面 積	要求建物の単位名,資格面積等		整 備 可 能 面 積 の 算 出						使用変更する先の単位名と資格面積	取り壊す予定の危険建物の建築年・耐力年度	備 考 ⑥・⑦・⑧ 欄の内容、 要求事項 の定数等
	分類調査 単位名 (単位番号)	有効健全 全面積	資 格 面 積	使用変更 する予定 の有効健全 全面積	取り壊す 予定の 有効健全 面 積	55年度定 数増要求 による資格 面積の増	その他増 減すべき 面 積	整備可能 面積④+ ⑤+⑥+ ⑦±⑧			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2,416	音楽学部 (172)	17,254 ^{m²}	不足1,518 ^{m²} 危険 898	—	—	—	—	2,416 ^{m²}	—	点 M23-3310	
			小計2,416								
1,884	一般教養 (191)	2,756	不足3,407 ^{m²} 危険 107	—	—	—	—	3,514 ^{m²}			
			小計3,514								
1,500	大学講堂 (631)	0	不足 906 ^{m²} 危険 594	—	—	—	—	1,500 ^{m²}			
5,800			小計1,500					7,430			
			7,430								

6. 関連定数等

	学 生 数	教 官 数			職 員 数			計
		常 勤	非常勤	小 計	常 勤	非常勤	小 計	
美術学部	1,101	96	163	259	27	8	35	1,395
音楽学部	1,251	83	331	414	23	8	31	1,696
事務局等	—	6	—	6	91	17	108	114
合 計	2,352	185	494	679	141	33	174	3,205

種 別	ス テ ー ジ 上 演 種 目 及 び 人 員	客 席 数
大 ホ ー ル	フルオーケストラ ^マ 74人 合 唱 235人	1,100 席
小 ホ ー ル	能 仕 舞 5人～10人 小編成アンサンブル, ソロ 1人～18人 実験音楽 15人	186 席

7. 参考事項

(1) 事業日程計画

実施設計完了予定日	昭和55年 9月10日
入 札 予 定 日	55 9 20
工 程 計 画	
仮 設 工 事	55 10 25
土 工 事	55 12 20
軀 体 工 事	56 8 20
仕 上 工 事	57 3 下旬
しゅん工予定日	57 3 31

(2) 設計監理謝金経費

意 匠	13,576 千円
構 造	6,431
電 気	3,572
管	3,215
暖 房	2,858
特 殊 工 事	3,670
計	33,322

(3) その他 現有施設の取り壊し

名称	建築年	構造	面積	耐力度点数	取り壊し時期
奏楽堂	明治23年	木造 2階建	$\frac{1,893\text{m}^2}{969\text{m}^2}$	3,310	55年6月

学校名	東京藝術大学	団地名	上野	団地番号	01
-----	--------	-----	----	------	----

東京藝術大学奏楽堂

建設地 台東区上野公園12～8
 敷地面積 32,009m²
 地域地区 第2種住居専用地域, 第3種高度地区
 第2種風致地区, 第1種文教地区
 準防火地域
 建ぺい率容積率 40%, 300%
 日影規制 (10m以上の建物に対し) 3時間/2時間 (GL+4m面)
 前面道路 (都道)

計画

建物用途 音楽ホール (大ホール1, 小ホール1, ギャラリー)
 規模構造 地下3階, 地上3階, フライ部分5階
 RC造一部鉄骨造
 面積 建築面積 2,288.76m² 建ぺい率 38%
 延床面積 5,800.51m² 容積率 104%
 建物高さ 軒高 15m 最高高さ 21.5m

階別面積

	今回計画部分		今回計画部分
PH2階	15.60	地下1階	1,222.32
PH1階	15.60	地下2階	1,663.92
3階	142.01	地下3階	1,047.15
2階	482.18		
1階	1,211.73	計	5,800.51

既存建物+要求建物	建築面積	$10,027+2,288.76=12,315.76(M^2)$
	延面積	$27,331+5,800.51=33,131.51(M^2)$

要求事項名	東京藝術大学奏楽堂	概要書	記号略号	学理不
-------	-----------	-----	------	-----

[資料1, 資料2 省略]

資料3

新奏楽堂使用項目の種目別解説

※(立合教官数・出演学生数×年間回数)

学 内 演 奏 会	各科共4年次(ピアノ科のみ3年次)に行い、公開であり、採点のため各科教官[が]立ち合い卒業迄に1名1度は経験通過せねばならず、且つ本番の所要時間の約3倍のリハーサル(会場練習)を必要とする。 ※(4・9×52)
{卒業演奏 卒業公開論文審査会	別称、卒業公開試験であり、独立した演奏家として巣立ち往く者の最も重要な演目である。 これも、学内演奏と同じく、本番の約3倍のリハーサル(本番と同じことを行い、駄目押しをし、仕上げる)を各科学生共必要とする。 ※(全教官・230×1)
{修了演奏 修了公開論文審査会	大学院修士課程の修了者に課せられるものであって上記卒業演奏に準じる。 ※(担当教官・203×1)
{博士課程のリサイタル 博士課程の論文発表会	1名2時間程度のリサイタル、発表を行わなければならない。完成度の高いものであるだけに本番の約4倍のリハーサル時間を要する。 ※(担当教官・10×1)
公 開 講 座	本学学生に広く目を開かせるために、世界的な名演奏家、音楽学者、作曲家、教育家等を招へいし、講演、演奏等を行ったり、ゼミナールを行うもので、外来演奏家が主であるが、邦人の知識人もある。
学 年 末 試 験	各科毎に行うが、演奏の伸びを体験させるために広い空間を要する。 ※(全教官・700×1)
ソリストオーディション	定期演奏等オーケストラを伴った独唱、独奏者を選衡するため、音量、声量の伸びを見るため大ホールにて行う。 ※(30・20×2)
入 学 式 ・ 卒 業 式	本学の最も重要な行事で、音 美 両学部、教官、来賓、新入生、

その父兄全てを收容する。本学の最大の特徴である、オーケストラ演奏を伴う。 ※ (339・440+父兄×2)

モーニングコンサート 芸大管弦楽研究部 (70余名) により、月、水の午前練習を行い木曜日に本番を行う。これをモーニングコンサートと称し、作曲科のオーケストラ作品試験、器楽科学生のための協奏曲〔、〕指揮科学生の実習、邦楽科学生との協演等を行う。 ※ (75・延25×10)

定期演奏会 新人紹介のため、邦楽、オーケストラ (芸大管弦楽研究部によるもの、学生のオーケストラのもの) オペラ、合唱付オーケストラ室内楽。オーケストラの関わるものは、3時間×6回のリハーサルを基本とするが、他のものも総練習は本番所要時間の最低3倍は必要である。

出演者 オーケストラ 65名~75名
邦楽 延110名 合唱 180名~230名
室内楽 延30名~40名

新奏楽堂大ホール

授業時

日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日		芸大オケ	学内演奏リハーサル	オルガン練習		
月		4年学生オケ	各科学内演奏会 本番	オルガン練習		
火		芸大オケ	公開講座 (学内演奏リハーサル)	オルガン練習		
水		芸大オケ (モーニングコンサート)	各科学内演奏会 本番	オルガン練習		
木		各科学内演奏リハーサル	土曜コンサート (学生による)	定期演奏等 年10数回		
金		4年学生オケ				
土						

試験時

日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日		弦楽	弦楽	弦楽		
月		弦楽	弦楽	弦楽		
火		管	管	管		
水		指揮	低	絃		
木		オペラ	オペラ	オペラ		
金						
土						

新奏楽堂小ホール

授業時

曜日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 1 ホール

曜日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

試験時

曜日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 2 ホール

曜日	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 3 ホール

曜	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 5 ホール

曜	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 4 ホール

曜	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

第 6 ホール

曜	時	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00
日						
月						
火						
水						
木						
金						
土						

各科別新奏楽堂使用内容

	大ホー	ル	小ホー	ル
作曲	・オーケストラ作品の試演（芸大オーケストラによる）		・声楽作品，器楽作品（弦，管，打，ピアノ等）室内楽作品の試演	
声楽	・博士課程のリサイタル ・定期演奏，メサイア公演等のソリストオーディション ・公開講座（大規模）		・学部，修士課程の公開試験（学年末） ・公開講座（小規模）	
オペラ	・修士修了試験 ・オペラハイライト ・定期公演			
ピアノ	・博士課程のリサイタル ・公開講座（大規模）		・学部，修士課程の公開試験（学期末，学年末） ・公開講座（小規模）	
オルガン	・学内演奏 ・卒業，修了公開試験 ・公開講座			
弦楽	・学内演奏 ・卒業，修了公開試験 ・公開講座 ・博士課程のリサイタル			
管打楽	・金管打学内演奏 ・卒業，修了公開試験 ・公開講座（規模楽器の種類による） ・博士課程のリサイタル		・木管学内演奏 ・公開講座（規模，楽器の種類による）	
指揮	・卒業，修了公開試験（芸大オーケストラによる） ・学内演奏（芸大オーケストラによる） ・学年末試験（芸大オーケストラによる） ・公開講座（芸大オーケストラによる，学生オーケストラの爲に） ・各学年学生オーケストラ授業（4つのオーケストラ）			
楽理	・研究公開演奏会（楽理学生による）		・総合ゼミナール（全楽理教官，学生） ・公開講座 ・卒業，修了，論文公開審査会	
室内楽	・公開講座（受講の多いとき）		・学内演奏 それに伴う練習 ・公開講座（規模による）	
ソルフェージュ			・公開講座	
邦楽	・邦楽合奏研究 箏曲，長唄，三味線，尺八，囃子の合奏 ・邦楽定期演奏及びその会場練習 ・博士課程のリサイタル		・学年末公開試験 ・修士課程の公開試験 ・学内演奏（箏曲，長唄，能） ・能の定期演奏	

昭和55年度国立学校概算要求重点事項等説明資料

東京芸術大学

1. 大学の整備充実に関する将来計画の概要

事 項	概 要 等
<p>(1) 今後3年間程度の間の実現することを計画するもの。</p> <p>(2) 今後10年間程度の間の実現することを計画するもの。</p>	<p>昭和52年度に大学院博士課程の設置(芸術に関する高度な表現方法と豊かな芸術文化に関する幅広い識見を有する研究者の育成を目的とする)の主旨にもとづき、引き続き研究体制の整備充実、学部、大学院を通じての研究教育の理念にもとづく成果を追求しながら引き続き検討を進めていく、また施設整備については、本学における予てから懸案としていた奏楽堂の改築並びに附属図書館、芸術資料館の拡充整備の実現を計画している。</p> <p>上記のことを基盤とした整備計画の目的に従い、芸術の研究、教育の専門家、研究者の養成に精進したい。</p>

要求書の頁	事項	要求の概要												
18	(音)パイプオルガン購入費 (奏楽堂)	<p>本学には現在5台のパイプオルガンがあるが、すべて練習用、レッスン用の小型オルガンであり、演奏用がない。パイプオルガンの専門教育分野における演奏は、発表の場は当然のことながら必要とするものであり、今回奏楽堂新営要求と共に奏楽堂に設備するため要求するものである。なお、大型パイプオルガンの製作は、2年以上の期間を要するため、年次計画で購入したい。</p> <table border="1" data-bbox="750 676 934 1217"> <thead> <tr> <th>要 求 額</th> <th>昭55年度</th> <th>昭56年度</th> <th>昭57年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>80,000千円</td> <td>80,000千円</td> <td>85,000千円</td> <td>245,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	要 求 額	昭55年度	昭56年度	昭57年度	計		80,000千円	80,000千円	85,000千円	245,000千円		
要 求 額	昭55年度	昭56年度	昭57年度	計										
	80,000千円	80,000千円	85,000千円	245,000千円										
21	(音) 楽器購入費	<p>要求額 設備費</p> <table border="1" data-bbox="329 637 618 1371"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽 器 購 入 費</td> <td>40,711千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>楽器更新に要する経費</td> <td>69,410千円</td> <td>5年計画の第3年次分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>110,121千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	備 考	楽 器 購 入 費	40,711千円		楽器更新に要する経費	69,410千円	5年計画の第3年次分	計	110,121千円	
区 分	金 額	備 考												
楽 器 購 入 費	40,711千円													
楽器更新に要する経費	69,410千円	5年計画の第3年次分												
計	110,121千円													

要求書の頁	事項	概要																									
36	その他 (資) 芸術資料の維持保存に要する経費	<p>要求額 (改装修理費) 18,000千円 3年計画の第1年次分を要求する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別</th> <th>作品</th> <th>点数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>上村松園筆草紙洗小町他</td> <td>93点</td> <td>18,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>曾我直庵筆鷲鷹図屏風他</td> <td>81</td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>山口蓬春作洛南の巻他</td> <td>164</td> <td>18,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>338</td> <td>54,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度別	作品	点数	金額	備考	55	上村松園筆草紙洗小町他	93点	18,000千円		56	曾我直庵筆鷲鷹図屏風他	81	18,000		57	山口蓬春作洛南の巻他	164	18,000		計		338	54,000	
年度別	作品	点数	金額	備考																							
55	上村松園筆草紙洗小町他	93点	18,000千円																								
56	曾我直庵筆鷲鷹図屏風他	81	18,000																								
57	山口蓬春作洛南の巻他	164	18,000																								
計		338	54,000																								
	(施設整備費) (音) 奏楽堂	<p>新奏楽堂建設のための新営に必要な経費を要求する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項略号</th> <th rowspan="2">工事区分</th> <th rowspan="2">構造階数</th> <th rowspan="2">面積</th> <th rowspan="2">総合単価</th> <th rowspan="2">工事費</th> <th colspan="2">国庫債務負担行為</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>55年度</th> <th>56年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学理不</td> <td>前</td> <td>SR3-3</td> <td>5,800 m² 2,320</td> <td>千円 435.7</td> <td>千円 (2,527,000) 1,010,000</td> <td>千円 1,010,000</td> <td>千円 1,517,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項略号	工事区分	構造階数	面積	総合単価	工事費	国庫債務負担行為		備考	55年度	56年度	学理不	前	SR3-3	5,800 m ² 2,320	千円 435.7	千円 (2,527,000) 1,010,000	千円 1,010,000	千円 1,517,000						
事項略号	工事区分	構造階数							面積	総合単価		工事費	国庫債務負担行為		備考												
			55年度	56年度																							
学理不	前	SR3-3	5,800 m ² 2,320	千円 435.7	千円 (2,527,000) 1,010,000	千円 1,010,000	千円 1,517,000																				

昭和55年度 歳出概算要求書

東京藝術大学

要求区分	事項	説明料の有無(頁)	要 求 人 員										特別要求額	要 求 の 概 要		
			(一)					(二)							計	
			教授	助教授	講師	助手	教務職員	教諭	教諭	事務官	技官	一般職員	行(一)	行(二)		千人円
	(音)パイプオルガン 購入費 (奏楽堂)	無	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	80,000	

要求区分	事項	説明資料の有無(頁)	要 求 人 員											特別要求額	要 求 の 概 要		
			(一)			教(一)		教(二)		行		員				計	
			教授	助教授	講師	助手	教務職員	教諭	教諭	事務官	技官	(一)一般職員	行(二)技能労務職員	人	千円		
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			<p>のがある、デンマークのマルクセン社を予定している。大型のバイオオルガンを設置する場合は、設計から設置まで3カ年を要するため、昭和55年度～昭和57年度の3ケ年計画で設置したい。</p> <p>(年次計画) 昭和55年度 80,000千円 ” 56 ” 80,000 ” 57 ” 85,000 計 245,000</p>

(『昭和55年度 概算要求書綴 会計課J])

資料①

概算要求書提出後、旧奏楽堂保存を提唱する建築史家の意見が雑誌に掲載され、さらに新聞がこれを取り上げた。

大学記念講堂

藤森照信

東京芸術大学奏楽堂

上野の杜に刻まれた歴史は長く、籠められた想は深い。江戸期には、今に続く桜の花見で町人に親しまれ、かつ、徳川家の埜域として、封建都市江戸の北の固めともなっていた。そして、明治に至り、芸術の杜とかわった。この杜から近代の音と形が生み出されたことは知らぬ者としてないが、しかし、そういう歴史を語る建物が、明治の赤煉瓦に始まり、連綿と遺されて来たことは、あまり知られていない。ここに挙げる奏楽堂は、そうした遺産の珠ともいえるものがある。

明治二十三年、本邦初の奏楽堂として開設されただけでなく、長い間、唯一の音楽専用の場でありつづけた。今日まで八十九年間、上野音楽学校、さらに東京芸大音楽学部の学生は、みな、ここから巣立っていったのである。来日した世界の奏者もまた、ここで指を弾ませた。しかし、美術学校が、全卒業者の自画像と優秀卒業制作を遺すのに比べ、一期一会の想を籠めて奏でられた卒業演奏の音は、消え去って、また帰らない。では、何が、この杜で、日本の近代音楽が育まれたことを証すのであろうか。それは、八十九年間、音に共鳴し、拍手を響かせたこの建物を描いて他にはない。

建築について記す。外観は、よく往時をとどめる。車寄や窓のペディメント（三角破風）あるいは、軒の蛇腹は、一応、ルネサンス様式を示し、明治期に典型的な木造下見板張洋館の風を良く伝えている。しかし、本来のルネサンス様式に固有な厳しい規範性は感じられず、設計者の自由な裁量、そして、省略が見られる。軽やかな壁面は、歳月を重ねたペンキ塗の風合と相まって、文明開化の余韻を伝えている。

しかし、室内は、一転して厳肅な印象を与える。改修を受けた部分やパイプオルガン回りを除いて考えると、室内の見所は、天井部にある。太い横棒が水平に幾本も走り、その上に、ポールの（蒲鉾天井）がかかる。一般的にいえば、ポールト、すなわち、アーチ構造の下辺に横棒が走る時、それをタイバー（つなぎ棒）といい、アーチが荷重をうけて横に開くのを防ぐ役割を負う。しかし、この場合、タイバーであるとは思えない。日本女子大学成瀬記念講堂の天井小屋組にみられるように、タイバーは普通、細い鉄棒を用い、太い木材の例は少ない。おそらく、この横棒は、タイバーではなく、クイーン・ポスト・トラス構造の水平梁に当るものであろう。さすれば、水平梁を露出してまで天井をポールトにしたのは、音響効果を考へてのことかもしれない。

この建物が日本初の音響設計を施されたものであることは文献的に知られており、その人は、音楽学校主事上原六四郎と伝えられる。しかし、建物本体の設計者名は、伝えられていない。

〔自然〕一九七九年八月号（通巻四〇二号）三十四巻八号 一〇二頁

〔筆者注〕「自然」誌掲載後、設計者は山口半六、久留正道と判明した

「奏楽堂」を上野の森に 若手の建築史家が訴え

音楽の歴史を刻む名建築 明治村移転より有意義

絵や彫刻は形となって残る。音楽はどんな思いをこめて奏でられても、消え去って、また帰らない。一期一会。上野の森が日本の近代音楽をはぐくんできたあかしは、八十九年間、音に共鳴し、拍手を響かせたこの建物をおいてない。

雑誌「自然」八月号（中央公論社）の中で、藤森照信さん（三）は東京芸大の「奏楽堂」のことをこう書いた。明治二十三年の木造建築。外観は決して名品ではない。しかし、内装は目を見張るものがある。かまぼこ型の天井、それを支える太い横棒の水平はり、他に例のない傑作、という。そして何より、建築に刻まれた歴史は、何もものにも代えがたい。

これまで建築の保存は、名建築かどうかで評価された。「本当は、その建築が地域とどうかかわってきたか。それを問うべきです」。日本建築学会の会員として、六年がかりで、全国の大正、昭和建築を調べた。東京南部、長野、新潟を担当し、千代田区内ならあらゆる路地を歩き回った。名作でなくても、銅板がぴかぴかにみがかれていたり、街の中で生き生きしている建物がある。その美しさが心にしみた、という。

奏楽堂では、大正七年にベートーベンの「運命」が、八年「田園」、十三年「第九・合唱付き」がそれぞれ本邦初演された。ピアノのケンプも、バイオリンのシゲティも、この会場で若き音楽徒を魅了した。大学側が進める明治村への移転・保存より、上野の森に残す方

がはるかに有意義のはずだ。費用は移転で五、六億、保存なら一億円前後との試算も。

著書「日本の建築・明治大正昭和―国家のデザイン」（三省堂）で、近代建築史のレベルを飛躍的に高めた、と評価された。東大・村松貞次郎教授の門下、建築史家としては若手のホープである。

「木造だって、大事に使えば法隆寺のように千年もちます。要は持ち主が本気で残そうとするかどうか、ですよ」

（朝日新聞「昭和五十四年八月十九日」）

資料⑫

昭和五十四年九月六日奏楽堂建設小委員会資料

基本設計の委嘱内容について（覚書案）

〔施主側委員会の意向〕

1. 基本設計に当っては、施主側委員会（音楽学部奏楽堂建設小委員会）の意向を十分に重んじ、設計進行の主要な段階において、委員会の同意を得ること。

2. 設計着手に当り、基礎的なプラン（ラフ・スケッチ）を三案作製し、大学施設課をへて、委員会に提出すること。

〔立地〕―図示のとおり（本書では省略）

3. 大学敷地の西北隅（寛永寺側）にグラウンド（テニスコート現在二面、将来一面増設三面およびサッカーコート程度）を考慮すること。

〔規模〕

4. 大小ホールを含め、五、八〇〇㎡（音楽学部残面積四、三〇〇㎡）程

度とする。

〔基本性格〕

5. 最高にすぐれた音楽的な響きをすべてに優先する。

それについて重視すべき点は次の通りとする。

①機能性と省力性（人手の合理化、省エネルギー）

②本学キャンパス全体のかなめとなるにふさわしい格調あるデザイン。

〔設計の指針〕

6. 東京芸術大学奏楽堂建設準備委員会第一分科会報告書（昭和50・2・27）同第二分科会報告書（昭和51・4・8）の趣旨を重んじること。ただし、以下の点を補正する。

①数字であげた諸元の若干の増減はやむを得ない。

②オーケストラピットは可動な部分を一部分とし、その他の部分はステージの下にのびている形とする。

可動部分は、（a）前舞台（b）座席床平面（c）オーケストラピット（d）倉庫との連絡の四レベルに調整できるようにし、リフトの機能を兼ねること。

③パイプオルガンは七十箇所程度のもをステージ正面におき、吊物等を使用するときの塵埃の侵入を防ぐために、有効適切に遮蔽できるようにすること。

④その他、とくに重視すべき事項には、報告書中に○印を付し、立地条件・規模とのかゝり得ない場合、削減あるいは縮小して良いものには△印を付する。

⑤必要に応じ、委員長談話の形で、補足説明を行う。文書で取

交わす。

付帯書類

奏楽堂建設準備委員会第一分科会報告書

同 第二分科会報告書

（奏楽堂関係 昭和五十四年度）

〔横書き〕

資料⑬

（建学発五四―第一九〇号）

昭和五十四年十月十六日

社団法人日本建築学会

会長 梅 村 魁

東京芸術大学学長

福 井 直 俊 殿

東京芸術大学奏楽堂の現地保存に関する要望書

東京芸術大学奏楽堂は建築的価値が高く、かつ上野公園の歴史的環境の形成上重要な建築と判断されますので、この建築の現地での保存についてご配慮下さいますようお願い申し上げます。

理 由

1. この奏楽堂は山口半六・久留正道の設計により明治二十三年五月に竣工したもので、音楽専用のオーディトリウムとしてわが国最初の建築であります。また音響計画に基づいて設計された音楽堂としても日本最初であり、日本のオーディトリウム史上その発端を飾るにふさわしい名建築として登場しました。建設当時の技術を駆使した工夫がいろいろ見られる点で、この奏楽堂は建築学

上きわめて貴重なものではありません。

2. 加えてこの奏楽堂が木質系であることが、この建築に単なる歴史的価値以上の価値を与えています。木質系音楽堂は日本で稀有の例であり、コンクリート系音楽堂とは異なる音質が期待できる点で、今やきわめて貴重な存在となりました。現奏楽堂のもつ防災・遮音上の難点を克服するならば、他に類例のない木造音楽堂として今後とも使用に耐えるものとなりましょう。

3. この奏楽堂は竣工以来多くの著名な音楽家をこのステージから世に送り、また昭和四年に日比谷公会堂が建てられるまで、日本の音楽界、音楽教育に果たした役割は大きく、その記念的意義はきわめて大きいと考えます。また内部に装備されているパイプオルガン（一九二〇年の英国アボットスミス社製）は、わが国最初の本格的パイプオルガンであり、これの存在もまた、音楽史上重要なものと考えてよいでしょう。

4. この建築は東京の木造明治洋風建築として、慶応大学三田演説館（明治八年、一八七五）、医科大学本部（明治九年、一八七六）に次ぐ古いもので、しかも保存状況がよく、原形をよく残しております。またこれの建つ上野公園は、江戸時代から現代までの各時代を象徴するすぐれた建築を生きたまま有する、東京に残された唯一の重要な歴史的環境であります。奏楽堂は今日の上野の文化的環境を形成する重要な要素としての役割をもっています。この意味で、奏楽堂は現地、少なくとも上野公園内にあつてはじめてその歴史的存在価値を發揮できると考えます。

〔横組〕

〔明治村・奏楽堂〕

資料⑭

日本建築学会より提出された奏楽堂保存要望書について、大学評議会が取り上げた。

評議会議事要録（昭和五十四年十月十八日）

（2） 日本建築学会から本学奏楽堂の現地保存に関する要望書について

福井学長から、日本建築学会より、配付資料のとおり「東京芸術大学奏楽堂の現地保存に関する要望書」が、十月十七日早朝、第二守衛所へ持参し、学長へ手渡すよう置いていったもので、〔中略〕日本建築学会の歴史意匠小委員会の要望を理事会に諮り決議したものであること。なお、この要望書は、文化庁、文部省及び芸大に提出したものであるとの回答があつた旨、説明があつた。

ついで、福井学長から、要望書について、奏楽堂を現地保存するとすれば、新しい奏楽堂の建設は不可能である。明治村へ移管することについて、明治村事務局長と話し合ったが、経済的に非常に困難な様子である。しかし奏楽堂は絶対に欲しいとの意向であつた旨、述べられた。

村上事務局長から、明治村として経済的理由であつて具体的な本音は中々云わない。また、東京都へ移管することについても、明治村を通じて話題となつているが、都と大学とは直接話し合ひはない。今後本学としても予算が認められれば、解体し保管するより方法はないであろうとの意見が述べられた。

福井学長から、東京都も現在の財政を考慮すれば、極めて困難であり、恐らく問題にならないであろう。いづれにせよ大学の方針は全然変更してはいない旨、発言があった。

ついで、石桁評議員から、大学として明治村へ移管する方針に変更がないことを確認したい旨、意見が述べられ、福井学長もそのとおりである旨、発言があった。

(横書き)
〔昭和五十四年度評議会議事録〕

資料⑮

音楽家七名の連名による保存要望書が昭和五十四年十月二十九日、大学に提出され、これにより奏楽堂保存運動が本格化する。

要望書

東京芸術大学奏楽堂は、明治二十三年五月に竣工して以来、わが国における唯一の専用演奏会場として、昭和初期に至るまでその貴重な役割を果たし、近代芸術史上、きわめて重要な意味を持つ建築物であります。

まさに西欧の音楽文化は、すべてこの奏楽堂を通じてわが日本に根づいたのであり、ただ単に、この建築物がわが国の音楽史、音楽教育史の上で、深い記念的意義を持っているというばかりではなく、今日なお、奏楽堂が私たちに無言の中に語りかけてくる、新しい芸術的創造へ向つての、前世代の人々の不屈の精神、その歴史の重み、伝統の意味するものこそ、芸術活動、ならびにその教育にとつて、根元的な意義を持つものであります。

またこの奏楽堂は、長い歴史の中で次第に独自の音響世界を作り上げ、この規模の演奏会場としては、わが国唯一の良質な響を持つばかりではなく、同建築に装備されている、一九二〇年、英国アボット・スミス社製パイプオルガンは、すでに世界的にも貴重な存在として、広く知られております。

建築学的にも、日本建築学会がすでに、保存に関する要望書をまとめている事実が物語るように、東京における木造明治建築としては、いずれも重要文化財に指定されている、慶應義塾大学三田演説館、医科大学本部（現東京大学標本館）の二館に次ぐ、第三の歴史を持つ、学術的にもきわめて貴重な建築物であります。

したがって、本建築を失うことは、単に東京芸術大学のみならず、広くわが国の文化全般にとつて、その損失は計りしれないものがあると考えます。

私たちは、現在計画が進められている新奏楽堂の建設には、微塵も反対するものではありませんが、以上の理由にもとづき、新奏楽堂との両立の道もふくめ、日本の音楽家たちにとつて、貴重な共有財産ともいふべき奏楽堂が、大学構内に保存されることを、ここに強く要望するものであります。

昭和五十四年十月二十九日

芥川也寸志
岩城宏之
江藤俊哉
中山悌一
林光

東京芸術大学

学長 福井直俊 殿

黛 敏 郎
森 正

(「奏楽堂改築計画関係資料綴」)

資料⑬

わが洋楽の「故郷」 生きたままの伝承を

日本最初の音楽ホール

「運命」や「悲愴」もここで本邦初演奏

建築史上も貴重な遺産 上野の森にあつてこそ

奏楽堂の行方に強い関心を示すもう一つのグループがある。日本建築学会関東支部の建築学者で、さる七月「奏楽堂の文化財指定、上野保存」の要望書をまとめたほか、先月末には日本建築学会が、「上野保存」の要望書を文部大臣、文化庁長官、東京芸芸大学長に提出した。

ところで、その奏楽堂だが、校舎全体がT字形で面積五百八十五平方メートル。正面玄関わきの階段を登った二階中央部に階段状の客席三百八十八のホールが設けられている。屋根の材料が変わったほかは完工時の姿をとどめ、老朽化したとはいえずステージ正面のパイプオルガンはひととき目をひく。なかでも日本で初めてといわれる独特な音響設計は貴重なものとされている。ホール中央天井はカマボコ型にくり抜かれ、太い丸棒がわたされている。客席の床には共振防止のわら束や大きなカメラが埋められているといわれ、日本独自の音

響効果がほどこされている。そのうえ木造ホールのため「ホールが全体で一つの大きな楽器」(指揮者・森正さん)と言えるほど、その音響の良さは定評となっている。

文化庁建造物課でも「奏楽堂は、これまで文化財指定になった明治建築と同等の価値を持つもの。現在は大学側の保存計画がはっきり決まらないので文化財指定もしにくい状態で、当面は大学側の決定を見守りたい」としている。

明治建築史上、貴重な遺産である奏楽堂は、また上野公園の歴史的環境を形づくるうえでも重要な建築物とする建築学者も少なくない。日本建築学会の要望書もこうした趣旨にそった提案だった。

同大学美術学部助教授の前野堯(まさる)さんは建築学の立場から「明治村に保存するのではなくてもダメな事情」を説明する。

「上野は江戸から現代までのそれぞれの時代感情をあらわす代表的建築群があるところで、その歴史的環境は日本全国をみてもここだけ。その意味で上野公園の建物は上野になければならないんです。永年親しんだ建築物を壊すことは、東京の顔を壊すことと同じ。こんなことを繰り返せば気づいたとき東京はすっかりなじみのない荒涼とした街になってしまいます」

ことは日本人の文化のあり方、また都市のあり方にもつながる問題というわけだが、この考え方は音楽家たちの意見とも共通する。

芥川也寸志さんは「先月、仕事でライブチヒに行きましたが、ここにはメンデルスゾーンをつくった王立音楽院(現音楽大学)が当時のまま残されているんですね。滝廉太郎はこの教室で学んだと教えられ、感動したんですよ」

モスクワ音楽院の古い木造校舎、バイロイトの木造の演奏会場が当時のまま現在でも使われている例をみても、単に国民性の違いはすまされぬ問題と言いきる音楽家もいる。免罪符としての明治村保存ではなく、「生きたままの伝承」を、と構内保存を主張するグループは強調する。

上野公園の建築に関心をもつ「上野の杜の会」会員で、東大工学部建築科助教授の鈴木博之さんの意見はこうだ。「都市とは本来建物から連想されるさまざまな思い出や記憶があつて初めて成立するもので、単に物理的な建物が残ればいいというものではない。九十年近くの歳月にわたり奏楽堂に付着する膨大な連想を失うことで、本来の意味の芸術の創造ができるのか心配です」。

こうした学内外の動きに対し福井学長は「明治村移築案は大学の最高意思決定機関である評議会にかけて決めた既定方針。そりゃあ講内に残したいですよ。でも土地がない以上、移築は当然。至極簡単な問題ですよ」と強い姿勢。いずれにせよ、芸大関係者ではなくても気がかりなことである。

奏楽堂 明治二十三年五月、東京音楽学校（現東京芸術大学音楽学部）の初の音楽ホールとして建設された。設計者は学校建築を多く手がけてきた山口半六氏と久留正道氏。客席数は三百八十八。音楽専用ホールとしてわが国最初の建築で、また音響計画に基づく設計の音楽堂としても初めて。昭和四年に日比谷公会堂が建てられるまで日本の音楽界・音楽教育に果たした役割は大きい。内部に装備されているパイプオルガンは大正九年徳川頼貞侯が英国のアボット・スミス社から購入したもので、これもわが国最初の本格的なパイプオルガン。東京の木造明治洋風建築としては慶応大学三田演説館（明治八年）、医科大学本部（現東大医学部）（明治九年）

に次いで古い。

奏楽堂での主な演奏記録

明治四十三年十一月

ブラームス ドイツ・レクイエム

大正二年十二月

ベートーベン バイオリン協奏曲

〳 七年五月

ベートーベン 交響曲第五番「運命」

〳 八年六月

ベートーベン 交響曲第六番「田園」

〳 十年五月

チャイコフスキー 交響曲第六番「悲愴」

〳 十三年十一月

ベートーベン 交響曲第九番「合唱つき」

来校した著名音楽家による

主な演奏会および公開講座

昭和十一年五月

W・ケンプ（ピアノ）来校演奏会

〳 二十五年十月

ラザール・レビ（ピアノ）公開講座

〳 二十八年四月

J・シゲティ（バイオリン）〳

〳 二十九年五月

W・バックハウス（ピアノ）〳

〳 三十二年十一月

E・ギレリス（ピアノ）〳

資料⑩

〈奏楽堂を救う会〉についてのお願ひ

私たちは東京芸術大学奏楽堂が、近く取り壊されるかもしれないという事態に対し、これを黙視することが出来ず、次のような〈要望書〉を、文部大臣、文化庁長官、東京芸術大学学長、同学学部長、ならびに教授会宛に提出いたしました。

要 望 書

〔前掲文章につき中略〕

現在、大学当局は奏楽堂を解体し、明治村に移転させる方針ですが、もしこの様な事態になれば良質な響をもつ演奏会場としての命は断たれてしまふばかりではなく、東京芸術大学にとってのシンボリックな意味もまた、まったく失われてしまうこととなります。

また、大学当局と明治村との間には、移転に関する裏付けは、何一つとして確定してはおりません。

それにもかかわらず、新奏楽堂建設の名のもとに、私たちの共有財産ともいべき奏楽堂が解体されようとしている今日の事態に対し、私たちはどうしても、奏楽堂を救わなければならないと考え、ここに〈奏楽堂を救う会〉の結成を、ひろく各界に呼びかける決心をいたしました。

何卒、私たちの考えに御理解を賜り、御入会下さいますよう、お願い申しあげます。

急を要しますので、とりあえず、諾・否の返信用葉書を同封いた

しましたが、御賛同頂いた方々へは、追って御相談のための会合等の御案内をさしあげます。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、御返事を下さいますよう重ねてお願い申しあげます。

昭和五十四年十二月

東京都新宿区須賀町十四番地 東京コンサーツ内

〈奏楽堂を救う会〉

呼びかけ人 芥川也寸志

” 岩城宏之

” 江藤俊哉

” 中山悌一

” 林 光

” 黛 敏 郎

” 森 正

様

尚、私たちの私費では会を維持することが出来ませんので、いづれ通信費等のカンパのお願いをすることになると思っておりますので、この点もどうかおふくみおき下さい。

〈奏楽堂を救う会〉会則

1. 名 称

この会は〈奏楽堂を救う会〉と称し、事務所を東京都新宿区須賀町十四番地 東京コンサーツ内に置きます。

2. 目的

奏楽堂を救う会（以下会とする）は東京芸術大学奏楽堂の現
地保存のための運動を推進することを目的とします。

3. 会員

この会の会員は前条の目的に賛同する個人とします。

4. 委員及び会議

(i) この会は代表委員（五名以内）と代表委員の指名による運
営委員（十名以上）を置きます。

(ii) 代表委員は会を代表し、会を総理します。

(iii) 運営委員会は代表委員・運営委員により構成され議事を決
めます。

(iv) 代表委員は運営委員会の賛同を得て事務局長を指名しま
す。

(v) 事務局長は代表委員を補佐し、会の業務を執行します。

(vi) 運営委員は代表委員により招集することができ、運営委員
の過半数の出席（委任を含む）で成立し、議事は出席者の過
半数で決めます。

(vii) 運営委員は必要があると認められるとき、いつでも代表委
員に対し運営委員会を招集すべきことを請求できます。

(viii) この会は顧問を置くことができます。顧問は会の運営に関
して助言することができます。

5. 会計

(i) この会の維持及び事業に要する費用は会員からの自由意志
に基く拠出金（カンパ）によるものとし、その額は一口千円

とします。

(ii) 収支の決算は、事務局長が作成し、運営委員会の承認を得
て会員に通知します。
〔会則〕部分横組

〔昭和五十六年度概算要求書〕「施設設備費付属説明資料1」

資料^⑮

日本建築家協会より提出された保存要望書。

昭和五十五年三月三日

東京都渋谷区神宮前二―三―十六

建築家会館

社団法人 日本建築家協会

会長 海老原 一郎

東京芸術大学学長

山 本 正 男 殿

東京芸術大学奏楽堂に関し要望のこと

謹啓 時下益々ご清栄のこと、大慶に存じます。

日頃、本会に対しご理解を賜わり深謝申しあげます。

さて、昨年来、標記のことにつき建替えに関し種々論議されてま
いりましたが、建築家の団体としての本会は下記（内容別添）の通
りご要望申しあげることいたしました。失礼とは存じますが、何
とぞよろしくご高配下さるようお願い申し上げます。

敬 具

記

奏楽堂問題についての要望書

東京芸大新奏楽堂の計画に当つて、現奏楽堂のとり毀し（乃至は明治村移築）が予定され、それに対し日本建築学会、その他からその現地保存が強く要望されていることを私どもは承知しております。

このことは、同奏楽堂が、わが国最初の音楽専用オーディトリウムとして、また唯一の木質系音楽堂として、建築的、音楽的価値を有すること、また上野公園一体の歴史的環境形成上重要な存在意義を持つ等の理由によるものと推察いたします。

それに対し、大学当局は敷地の関係から、現地保存は不可能として、現在、両者の見解はあい容れぬままに解決の兆しを見せていません。現奏楽堂の老朽によつて、これに替る新たな奏楽堂の建設が必要であるとしても、一たび失われた遺産はこれを永久に取り戻すことは出来ません。

このような情勢のもとにおいて今、最も必要なのは、文化遺産の保持と環境の保全の視点に立つて、その上で必要な新奏楽堂を建設するためには、いかなる可能性があるかを再検討することでありましょう。

よつて私たちはここに、新奏楽堂の新設と保存に係るすべての当事者——文部省、文化庁、芸大当局、日本建築学会、奏楽堂を救う会、それに新奏楽堂設計の委託を予定されている前川国男氏が同じ卓を囲み、必要な予算措置、敷地の確保を含めて、方策を検討

する場を持つことが必要と考えます。

このようなオープンな討議を通じて、問題に対する共通の認識が持たれ、広い視野の中で計画に対する諸条件が整備されてこそ、優れた解決がもたらされると信ずるものであります。

ご多端のところ恐縮ではありますが、然るべきご措置をとられるよう切望する次第であります。

昭和五十五年三月三日

社団法人 日本建築家協会

〔横組〕（明治村・奏楽堂）

資料¹⁹

評議会において保存運動に対する対策が検討された。

新奏楽堂建設について

(1) 奏楽堂明治村移築、新奏楽堂の建設については、外部で移築反対運動が種々起っているが、大学の方針は基本的に何んら変更はないことを確認した。

たゞ「奏楽堂を守る会」のメンバーに本学教官が入っているのは個人の意思とはいえ、外部的には大学の意思統一を欠く印象を与えるので、状況を十分浸透させ納得するよう努力して欲しい旨、要望があった。

(2) 清家美術学部長から五月十五日（木）開催の教授会において奏楽堂に関する問題を審議した結果、次の結論に達した旨、報告があり、これを確認了承した。「美術学部としては、当初の計

画通り運動場（テニスコート三面、サッカーコート半面）を確保できれば、新旧奏楽堂計画をどのように進行しようと違存はない。すべて学長の方針を承諾することを確認した。」

(3) 浜野音楽学部長から、音楽学部としては昭和五十四年度に基本設計を完成させる予定であったが、一年遅れた。新旧奏楽堂計画については大学運営の方針として進行させることを確認して欲しい。また、奏楽堂建設費の概算要求の際、必要であれば学長両学部長を含めて文部省に説明する機会を作って欲しい旨要望がありこれを了承した。

〔横書き〕

〔昭和五十五年度評議会議事録〕

「救う会」の代表委員、黛敏郎が司会を行う番組「題名のない音楽会」のため、テレビ朝日は奏楽堂移転問題における取材を東京芸術大学に申し入れた。

資料²⁰

テレビ朝日制発昭55第三十七号

昭和五十五年六月六日

東京都港区六本木六丁目四番十号

全国朝日放送株式会社

編成本部 中 島 力 印
制作局長

東京芸術大学

学長 山本正男 殿

テレビ中継録画許可願

謹啓 向暑の砌、貴下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、弊社番組「題名のない音楽会」を下記の要領で制作いたしますが、貴下東京芸術大学構内にあります奏楽堂において、中継録画、取材させていただきたく、ご許可のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 番組名 「題名のない音楽会」

副題（仮題） 「日本の洋楽の源流を求めて」

2. 放送日予定 昭和五十五年七月十三日（日）

午前九時～午前九時三十分

3. 録画希望日時 昭和五十五年六月十五日（日）

午前九時～午後五時

4. 番組趣旨 日本における洋楽の発展を考えると、明治の初め創設された東京音楽学校と軍楽隊を忘れることはできません。明治時代、洋楽が日本で演奏されたのは、その殆んどが東京音楽学校の奏楽堂と日比谷野外音楽堂であったことがそれを物語っています。今年はその奏楽堂も建築九十年を迎え、奏楽堂の歴史はそのまま日本の洋楽の発展につながるというても過言ではないと思います。そこで当番組では奏楽堂の建造物としての由緒および演奏会場として明治から今日まで、そこにくりひろげられた音楽の歴史を振り返り、奏楽堂の歩みをたどりながら同時に日本洋楽の歩みを探りたいと考えま

した。

そのために、奏楽堂において芸大卒業生による演奏および現在、様々に論議されている奏楽堂移転問題について関係有識者の方々による座談会を折り込んで、より深くこのテーマを掘り下げ、広く一般の人々への理解と関心を高めたいと思っております。

5. 番組内容 番組は、奏楽堂舞台を使用させていただき、ゆかりのある方達の演奏や座談会を基軸に建造物外観・内部また歴史的な演奏会の写真の数々を織りまぜながら進行させていただきますと思います。なお、当番組では一般視聴者を招いての公開録画を原則としていますが、録画当日は非公開にいたします。

6. 番組司会者 黛 敏 郎(作曲家)
7. ゲスト 江 藤 俊 哉、他
8. 制作担当者 プロデューサー 秋 田 博
ディレクター 磯 村 健 二

以上

芸術庶第四〇号

昭和五十五年四月四日

東京芸術大学長

山 本 正 男

全国朝日放送株式会社

編成本部制作局長 殿

奏楽堂テレビ取材について(回答)

昭和五十五年二月二十五日付けテレビ朝日制発昭55第^マ十一号で願いの出のありましたこのことについて、下記の事項を遵守することを条件に許可します。

記

1. 使用許可日 昭和五十五年五月十一日(日)
6/15に変更(手書き)
2. 重量物の搬入規則 建物の老朽化が著しいので、重量機器を内部に搬入しないこと
3. 使用料等の納付 建物使用料及び光熱費用
4. 目的外使用禁止 録画は非公開とし、営利を目的とせず、当該番組以外には使用しないこと
5. その他 使用に際し、細部については事前に本学音楽学部庶務係と打合せを行なうとともに、当該係員の指示に従うこと

(横組)
(「奏楽堂改築関係綴」)

昭和五十五年七月、大学は旧奏楽堂の解体・明治村移転を前提に『昭和五十六年度概算要求書』を提出した。

要求書の頁	事項	概要要		左に対する合理化内容																				
		要求人員	内容																					
	(施設整備費) 音 奏 楽 堂	人	<p>1. 要求事由</p> <p>(1) 本学の現奏楽堂（木造2階建）は明治23年に建てられた我国最初のオーデイトリアム建築で、日本における洋楽演奏発表の場として、名作曲家のソングオニールおよびオペラの数々が本邦初演され、又多くの音楽家がここで学び果立っていた。</p> <p>(2) この奏楽堂も90年を経過して老朽化して危険となっており現在では地元消防署より不燃改築を強く要望されている。</p> <p>(3) 又、規模も収容席数400程度では、音の響きの優劣を生命とするコンサートホールとしては狭少すぎ、従って耐震・耐火造で一定規模を有し、音楽演奏に必要な機能を持つ新奏楽堂の改築は、本学の多年に亘る懸案であり、悲願である。</p> <p>(4) よって、大学講堂として各行事式典等に用いるほか、本学音楽学部教官、学生の研究、学習の成果を発表する臨場感あふれる新奏楽堂を建設し、研究教育の充実を図りたい。</p> <p>2. 要求内容</p> <p>(1) 施設整備費 2,590,700千円（国庫債務負担行為）</p>	人	<p>既に組織等の転換、再編成措置等</p>																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項略号</th> <th rowspan="2">工事区分</th> <th rowspan="2">構造階数</th> <th rowspan="2">面積 ㎡</th> <th rowspan="2">総合単価 千円</th> <th rowspan="2">工事費 千円</th> <th colspan="2">国庫債務負担行為</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>56年度 千円</th> <th>57年度 千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学理不</td> <td>前</td> <td>S R 2-2</td> <td>(5,800) 2,320</td> <td>446.68</td> <td>(2,590,700) 1,036,000</td> <td>1,036,000</td> <td>1,554,700</td> <td>(56-57国債) 旧音楽学部本部(奏 楽堂)延1,826㎡ 46年4月調査 3,310点</td> </tr> </tbody> </table>			事項略号	工事区分	構造階数	面積 ㎡	総合単価 千円	工事費 千円	国庫債務負担行為		備考	56年度 千円	57年度 千円	学理不	前	S R 2-2	(5,800) 2,320	446.68	(2,590,700) 1,036,000	1,036,000	1,554,700	(56-57国債) 旧音楽学部本部(奏 楽堂)延1,826㎡ 46年4月調査 3,310点
事項略号	工事区分	構造階数	面積 ㎡	総合単価 千円							工事費 千円	国庫債務負担行為		備考										
					56年度 千円	57年度 千円																		
学理不	前	S R 2-2	(5,800) 2,320	446.68	(2,590,700) 1,036,000	1,036,000	1,554,700	(56-57国債) 旧音楽学部本部(奏 楽堂)延1,826㎡ 46年4月調査 3,310点																

要求書の頁	事項	要求の概要		左に対する合理化内容																
		要求人員	内容																	
18	(管)パイプオルガン購入費 (奏楽堂)	人	<p>1. 要求事由 本学には現在5台のパイプオルガンがあるが、すべて練習用、レッスン用の小型オルガンであり、演奏用がない。パイプオルガンの専門教育分野における演奏は、発表の場は当然のことながら必要とするものであり、今回奏楽堂新管要求と共に奏楽堂に設備するため要求するものである。</p> <p>2. 要求内容</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(1) 設備費</td> <td>289,000千円 (国庫債務負担行為)</td> </tr> <tr> <td>年度区分</td> <td>昭和56年度</td> <td>69,300千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和57年度</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昭和58年度</td> <td>219,700千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>289,000千円</td> </tr> </table>	(1) 設備費		289,000千円 (国庫債務負担行為)	年度区分	昭和56年度	69,300千円		昭和57年度	0千円		昭和58年度	219,700千円		計	289,000千円	人員	既設組織等の転換、再編成措置等
(1) 設備費		289,000千円 (国庫債務負担行為)																		
年度区分	昭和56年度	69,300千円																		
	昭和57年度	0千円																		
	昭和58年度	219,700千円																		
	計	289,000千円																		

(昭和56年度概算要求書関係綴)

概算要求事項別説明書

学校名 東京藝術大学

1. 整理番号(2-1) 要求事項名 奏楽堂

2. 要求の概要

事項番号 ②	工区分 ⑥	構造数 ⑦	面積 ⑧	総合価 ⑨	工事費 ⑩	国庫債務負担行為		備考 ⑪
						56年度	57年度	
学,理,不	前	SR2-2	m ²	千円	千円	千円	千円	56-57予定
			(5,800)	446.68	(2,590,700)	1,036,000	1,554,700	
			2,320		1,036,000			

3. 要求の具体的理由

- (1) 本学の現奏楽堂（旧音楽学部本館木造2階建 延1,826㎡のうち延1,028㎡）は明治23年に建てられた我国最初のオーディトリウム建築で、日本における洋楽演奏発表の場として、明治以来の多くの音楽家はここで学び、この奏楽堂を初舞台にして世に巣立っていった。またベートーヴェンを始めとする名作曲家のシンフォニーおよびオペラの名場面の数々が本邦初演として行なわれてきた由緒ある演奏会場であり、現在でも音響的に高く評価され、音楽教育上の演奏活動が盛んに行われており、教育効果をあげている。然し、この榮譽ある歴史を有する奏楽堂も90年を経過した現在では地元消防署より不燃改築を強く要望されている老朽木造危険建物であり、規模も収容席数400程度では、音の響きの優劣を生命とするコンサートホールとして使用するには狭少すぎ、従って耐震、耐火造で一定規模を有し、大学講堂としての年中行事、式典等に用いるほか、本学音楽学部の教育、研究の各課程の実習と発表に用いる機能を持つ新奏楽堂の改築は本学の多年に亘る懸案であり、悲願である。
- (2) 現在の本学音楽学部練習ホールはオーケストラ、合唱、オペラ、邦楽の各練習用の教室6を持つが、客席がないため、エア・ボリュームが少なく音の響きの処理ができないこと、演奏者と聴取者の音響的相関関係や観客に対する視線、および臨場感の不满等がある。従って本学音楽学部教官、学生の研究、学習の成果を発表する臨場感あふれる新奏楽堂を建設し、研究、教育の充実を図りたい。
- (3) 欧米の有数な音楽大学ではそれぞれ学内キャンパスに完備した演奏会場を発表の場として持っている。一例として、博士課程をもつアメリカ、ニューヨークのジュリアード音楽院は、最新設備のオーケストラ用コンサートホール、オペラホール、室内楽ホールの3ホールを具えている。我が国唯一の国立芸術大学である本学には、ぜひ新しい立派な奏楽堂を芸大のシンボルとして建設したい。
- (4) 現在本学音楽学部は、現奏楽堂が老朽で役割りを果せないため年に十数回におよぶ定期演奏会および一般聴衆に公開する卒業演奏会等をすべて外部の貸ホールを利用して行なっ

ているが、そのための所要経費の問題だけでなく、最近では外部のホールを借りること自体が次第にむづかしくなっている。新奏楽堂がしゅん工すればこれらの問題も解決できる。また明治以来文化的諸施設をもつ上野公園内はこの種の施設を設けるに、もっともふさわしい環境である。

- (5) 本学音楽学部の教育、研究の各課程の実習と発表に用いる機能をもつためのホールとして、比較的大きな音響空間を必要とする演奏形態は奏楽堂の大ホールを充てることにより図られるが、これに対し比較的小規模な音響空間を利とする演奏形態の別がある事実にかんがみて、小ホールを併設したい。大ホールはパイプオルガンを具えたコンサートホールを主体とした管弦楽、オペラ、合唱、大編成の邦楽演奏を行い、小ホールは室内楽、ソロ、邦楽（とくに能楽）、実験演奏、試験等に使用する。
- (6) 現奏楽堂は新奏楽堂新営の際、支障取こわしとなるが、これは財団法人明治村より解体後、移築保存したい旨の申し入れがあり、その覚書が昭和47年10月に取交されており、現在もこれの変更はないことが確認されている。（資料 P26～P33〔原資料頁。本書では省略〕）
然しながら、昨年秋以来続いている日本建築学会、「奏楽堂を救う会」の現奏楽堂現地保存要望（別紙要望書参照 P34～P36〔原資料頁。本書では省略〕）の声を全く無視できぬ状態にあるため、現奏楽堂は隣接する運動場の一部に曳家を行い保存する方針である。
- (7) 本学においては奏楽堂改築にあたり昭和49年4月、学内外の構成員による新奏楽堂建設準備委員会が発足し、この目的、性格、規模等について2年余にわたり審議され、建物の概要等についても別紙のとおり報告された。（資料 P21～P25〔原資料頁。本書では省略〕）
これをうけて学内で新奏楽堂建設のため、次表のように年次計画をたて、要求を行うこととした。

事 項 \ 年 次	55 年 度	56 年 度	57 年 度
昭和56年度概算要求 (奏楽堂5,800㎡)	7 月 ◎ 要 求	実施設計 9 月 × 着 工	工 事 完成

(8) 新奏楽堂の概要

構 造 S R 2 - 2

延 面 積 5,800㎡

主な室名等	内 容	
大ホール (客席数1,200)	大編成オーケストラおよび合唱 オペラ	エア－ボリューム 10,000m ³ ≦
	ステージ奥行	フルオーケストラ 合唱可能 パイプオルガン 70ストップ(正面)
	フライ(吊物)	音響反射板 オペラ用
	格納庫	所作台, 道具類迫りを利用
	楽屋	教官, 学生用
小ホール (客席数400)	室内楽, ソロ	残響時間の調整装置
	電子音楽等	新しい音楽の演奏
	能舞台及び邦楽	舞台全体が昇降できる
展示スペース		古楽器等展示
控室等		教官控, 音出し, その他

(9) 特殊機械設備等

名 称	型 式	寸 法	性 能	完 成 日	設備費 予算額	予算要求区分
パイプオルガン	70ストップ	未 定	ボリューム 10,000m ³ 対 象	制作期間 2年 据付期間 1年	約 千円 289,000	特別設備 56-58 国債
舞 台 機 構 大 ホール 舞 台 迫 り 機 構 舞 台 吊 物 機 構 小 ホール 可 動 能 舞 台 吊 物 機 構 大 迫 り 機 構	別 紙 (り P89～P101)	ス ト	58年3月	298,574	施設整備費 56-57 国債
オペラどん帳等幕類	全 (P89～P101)	上)	全 上	15,328	57 年 度 建 物 新 営 設 備 費
舞 台 照 明 設 備 (調 光 装 置 含 む)	全 (P102～P107)	上)	全 上	114,000	施設整備費 56-57 国債
舞 台 音 響 設 備 録音,再生,拡声装置 電 気 音 響 装 置	全 (P108～P111)	上)	全 上	135,000	57 年 度 特 別 設 備
客 席 椅 子	連 結 式	48cm×95cm	空席満席による 残響時間の 差の少ない音 響的にすぐれたもの	全 上	55,440	57 年 度 建 物 新 営 設 備 費

(10) 管理，運営上の問題について

新奏楽堂の実際の管理運営のために，照明，舞台，音響，空調部門の専任技術者が実際の操作上にも，また安全対策上にも必要と考えられるが，行政機構改革のすう勢を考慮し，これら4部門の要員は兼務させることとしても最低2名の要員は必要である。

なお，新奏楽堂とは目的，規模，用途も異なるが，NHKホールの例として外部に貸す場合，舞台4名，照明2名，音響1名を付けるとのことである。

(11) 新奏楽堂完成後の音楽学部カリキュラムについて

音楽学部カリキュラムは，基礎訓練，グレードの修得とその評価，公開演奏(作曲作品，研究論文等の発表を含む)という流れに沿って，一貫して組み立てられている。演奏という行為は，本質的に語りかける行為であり，評価はつねに聴衆の側から行われる。そのために，学生は学部学生，修士課程学生，博士後期課程学生と年次歴に従って，ますます厳しく聴衆(試験官を含む)の前に身をさらすことが義務づけられている。また内外の著名な音楽家を迎えて，貴重な経験にもとづく作品解釈上の指針や演奏上の示唆を，実際の演奏会場で受講することもきわめて有意義である。それらを通じて音楽学部のカリキュラムは完成し，国立の芸術大学にふさわしい卒業者としての音楽家が誕生する。奏楽堂は，このような意味でカリキュラム完成のための必須の場所であり，完成時には以下のように使用される(資料 P37～P51〔原資料頁。本書では省略〕)

4. 従来の施設整備の経過

年 度	学部別名称	本要求学部	名 称	面 積
昭和29年度		音楽学部	3号館練習室(第1期)	772 ^{m²}
〃 31		〃	〃(第2期)	1,352
〃 32		〃	〃(第3期)	1,702
〃 37		〃	練習ホール	1,969
〃 38		〃	2号館練習室	1,356
〃 40		〃	1号館(管理，練習，講義)	4,444
〃 50-0-100年度		〃	4号館(大練習ホール，練習室)	5,305
〃 53-54		〃	5号館(一般教養，教育，管理)	4,173
計				21,073

5. 建物面積の算出

要求 建物 面積	要求建物の単位名, 資格面積等			整備可能面積の算出					使用変更 する先の 単位名と 資格 面積	取り壊す 予定の危 険建物の 建築年・ 耐力年度	備 考 ⑥・⑦・⑧ 欄の内容 要求事項 の定数等
	分類調査 単位名 (単位番号)	有効健 全面積	資 格 面 積	使用変更 する予定 の有効 健全面積	取り壊す 予定の 有効健 全面積	56年 度増 定数 による 資格 面積の 増	そ の 他 増減す べき 面積	整備可能 面積④+ ⑤+⑥+ ⑦±⑧			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2,416	音楽学部 (172)	m ² 17,254	m ² 不足1,585 危険 831 小計2,416	m ² —	m ² —	m ² —	m ² —	m ² 2,416	m ² —	m ² —	M23-3310
1,884	一般教養 (191)	2,756 {(美)1,565 {(音)1,191	不足3,407 危険 107 小計3,514 {(美) 1,570 {(音) 1,944	—	—	—	—	1,944	—	—	
1,500	大学講座 (631)		不足 906 危険 594 小計1,500	—	—	—	—	1,500	—	—	
5,800			5,860					5,860			

6. 関連定数等

	学生数	教 官 数			教 員 数			計
		常 勤	非常勤	小 計	常 勤	非常勤	小 計	
美術学部	1,101	96	157	253	29	9	38	1,392
音楽学部	1,251	83	321	404	20	8	28	1,683
事務局等	—	5	—	5	91	18	109	114
合 計	2,352	184	478	662	140	35	175	3,189

種 別	ステージ上演種目及び人員	客 席 数
大 ホ ー ル	フルオーケストラ 74人 合唱 235人	1,200 席
小 ホ ー ル	能 仕 舞 5人~10人 小編成アンサンブル, ソロ 1人~18人 実 験 音 楽 15人	400 席

7. 参考事項

(1) 事業日程計画

実施設計完了予定日	昭和56年 8 月10日
入 札 予 定 日	56 8 20
工 程 計 画	
仮 設 工 事	56 10 25
土 工 事	56 12 20
軀 体 工 事	57 8 20
仕 上 工 事	58 3 下旬
しゅん工予定日	58 3 31

(2) 設計監理謝金経費

意 匠	13,990 千円
構 造	6,627
電 気	3,681
管	3,313
暖 房	2,945
特 殊 工 事	4,427
計	34,983

(3) そ の 他 現有施設の曳家、取り壊し

名 称	建 築 年	構 造	面 積	耐力度点数	曳 家 又 は 取 り 壊 し 時 期
旧音楽学部本館 (奏 楽 堂) (曳家,取り壊し)	明治23年	木 造 2 階 建	$\frac{1,826\text{m}^2}{902\text{m}^2}$	3,310	56年 6 月
			曳 家 取 り 壊 し		
			$\frac{1,028\text{m}^2}{546\text{m}^2}$ $\frac{798\text{m}^2}{356\text{m}^2}$		
倉 庫 (1) (取 り 壊 し)	昭和10年	木 造 平 家 建	$\frac{25\text{m}^2}{25\text{m}^2}$	4,774	全 上
倉 庫 (2) (取 り 壊 し)	昭和40年	木 造 平 家 建	$\frac{20}{20}$	—	全 上

学校名	東京藝術大学	団地名	上 野	団地番号	01
-----	--------	-----	-----	------	----

資料⑳

評議会では明治村側で昭和五十六年以降受け入れが可能になったことを受け、奏楽堂建設推進を確認した。

九月十八日(木) 自十五時十五分 至十七時十分

会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録(昭和五十五年九月十八日)

2. 施設整備委員会報告

山本学長から、先般、奏楽堂の移転について委員会での審議結果報告を西委員長から受けたが、最近、明治村側の受入体制に変化があり、昭和五十六年度以降何時でも受入れられるようになったので、この確認に基づき早急に移築計画を促進することを、委員会並びに教授会で確認された旨の報告があった。併せて、本来、諮問機関である委員会の審議結果は、評議会の議を経てから教授会へ付議されるのが筋であり、教授会に先行付議したことは手続き上遺憾に思われるが、了解願いたい旨表明があり、これを了承、今後、明治村の動行により、奏楽堂の移築を推進していくことを確認した。

(横書き)
(昭和五十五年度評議会議事録)

資料㉑

大学は、新奏楽堂建設を推進し、旧奏楽堂については明治村移転を変更しない方針を大蔵省説明資料として文部省に提出した。

奏楽堂移築に関する経緯について 55・9・27

1. 財団法人明治村より文書をもって譲渡の申し入れがあった。(47・5・30)

2. 譲渡について評議会において全員の賛成を得た。(47・6・15)

3. 上記により明治村に文書で回答(47・10・12)

4. 奏楽堂の現地保存等について「奏楽堂を救う会」等より要望書が提出された。(五十四年)

5. 五十五年一月時点において明治村の意向として、財政事情から受入を行っても直ちに再建出来ない。再建まで数年の空白があるとの話しがあり、学内的にも一部の教官に学外の動向に同調するものが出た。

6. その後本年七月再度明治村に確認したところ、財政事情も好転し、明治村における奏楽堂の受入れについて五十六年四月以降には建設準備にはいることが出来、復元後の使用についても、音楽堂としての機能を持たせるとの確信を得た。

7. これにより、学内的にも明治村移転を危惧していた者についても了解が出来、美術・音楽両教授会において譲渡することについて意見が全員一致し全学をあげてこれに対応することとなった。

この両教授会の意見は評議会において再確認された。(55・9・18)

8. なお、「奏楽堂を救う会」等については学内意見が統一されたことに伴い学長をして一両月の間に時期をみて話し合いをもつこ

とにしている。(注)〔原資料注〕

奏楽堂の明治村移築については、大学としては、いかなること
があってもこれを変更しない固い決意である。

(注) 別紙のとおり55・10・28に話合いの機会を持った。以後現在に至るまで大
学側から再度の話合いについて救済会事務局側に申し入れているが、関係者
の都合がつかないということを実現していない。(横書き)

(奏楽堂改築計画関係資料綴)

資料②④

奏楽堂の保存運動は上野公園周辺の建物保存へと影響を広げ、日本建
築学会主催のシンポジウムでもこうしたテーマがとりあげられた。

「上野の杜」保存を模索

あすシンポジウム 名建築の継承で討論

国鉄上野駅をはじめ、寛永寺の五重塔や上野図書館、国立科学博
物館……。上野の杜(もり)には、江戸、明治、大正、昭和の四代に
わたる名建築が少なくないが、こうした歴史的建築の保存を考える
シンポジウムが十八日、日本建築学会関東支部の主催で開かれる。

マイタウン構想を提唱する東京都や、地元台東区も協力、学会と行
政がそれぞれの立場から、保存の道を模索しよう、という試みだ。

上野公園には、寛永十六年(一六三九)に再建された五重塔や、
慶安四年(一六五一)に改築された東照宮社殿、元禄十一年(一六
九八)に現在の場所に移された清水観音堂など、江戸初期に建てら
れた重文級の建築物が現存している。さらに明治に入ると、旧帝国

図書館(明治三十九年、現国会図書館支部)、現国立科学博物館(昭
和六年)、国鉄上野駅(昭和六年)、東京国立博物館(昭和十二年)
などの近代建築を代表する建物が建てられ、戦後も国立西洋美術館
(三十四年)や都美術館(五十年)がオープンするなど、上野の杜自
体が、全国でもきわめて珍しい四代にわたる「建築博物館」となっ
ている。

しかし五年前、旧東京府美術館(大正十五年)が取り壊されたの
をはじめ、最近でも京成博物館・動物園駅(昭和八年)の廃止や、
旧東京音楽学校奏楽堂(明治二十三年、現東京芸大)の建て替えが
計画されるなど、老朽化を理由に取り壊し、撤去の動きが出てきて
いる。このため、奏楽堂の取り壊し反対運動などがきっかけとなっ
て、学会でもこの地区の建物保存に本格的に取り組むことになった。

シンポジウムでは、建築の専門家だけでなく、西洋史の木村尚三
郎・東大教授、造園学の田中正大・東京農大教授、下町に住む絵師
喜多川周之氏、行政側から川本昭雄・都公園緑地部長らが多角的な
視点から問題提起。そのあと「継承の方法について」をテーマに討
論の場をもつ。

シンポジウムは、十八日午後一時―四時半、上野の都美術館講堂
で。参加自由、無料。問い合わせは日本建築学会関東支部(〇三一
五三五―六五二一)。

(朝日新聞 昭和五十五年十月十七日)

資料②⑤

評議会では、奏楽堂移築にさいしての具体的な条件が確認された。

に基づいて維持を図る。

(横書き)

(「評議会議事録」)

十月二十三日(木) 自十五時〇分 至十六時三十分
会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録(昭和五十五年十月二十三日)

(報告事項)

1. 奏楽堂移築について

山本学長から奏楽堂移築問題については、九月開催の評議会において、すでに移築決定の意思確認をしているが、その後、去る十月二十日明治村関野館長と面談(芸大側：学長、事務局長、音楽学部長、庶務課長) 下記事項の確認を得た。

(1) 奏楽堂の明治村移築に関し、大学としての態度決定、明治村理事会の承認等の条件が整えば、明治村としては、新年度からその移築及び必要な整備にとりかかれる。

なお、移築反対の団体に対しては、大学が誠意をもって説得に努める。

(2) 移築に当っては、奏楽堂の現状をできる限り忠実に復原する。建築様式的にもホール部分だけでなく、両袖に夫々一教室分を取入れる。

(3) 奏楽堂を音楽的生命をもった歴史的建造物として生かしてゆく。ただし、常時音楽堂として一般に公開するのでなく、東京芸術大学オーケストラ等による特別演奏の途をひらく。

(4) パイプオルガンは修理し演奏可能にする。また、全体の音響効果の復原については、現在の奏楽堂での演奏録音テープ

資料②⑥

「奏楽堂を救う会」との懇談要録

開催日時 昭和五十五年十月二十八日(火) 14・00～16・30

場所 事務局第一会議室

出席者

「奏楽堂を救う会」側

1. 黛 敏郎(作曲家)
2. 穴戸 実(建築家)
3. 鈴木博之(東大工、建築、助教授)
4. 藤森照信(東大生産研、研究員)
5. 寺西春雄(奏楽堂(を)救う会事務局長)
6. 芥川也寸志(作曲家)
7. 三木 稔()

芸大側

1. 山本正男学長
2. 白井 実事務局長
3. 浜野政雄音楽学部長
4. 石桁眞礼生教授(音楽学部) 評議員
5. 服部幸三教授() 奏楽堂小委・委員長
6. 原田茂生助教授() オペラ主任
7. 西 大由教授(美術学部) 施設整備委・委員長

陪席 荻原庶務課長、岸山会計課長、斉藤施設課長、池松（音）

事務長、田村（庶）、関（会）、安藤（庶）

1. 「奏楽堂を救う会」を代表して、寺西氏から、この会が発足した理由及び現在までの運動の経過についての説明があり、併せて大学側の現時点における奏楽堂の取扱いについての対応策に關し質問があった。

2. これに対し、山本学長から下記の回答をした。

(1) 現奏楽堂は老朽が甚だしく、教育的見地からは、すでに音楽的機能を失った建造物であること、併せて、本字のもつ社会的責任である音楽の教育研究の充実を図るためにも、本字の教育に適した機能と規模を備えた奏楽堂を建設することが不可欠である。

(2) 他方、全学生の教育的見地から運動場を確保することも必須要件であり、一方奏楽堂を保存することを並行して解決することは、本字の立地条件からして、敷地が狹隘であり不可能である。

(3) また、奏楽堂を引家し、かつ、若干の期間を経た後これを解体移築するということは、予算を確保する上で不可能な問題でもあり、これらの諸条件を勘案の上、本字としては、いかなる観点からも奏楽堂の現地保存は無理であるとの結論に達した。

(4) また、このことについて、明治村側と話し合った結果、明治村としても、大学側が学内に存置が不可能であるとの結論に達したのであれば、当方としても、奏楽堂を単に記念建造

物として保存するのではなく、音楽的生命を保てるよう最大の努力を計ってよいとの確認を得たので、本字としては、昭和五十六年度の予算が確定すれば、現奏楽堂を明治村に引渡し、新奏楽堂の建設に着工する予定である。

3. 「奏楽堂を救う会」が、今後さらに奏楽堂を現地に保存する方向で努力しても大学側に再考の余地はないかとの質問に対し、山本学長から、大学としては、すでに両学部教授会の同意に基づき、評議会において最終的な意思を決定したので、再検討の意思はない旨、明確に表明した。

〔横書き〕

〔「奏楽堂改築計画関係資料綴」〕

資料②

昭和五十五年十一月は、十二月の予算通過を控えた大学側と保存運動側の対立が激化し、評議会でも対策が検討された。

十一月二十日 自十五時〇分 至十六時三十分

会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録（昭和五十五年十一月二十日）

2. その他

山本学長から奏楽堂移築問題に係る最近の動勢について、次のような報告があった。

(1) 十月二十八日（火）「奏楽堂を救う会」の主メンバーと懇談し、本字の教育・研究を推進する立場から新奏楽堂建設の必

要性を説明したが、充分理解されたとはいえない。

- (2) 本学としても、十月開催の評議会における大学の意思決定及び、「奏楽堂を救う会」との懇談会議事要録を、文部省関係者へ説明、併せて、文教関係国会議員（坂田、海部、藤波、森、西岡の各氏）にも議事要録を配布説明し、協力を要請した。また、文部大臣に対しては、事務次官を通じて大学の意思を伝えた。

- (3) 十一月十七日（月）「奏楽堂を救う会」のメンバーが文部大臣に面談し、次の要望を出している。

イ・運動場の敷地をつぶせば、旧奏楽堂を学内保存し、新奏楽堂を建設することは可能であろう。

ロ・隣地の国会図書館の敷地を確保すれば問題は解決する。

ハ・日暮里地区に空地があるとのことであるが、新奏楽堂を、

その地に建設し、旧奏楽堂を現在地に保存して欲しい。

以上のことを検討するために、とりあえず移築に要する予算計上を一年間繰延べて欲しい。

（中略）

- (5) 十一月十九日（水）文部大臣、奏楽堂を視察。学長として大学の状況をつぶさに説明した。

- (6) 十一月十九日（水）大臣視察の後、明治村関野館長、土屋事務所長と懇談。明治村としては、移築後の活用について「奏楽堂保存会」のようなものを作ってはどうかとの提案があった。

何れにしても、現段階で作業を一年繰延べることは、諸種

の関点から不可能であるので大学としては是非共次年度に作業を開始したい。このためにも、学内の方針をゆるがさないよう全員が統一した行動をとって欲しい旨、要請があり、これを了承した。

また、音楽学部としては「奏楽堂保存会」の設立について検討をしてみることを確認した。

（横書き）
（評議会議事録）

資料²⁸

新聞報道には保存運動側を支持するものが目立った。

「奏楽堂」の生きた保存を

日本最古の奏楽堂を生き返らすにはどうしたらよいか。明治村移転は安易すぎる。できれば現在地に、それがムリならせめて都内に、演奏可能な状態での保存を。

わが国における洋楽の原点ともいえるべき歴史的建造物が解体の危機に直面している。東京・上野の東京芸術大学の構内にある奏楽堂がそれだ。

芸大当局は、明治二十三年に建てられたこの奏楽堂が老朽化し使用に耐えなくなったことと、大編成のオーケストラには舞台がせますぎることを理由に、同奏楽堂を解体し愛知県犬山市の明治村に移転、跡地に新しい大ホールを建設する方針を決め文部省に予算要求している。これに対し音楽家、建築家を中心とする文化人たちは「わ

が国最古の音楽ホールは貴重な文化財であり、あくまで現地に保存すべきだ」と主張して「奏楽堂を救う会」を結成、保存運動を展開している。

結論的にいって、私たちも同奏楽堂の犬山移転には反対である。それでなくても明治時代の由緒ある建物が次々と東京から姿を消していくのは都民にとつて耐えがたい寂しさである。また文化財保護は「町並保存」が理想であり、奏楽堂は徳川・明治期の文化遺産の多い上野の森にこそ本来ふさわしい建物なのである。

奏楽堂は単に一大学の付属建築物というだけでなく日本の洋楽史上のシンボルである。滝廉太郎、山田耕筰、三浦環ら初期の代表的音楽家たちは、いずれもこの舞台から育ち「運命」「悲愴」といった名曲の日本での初演もここで行われた。こうした建物は公的機関によつて永久に保存・管理されるのがヨーロッパでは常識である。

さらに奏楽堂は一般の建物と異なり、それ自体が大きな楽器の性格を持ち、木質ホール特有の音質の良さは稀有(けう)なものとして定評がある。したがつて、奏楽堂の「生きた保存」とは「そこで音楽が演奏され、そこで音楽が聴ける」という条件の下での保存でなければならず、どこかに外形だけ保存すれはすむというものではない。

芸大当局が新ホールを必要とする立場は理解できる。問題は「奏楽堂を犠牲にしない限り敷地がないから新ホールはできない」という袋小路の論理に閉じこもっている文部省や芸大当局の硬直した姿勢にある。同時に付属のパイプオルガンも含め奏楽堂を荒れるにま

かせ、崩壊寸前状態になるまで放置してきたことへの責任も問いたい。

いずれにせよ「明治村移転か現地保存か」の対立が続き、奏楽堂が立ちぐされになつていく現状は、これ以上放置できない。理想はあくまで現地保存だが、どうしても不可能なら、せめて東京都内の別の場所に「生きた保存」を指したらどうか。そして閉鎖的な大学の施設でなく広く市民の共通文化財として開放し、最古のホールつき音楽資料館として歴史的再生を図つてはどうか。世田谷の砧(きぬた)緑地でも、立川の昭和記念公園でも、その気になれば都内に土地はあるはずだ。

東京都のマイタウン構想懇談会コミュニティ部会も報告書で歴史的建造物の「活用しながらの保存」を強調している。暗礁に乗り上げた奏楽堂問題について国と東京都が協力し、後世に恥を残さぬ解決を図るよう要求する。

(『東京新聞』昭和五十五年十二月二日「社説」)

資料②

以下は「救う会」との会談後の経緯がまとめられた文書である。

9. その後の経緯

(1) 十一月五日 田中文部大臣、奏楽堂を中心とした大学視察

大学長説明の要旨

一、奏楽堂の老朽化と新奏楽堂の必要性

一、維持管理の困難性

一、上野地区キャンパスの狹隘

一、新奏楽堂建設の急務と建設が遅延することによる本大学の将来計画に支障が生ずること。

(2) 十二月三日

森・長谷川代議士、奏楽堂視察。大学長説明は文部大臣に説明要旨と同じ。

(3) 十二月三日

森・長谷川両氏の大学視察の折、黛氏が両氏に同行したため、両氏視察終了後、学長と黛氏との懇談が行なわれた。(学長室)

学長より、大学は奏楽堂明治村移転保存の方針は変っていないので「救う会」の協力を得たい旨申し入れた。

これに対し、黛氏より、大学の趣旨は、早速「救う会」の会合を開き相談のうえ速やかに返事する旨約束して別れた。

(十二月八日会合を開く)

しかしながら、上記約束をしておきながら期日が経過しても何ら回答もされず、大学(庶務課)より黛氏あて電話照会したところ「救う会」の会合も実現せず、又当分の間開催される見込みもないとの返事であった。

(4) その後の「救う会」との会合について

大学から新奏楽堂建設促進を計るため、「救う会」との懇談の機会を得るべく、一月九日「救う会」事務局長寺西氏に一月十四日又は十六日はどうかと電話連絡したところ、一月中は都合が悪く二月初旬であれば調整して見たいという返事で

あった。

しかし、その後何の連絡もいまま現在に至っている。

(5) 本学音楽学部同窓会で組織している「同声会」(会員約七〇〇〇名)の代議員会が一月二十九日開催され、奏楽堂に関するこれまでの大学の方針を全面的に支持し、代表が関係各方面に対し近日中に陳情することとなっている。

(6) 前述(4)のとおり「救う会」との懇談がいまだに実現しないので一部有力会員と何等かのコンタクトがとれないかと音楽学部長から黛氏に一月十六日に連絡したところ一月三十日二人の面談が実現した。

両者面談の要旨は、下記のとおりである。

黛氏は、現奏楽堂は、あくまでも現地に保存したいと考えており、何としても五十六年度の予算措置を阻止したい意向である。

それに対し、音楽学部長より、新奏楽堂の緊急性と学内に建設しなければならぬ理由、並びに上野キャンパスの土地の狹隘またはグラウンドの確保の必要性等詳細に説明した。

黛氏は、この説明に対し理解を示そうとしなかった。

上記、両氏の会談の結果の報告に基づき、大学長は下記の考え方をとるに至った。

(1) 今までの「救う会」との折衝の経過及び「救う会」の各方面への働きかけなどから見て、このまま両者の話し合いを進めることとしても現状のようでは実りがない。

(2) 大学としては、教育研究の責任ある立場から、奏楽堂に

関する取扱いについては、学内において全ての必要な手続きを経て、大学の最高の意思決定機関である「評議会」で承認されているところであり、本件に関しては、大学自治の点からも責任のない外部の者の意見にこれ以上振りまわされるべきではない。

(3) 大学長は、井出代議士、海部代議士を通じ、大学の方針について自民党内関係者の統一理解が得られるよう努力している。

10. 「救う会」との懇談会 56・3・5
(要録は別紙のとおり) (別紙省略)

(横書き)

(『奏楽堂改築関係資料綴』)

資料³⁰⁾

評議会における報告。

十二月十八日(木) 自十五時〇分 至十六時五十分
会議名 定例評議会
場所 事務局第一会議室

評議会議事要録(昭和五十五年十二月十八日)

3. その他

山本学長から奏楽堂問題について十一月開催の評議会報告以降の動勢について次の報告があった。

☆ 十二月三日(水) 自民党森、長谷川両代議士が奏楽堂現地視察のため来学した。学長として従来確認してきた大学側の意思

について十分に説明したが、たまたま黨氏が同行していたので、視察終了後、黨氏と懇談した。その際、黨氏は、私見として「奏楽堂改築に反対するものではない。但し、遠隔地である明治村ではなく、近距離地に移転を希望している」旨、表明していたが、その後、黨氏は大蔵大臣に移転延期の要望をする等、極めて政治的な行動をしている。また、十二月八日に「奏楽堂を救う会」の幹部会を開いて態度を協議し、結果を大学側に伝えると云いながら会合もしていないなど、人間的な信頼性すら疑われるものがある。

本来、奏楽堂問題は、大学の自治に係る根元的性格をもつものであるところから、この観点からも関係筋に積極的に説明を続けている。このような状況の中で教授会としての態度を明確にすることも重要かつ必要なことであることを表明。

なお、このような重大な段階で出火等の事故が発生しないよう充分留意して欲しい旨、併せて要望があった。

以上の報告の後、種々論議の結果、大学の意思を再確認し、予算獲得のため一層努力することを学長から表明された。(横書き)

(昭和五十五年度評議会議事録)

資料³¹⁾

学生のあいだでも保存のための署名運動が行われた。以下は教授会記録に綴じ込まれていた文書である。

奏楽堂の学内保存を

大学当局は、新ホール建設の為、奏楽堂の明治村移築を予定しています。

奏楽堂は、明治二十三年竣工以来、ベートーヴェンの交響曲第五、六、九番等が、ここにおいて本邦初演されるなど、我国における唯一の演奏会場として昭和初期に至るまで重要な役割を果たしてきました。

歴史的意義をもつ貴重な建築物が、構内から次第に姿を消していく今、残された奏楽堂は、我々にとって、まさに芸大の顔ともいえるべき存在ではないでしょうか。

また、この奏楽堂は、東京における木造建築（明治時代の）の中では第三の歴史をもつものであり、木質ホールとして実際に使用されているものは、この奏楽堂以外、例をみません。

本建築を失うことは、単に本学のみならず、広くわが国の文化全般にとってその損失は計りしれないものがあると考えます。

我々は、現在計画が進行している新ホール及びグラウンドとの両立を計るとともに、奏楽堂が学内に保存されることを強く訴えます。

東京芸術大学学生有志代表

建築科三年 篠原啓史

〔謄写版・手書き〕

要望書

現在、大学は、新ホール建築による奏楽堂の明治村移築を予定しております。これに対して、大学内外では、奏楽堂の学内保存の声が次第に高まってきております。十二月十三日（木）より、学生有

志による学内保存を要望する署名運動が始まり、現在その数は一〇〇名を越えております。

この問題について、十二月十七日（月）学生有志の要望により、学友会執行部主催の説明会が行われました。大学側の説明によりますと、奏楽堂の学内保存については、法律上・技術上の問題が山積しており、そのため保存の道は明治村移築しか無いということでした。従って新ホールの建築はこの前提のもとに計画されている訳です。

しかし、これら法律上・技術上の問題を解決する可能性について再検討の必要があるものと考えます。又、何よりも教授会等の公場で奏楽堂の学内保存について十分な検討がなされたのかどうか、非常に疑問であります。

現在、文部省へ新ホール建築のための予算を申請中とのことであり、これが認められれば、奏楽堂の移築は時間の問題であります。先にも述べましたように、奏楽堂の学内保存は、多くの学生の一致した願いです。現状を御理解の上、この問題を再検討されることを、強く要望致します。

音楽学部学友会執行委員会

委員長 佐藤栄一

音楽学部 教授会 殿

〔手書き〕

〔昭和五十五年度教授会議事録〕

資料③

「奏楽堂を救う会」が、同会員に送付した経過報告など。

奏楽堂レポート

『奏楽堂を救う会』 昭和五十六年一月二十日

会員の皆さまへ

あけましておめでとうございます。

「奏楽堂を救う会」が正式に発足して、すでに十か月が経過、二年目を迎えたこととなります。その間、さらに多くの方々のご入会があり、現在の会員数は二千名を超え、また皆さまからお寄せいただいたカンパも、別紙の会計報告書の通り、実に三百五十万円にも及ぶ額に達しております。会員の皆さまの、奏楽堂に対する深い愛情のあらわれであり、またその生きたかたちでの現地保存がもつ、文化的意義の重大さに対する豊かなご理解を物語るものでもあるわけで、委員一同心強いものを感じるとともに、心から厚く感謝申し上げます。次第です。

会の発足以来、奏楽堂問題の動向や会の運動の状況について、何のご報告も差しあげなかったことを、深くお詫び致します。委員一同の繁忙や事務要員の不足（現状はゼロ、東京コンサートの一方ならぬご厚意で、何かとお手伝いいただいております）もありますが、レポート発行を予定していた夏以降に、かなり動きがでてきて事態が流動的になり、かつそれに対する対応に忙殺されていたことも、ご報告が遅れた原因となりました。

しかし、新しい年を迎えるに当り、奏楽堂問題の現状をお知らせしてご諒承いただくとともに、今後の運動の進め方についても、なおいつそうのご協力をあおぎたく、遅ればせながら、ここによ

く「レポート」第一号をお届けする運びとなりました。

カンパをお寄せ下さった方々にも、その都度お礼申し上げます。ところ、ここにまとめて心から感謝申し上げます。その失礼おゆるし下さい。なおその収支につきましては、同封別項の会計報告書をごらん下さい。また発足以来の会の歩みについては、別項の「運動の経過」と「今後の方針」の欄をご一読いただきたく、以上ご報告申し上げます。

昭和五十六年一月

『奏楽堂を救う会』運営委員会

運動の経過

「奏楽堂を救う会」（以下「会」と記します）が正式に発足した二月以降の歩みを、簡単に紹介いたします。

●三月十一日 芸大浜野学部長と面会。

「会」からは、代表委員、運営委員の大半が参加、芸大側は、入試のさなかではあったが、学部長、服部幸三建築委員長のほか、教授会メンバーの何人かが出席して、双方の見解を述べあつた。

「会」としては、奏楽堂のもつ文化的意義を力説し、現地の生きた保存が絶対に必要であるとして、学校の善処を要望した。それに対して、芸大側は、新奏楽堂建設が教育上の急務であり、そのためには、旧奏楽堂を明治村へ移す以外に方法がみつからないことを強く主張した。「会」は、明治村以外に方法がないとは思えない、両者が協力して、最善の方法を

みつけどし、現地保存をぜひとも実現したい、と申し入れて
会議を終了した。

● 四月～七月

委員会等での検討を通じて、芸大側の態度からみて、いつそ
う広範囲の国民運動にまでおしひろげる必要性が論じられ、
演奏会等を開催して、広くアツピールすることなども検討さ
れた。また一方、「同声会報」（芸大の同窓機関誌）に掲載
された浜野学部長の論説に、私たちが直接得た情報と喰い違
う不穏当な表現がいくつかみられることに對して、芸大の現
体制に對する強い不信任感が委員の間にたかまつていった。

● 七月三十一日 事務局長（寺西）と浜野学部長との面談。

七月末、芸大学部長からの要請により、芸大学部長室に寺西
事務局長が浜野氏を訪問。ここでは、新奏楽堂建設を推進す
るため、とりあえず、旧奏楽堂を構内に引家（ひきや）する
ことで、建築予算を文部省に申請した旨、報告があり、諒承
を求められた。それに対して、引家した上で、時間をかけて
旧奏楽堂の保存を考えるということなら、「会」としても異存
はないと思うが、一応検討したいと返答。なおその節、最近
明治村から、予算面の都合がついたから、来年四月以降、旧
奏楽堂を引き取つてもよい、という申し入れがあり、芸大と
しては、それが実現すれば幸いであると思つてゐる、との報
告が補足された。それについては、「会」としては、ききおく
態度をとつた。

● 八月初旬 明治村東京事務所長より連絡があり（芥川代表委員

及び寺西事務局長）、明治村としては、なるべく早く旧奏楽堂
をひきとりたい、それについては、芸大との諒承がついてい
る、という見解が、かなり強い口調で述べられた。これは三
月八日、芥川、寺西が明治村館長の関野先生、東京事務所長
土屋氏と会談したときの、「ひとりでも反対者があるときは、
明治村では引きとらない」という言明との間に、かなりのへ
だたりがあり、その真意をはかりかねるものがあつたが、芸
大と明治村との間で、話が進められたものと思われる。

● 九月～十月

右の動きに對して、再三運営委員会を開催し、その対応のし
かたを論議し、ともかくまず、芸大学長と面会し、芸大の真
意をきくことから始めよう、ということになつた。

● 十月二十八日 芸大学長と会見

芸大学長と芸大内で会見の運びとなつたが、事務官約十名、
学長、学部長、事務局長、服部委員長、石桁前学部長らの物々
しい出席のもと、話しあいなどという雰囲気ではなく、芸大
としては、新奏楽堂建築の緊急性にかんがみ、来年度予算の
申請をしたこと、旧奏楽堂引家も考えたが、明治村よりの好
意ある申し入れがあつたため、その線に添つて計画を進めて
いる。したがつて、予算がおりると必然的に旧奏楽堂は一時
取りこわしになる、という通告を、山本正男学長の口から伝
えられ、その諒承を求められた。「会」の主張に對しては、そ
の心情は十分理解できるが、保存については万策つきた上で
の措置、納得してほしい、とのことであつた。

(注) 三月の学部長との会談で、まだ方法が考えられるはず、大学と「会」が協力して、最善の方法をみいだしたい、という「会」からの申し出に対して、一度も何の話しかけもないまま、ここまで事態を推進させてきた学校当局のやり方には、激しい怒りをすらおぼえます。

●十一月十七日 文部大臣との会見

右の芸大のやりくちに、強いいきどおりを感じ、「予算が通ると、旧奏楽堂は早速取りこわしになる、」という言明に、「会」の運動の真意をまったく理解していない処置という危機感をもった私たちは、運営委員会の審議の結果、あまりにも一方的な芸大の態度に対抗して、さしあたって、最善の方法を求める努力をこころみる期間、建築の予算化を待つよう陳情することにし、芥川、黨両代表委員と寺西事務局長がまず文部大臣に面接、「会」の目的と、奏楽堂をめぐる現状を説明、予算についての善処を要望した。田中文部大臣は深い理解を示し、早速翌日、現地を視察に出むいて反応を示してくれた。

●十一月十八日 森喜朗自民党文教部会委員長と面接

さらに翌十八日、衆議院内で、自民党文教委員の方々(「救う会」の会長長谷川峻氏も文教委員として同席、森喜朗委員長を中心に四氏が出席)と、芥川、黨、寺西三名が面会、前日同様の主旨を開陳、予算についての善処方を陳情した。この場合も、各委員の理解と共感が表明され、森氏ほかの文教委員による現地視察も、十二月に行われている。

●十二月に入ってから黨代表委員は、たまたまある会合の席上、

同席した渡辺蔵相にも雑談的な対話の中で奏楽堂予算執行に關しての配慮を要請した。

以上の経過をふまえて、「会」としての今後は、きわめて多難というほかはありません。しかし、十二月二十二日の予算内示では、一応新しい建築の予算は計算に含まれてはおりますが、その執行に關しては留保条件があり、微妙なところです。私どもとしては、くりかえし主張してきたように、新奏楽堂の建築は、むしろ一日も早く実現されるべきものであり、それを妨害する意図は毛頭ありません。しかし、旧奏楽堂を邪魔もの扱いにし、安直に明治村移転を考えることに對しては、根本的に反対であり、「会」の心を無視して、それを強行しようとするなら、断乎としてその暴挙に戦いを挑まざるをえません。芸大当局が改めて旧奏楽堂の処置について考え直し、私たちと協力して、十分話し合いの上、現地保存の方法を探求していくことを期待したいと思います。

予算が来年度執行されないとすれば、「会」としての責任は、はかり知れず大きなものとなります。それについては、別項の「今後の方針」の内容をお読みいただきたく存じます。そして、新奏楽堂建設の推進とあわせて、私たちの「奏楽堂」を守るため、国民的な一大運動までもりあげてゆくことを考えております。会員各位の卒直なご意見だけいただければさいわいに存じます。

(なお最近マスコミ紙上では十月二十八日の朝日新聞夕刊、十一月二十五日の朝日新聞「天声人語」、十二月二日の東京新聞社説が、奏楽堂問題をとりあげております。)

今後の方針

「会」としては、新奏楽堂の建設が一日も早く実現できるよう、芸大当局に協力しつつ、旧奏楽堂の「生きたかたちでの現地保存」の可能性をあくまでも追求めていく所存であることを、この際改めて確認しておきたいと思います。それは、決してセンチメンタルな懐古趣味にもとづくものではなく、日本における音楽教育の原点、音楽文化発祥の場として、旧奏楽堂の生きた姿を、現地に永遠にとどめておくのが、むしろ国民としての義務である、という信条に根ざしていることは、いまさらいうまでもないところであります。そして右の観点から、「運動の経過」の項では特にふれなかつたのですが、新奏楽堂を建設し、しかも旧奏楽堂を保存する方法として、「会」では、次のように、いくつかの可能性を考えつつ、運動を進めてきていました。

(1) 旧奏楽堂を現在位置にそのまま保存する場合——このケースでは、新奏楽堂を現在計画中の場所以外のところへ建設するように、企画・設計等の変更を必要とする。この場合、次の可能性が考えられる。

(イ) 新奏楽堂を、現在テニス・コート、サッカー・グラウンドのある場所に建てる。

(注) これについては、美術学部との過去の約束、学生の使用状況、大学としての必要性などから、不可能というのが学校側の主張。

(ロ) 隣接の旧帝国図書館の敷地の一部譲渡（または貸与）を求め、その敷地内に建てる。

(注) この点に関しては、すでに何べんも交渉したが拒否され、不可能なことが明白、というのが学校側の見解。

(イ) 現在、荒川区から、文化的施設用にと芸大に提供申し入れがなされている日暮里駅近くの土地に建てる。（日暮里駅一分、芸大から徒歩十五分）

(注) この件については、「会」としては直接学校から何もきかされてはいないが、伝聞するところでは、面積が狭く、環境も悪い（ラヴ・ホテルなどが多い）ため、文化的・教育的に不相当と、難色を示している様子。

(2) 新奏楽堂を現在計画中の場所（旧奏楽堂の位置に重なる）に建てるため、旧奏楽堂を若干移転する。この場合、第一に大学構内、第二に上野の山のどこか、最悪の場合は、東京都内の適当な場所を考えたい。

(イ) 大学構内には、前述の(1)の(イ)の場所以外には、もはや適当なところは残っていない。そしてもし(1)の(イ)が可能だとすれば、新奏楽堂をそこに建てることも可能となり、その方がベターである。

(ロ) 上野の杜に残す方策としては、前項(1)の(ロ)の場所が最適である。これについての大学のこれまでの努力は認められるが、所轄官庁間の交渉だけで、不可能と断定するのは如何であろうか。

(イ) 世田谷区、渋谷区その他、東京都内の適当な場所に、現地の協力を得つつ移転させる。

この(2)のうち、(ロ)、(イ)については、厳密な意味での現地保存ではなくなるが、「生きたかたちでの保存」のためには、これもやむ

をえないという意見が、委員会の内にもあり、十分検討されて
しかるべきものと考ええる。

(3) 明治村への移転

明治村当局では、管内のもっともいい位置に一応予定地をあて
ており、また万全の管理を約束してくれている。しかし明治村
それ自体の位置、そこを訪ねる人々の量と質などから考えて、

「生きたかたち」での保存には程遠いものと考えざるをえない。
明治村の熱意と好意は評価できるが、いまのところ「会」とし
ては、最後の方法というべきであろう。

以上のような状況の中で、運営委員会は、今後の運動方針を以下
のように進めていく所存であります。

(一) 前項(1)に含まれる(イ)、(ロ)、(ハ)の方法についての可能性を幅広く
検討、さらに(2)の(ロ)等についても十分研究を積みながら、根気よく
学校側とも意見を交換し(昨年は先方からの働きかけを待っていた
ことがかえって事態を混乱させる方向へ進んだことを反省、一方で
は、旧奏楽堂のもつ意味、その現地保存(もちろん生きたかたちの)
の重要性などを、もっと広い層に訴え、国民的な関心をもりあげて
いきたい。

そのために、次のような運動を展開していくこと。

(1) 「奏楽堂を救う会」の趣旨徹底のための演奏会を開催する。

(2) 新聞、雑誌、放送等を通じて、「会」の真意をより幅広い層に強
く訴える。

(3) 政府、国会、都(あるいは区)議会、明治村、関係各省市等と
も時に応じて懇談し、意見を交換しつつ、旧奏楽堂の現地保存

の意義についての認識を深めていく。

しかし何よりも、大学当局の考え方(奏楽堂についての認識と「会」
の動きに対するみかた)が、新しい解決をみいだす方向へと動いて
くれないことには、事態の進展は求められません。その意味でも、
今後は、学校側との率直な話し合いの機会を何べんも生みだしてい
く必要があるわけです。

(注) この点については、芸大の一部には、「会」の運動を、
一種の売名行為として非難したり、明治村との話を完全な諒解
事項として「契約」として表現したり、あるいは「会」の動き
が「大学の自治」の侵害だと宣伝したりしている向きもありま
すが、いずれも誤った認識にもとづくものであることは、いう
までもないところです。

以上のような方向で、今年はいっそう精力的に動いて、難問を解
決し、「会」の目的を達成するとともに、新奏楽堂の建設推進に協力
したいと思っております。会員の皆さまのご意見もいただければ、
と願っております。今後ともよろしくお願い致します。

「奏楽堂を救う会」会計収支報告書

収 入 (カンパ募金)

現金書留

一、四二〇、〇〇〇

預金(銀行振込)

二、一三三、〇〇〇

計 三、五四三、〇〇〇

支 出

会場費(会場借用料等)

一五、二六〇

記者会見費用（含準備会、帝国ホテル）

九五、九四〇―

資料費（写真、資料整理代等）

一五九、六〇〇―

印刷費（封筒購入代を含む）

二八〇、三〇〇―

通信費（ハガキ、封書切手代等）

七七一、四五〇―

交通費

一〇〇―

雑費（宛名かきアルバイト、コピー代等）

六五、五三九―

消耗品（文具）

三〇、八〇〇―

計

一、四一八、九八九―

差引

二、一二四、〇一一―

（注）（1）日常の会議における飲食茶菓代、交通費等はすべて委員

の自弁としております。

（2）なお今後も運動費（印刷・通信を含む）として、かなり

の出費が予想されますので、カンパのご協力を重ねてお願い致します。

〔最後の「会計収支報告書」の部分のみ横組〕

〔昭和五十五年度教授会議事録〕

資料³³

東京藝術大学奏楽堂建設促進に関する陳情書

東京藝術大学音楽学部同声会は、東京音楽学校として発足以来の卒業生で組織された唯一の同窓会であり、わが国の音楽教育の振興・発展に寄与してまいりました。

こゝ両三年の間、東京藝術大学奏楽堂を現地に保存するか、他に移築するかの問題について、論議されてきたことは御承知のことと思いますが、現奏楽堂は明治以来の日本の音楽教育の創始、普及発

展に果たしてきたその文化的意義に照して何らかの方法で保存しなければならぬことはわれわれとしても異論のないところであり、その推移に重大な関心をもち、見守ってきた次第であります。

しかし、現在の奏楽堂は明治二三年竣工以来一世紀を経て老朽化も甚しく、その規模や音楽ホールとしての機能からみても、大学として学生に対する教育・指導上支障があり、早急に新しい奏楽堂を建設する必要があることも充分理解できるところであります。また、奏楽堂は、教育の一環として常時使われるものであることから、大学の施設としては当然学内に建設されなければならないものであるということも、うなづけるところであります。

このような状況において、大学側が現地保存を含め、あらゆる観点から検討の結果、現奏楽堂を明治村に移築し保存することをその方針として決定されたことは、現状からみて最善の策であると、われわれも了解し得るものであります。また、仄聞するところによれば、明治村としても、非常な熱意と誠意をもつて、現奏楽堂を可能な限り、創設時の姿に復元するとともに、パイプオルガンも修復し得るものなら修復し、音楽ホールとして使用するというところであり、大変喜ばしいことと考えております。

しかしながら、このような実情にもかかわらず、一部に大学の計画に反対する動きがありますが、われわれとしては、今日までの経緯から考えて大学が現奏楽堂を明治村へ移築保存し、新奏楽堂を昭和五十六年度から建築着工するという方針に全面的に賛同するものがあります。

つきましては、関係各位におかれましても、東京藝術大学の当該

計画の実現について格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。
る次第であります。

昭和五六年二月四日

東京藝術大学音楽学部同声会

会 長 鳥居忠五郎
理事長 酒井弘
代議員会 一 同
支部長 一 同

(以上、縦組)

奏楽堂に関する陳情書提出先

1. 国会議員関係 (七名)

(1) 衆議院議員

井出一太郎 衆議院議員会館一号館六〇三号室
坂田道太 〃 一号館一〇七号室
長谷川峻 〃 一号館三一九号室
海部俊樹 〃 二号館五四〇号室
西岡武夫 〃 二号館三〇三号室
藤波孝生 〃 二号館三三六号室
森喜朗 〃 二号館三〇九号室

(2) 参議院議員

内藤誉三郎 参議院議員会館六号館六〇九号室

2. 文部省関係 (十六名)

文部大臣 田中龍夫

事務次官 諸澤正道

(大臣官房) 官房長 鈴木勲

(大学局) 大学局長 宮地貫一

審議官 阿部充夫

大学課長 斎藤諦淳

(管理局) 管理局長 吉田壽雄

教育施設部長 野村武一

技術参事官 佐藤讓

計画課長 高野文雄

☆ (写) 配布先

(大臣官房) 会計課副長 岡林隆

会計課第四予算班主査 八木淑夫

(大学局) 大学課々長補佐 中林勝男

(管理局) 計画課々長補佐 小島弘

〃 〃 木村直

整備計画推進室長 井内昭

3. 大蔵省関係 (七名)

大蔵大臣 渡辺美智雄

事務次官 田中敬

(大臣官房) 官房長 山口光秀

(主計局) 主計局長 松下康雄

次長(文部担当) 西垣昭

主計官(〃) 篠沢恭助

主計官補佐(〃) 近藤時男

(横書き)

資料③④

「奏楽堂を救う会」との懇談要録（第二回）

開催日時 昭和五十六年三月五日（木） 10・15～12・45

場所 事務局第一会議室

出席者

「奏楽堂を救う会」側

1. 黛 敏郎（作曲家）
 2. 穴戸 実（建築家）
 3. 鈴木博之（東大工、建築、助教授）
 4. 寺西春雄（奏楽堂を救う会事務局長）
- 芸大側

1. 山本正男学長
2. 浜野政雄音楽学部長
3. 服部幸三教授（音楽学部） 奏楽堂小委、委員長
4. 白井 実事務局長

懇談内容……別紙

別紙

1. 山本学長から、今回の奏楽堂移転及び新奏楽堂建設について、種々論議を重ねてきたが、私としては決して「奏楽堂を救う会」と意見が対立しているとは思っていない。単に奏楽堂保存上の技術的問題と考え、いま、で対処してきたつもりであるとの意向表明

があつた。

2. これに対し寺西氏から、昨年十月二十八日に大学側と懇談して以来、重ねて話し合いを続けたかったが情勢に変化がないことなどもあつて、かえつて面談を遠慮していた。我々としては、大学側が主張するように、奏楽堂明治村移転以外に保存方法がないとは決して思っていない。今、解体予算がついてしまえば、大学側は奏楽堂を取壊すであろう。そのような意味で再度、保存方法について懇談を求めた次第であるとの発言があつた。

更に黛氏から、我々も決して大学と対立する意思はない。たゞ奏楽堂をどのように保存するかについて教授会等の決定と、考え方が異っているだけである。新奏楽堂建設のための予算については、自分達が関係筋に働きかけ、これを阻止した。我々としては学内に奏楽堂を保存する方法として、次の三つの手段を考えている。

(1) 運動場敷地に新奏楽堂を建設する。
(2) 国会図書館上野分館用地を取得する。
これに関しては、従来、大学側が努力しても、実現が困難であつたとのことであるが、再度、国会筋に働きかけ、可能性を確認することも必要であろう。

(3) 明治村は遠過ぎる。奏楽堂は学内に保存し、新奏楽堂を都二十三区内に建設するのが望ましい。これに関連し、荒川区が、日暮里地区の敷地を芸大に提供するとの話もある。荒川区長の意向としては、日暮里地区に新奏楽堂を建設することは歓迎すると云つている。また、土地を売つてもよいとも云

っている。この件で、我々の「奏楽堂を救う会」と連携することが可能か、何れにしても明治村へ移築することは最後の方法である。その前に以上の三点について再度検討して欲しい旨の要請があった。

※（日暮里地区の土地問題については、荒川区に事後照会した結果、企画部長は区としては区民に開放される施設でなければならず、大学の学生が主として使用する奏楽堂は好ましくない。また、土地についても区民のために供用するということで、一部強制執行までして確保したものであり、これを国に売却することなどは到底考えられないとのことであった。）

3. 山本学長及び浜野学部長から大学は敷地が狹隘であり発展が望めない。芸術教育には伝統と創造活動との融合を図る必要がある。このため、現在、総合芸術研究所の構想等を検討している。荒川区から話のあった敷地については、例えば現職教育のための施設や展示場として活用することを考えていた。一方、新奏楽堂は、常時使用する教室の一環として使用するもので、とても日暮里地区に建設するなどは考えられない。

他面、奏楽堂を学内に残すことは、管理上、負担が大き過ぎる。そのような意味では、明治村側は、生きたホールとして奏楽堂を保存しようとは大変な理解を示してくれている。

また、運動場についても、教育上の観点からして、更には、在籍学生数からしても、現在のものをつぶすことは到底考えられない。実技授業の合間に手近かに運動できる施設はどうしても必要である旨説明があった。

4. これに対し、黛氏から、芸術教育にとつて体育施設はアクセサリーに過ぎない。奏楽堂は体育施設に勝るもので、是非残さなければならぬ。奏楽堂を取壊しても体育施設をつくるという大学側の意向が納得できない。例えばニューヨークやパリの音楽学校に運動場はない。勿論、一般論として大学に体育施設が必要なことは理解できる。また、芸大の敷地が三十年前と変らないのに他方学生数が大幅に増加していることもわかる。しかしいま、敷地拡張を図らず、その結果として奏楽堂を犠牲にすることが、どうしても理解できない。体育は単にクラブ活動に過ぎない。また、奏楽堂の保存管理上明治村に移転するというなら芸大全体が移転すればよいとの発言があった。

5. 山本学長は、大学人として、体育施設がアクセサリーであるなどということは、とても考えも及ばないことである。また、全学移転などと云うことは、現実性を欠いており不可能であると反論した。

6. 宍戸、鈴木両氏から、本来、大学の規模、設備等は都市型と地方型とがあつて然るべきだ。日本では、「大学設置基準」で画一的に規定しているが、これらの基準も努力すれば改訂も可能ではないか。また、保存上の問題にしても木造建造物と、コンクリート建造物の場合は、材質的にも、構造的にも大きな差異がある。この点で学長の見解と異なるが、木造の場合は、修理をすれば耐久度ははるかに強い。なお、文化財としての指定を受ければ、それなりの保守設備は可能になる。また、日暮里地区の土地は遠いというが、ロンドン大学等は、タコ足大学である。我々の提案を再

お願いしたいとの発言があった。

7. 山本学長から、いままでの提案は大学としてもすでに充分検討してきたが、諸種の観点から不可能であった。たとえ、将来、国会図書館の敷地が確保可能としても、時間的な見通しがなく、大学としては現時点での問題として早急に解決しなければならぬ教育上の重要事であり、その意味で不可能である。新奏楽堂の建設については是非全面的な支持を得たい。また、奏楽堂については、新奏楽堂の建設との関連においてとりあえず解体し、(勿論保存を前提として)その後、保存方法について充分に検討することに決してやぶさかではない。しかし、有効な方法がない場合は、最終的に明治村に移転することを了解願いたいとの要請があった。

8. 黛氏は行き先が決定しないで、とりあえず解体ということには反対である。また、宍戸・鈴木両氏から、明治村側と確約ができているのか? 聞くところによると、十二月開催の理事会で「奏楽堂を救う会」が反対である限り受けとれないとの意向であると発言があった。

※(明治村の土屋東京事務所長に照会したところ理事会に奏楽堂問題は提出していない。また「奏楽堂を救う会」の反対がある限り受けとらないという意味表示をしたこともない。しかし、まとまるものなら、うまく話し合いをまとめて欲しいということは話したことがあるとのことであった。)

9. これに対し、山本学長は、明治村側と九月に会合した際、関野館長は、条件を整えば何時でも引取るとの確約を得ている旨、表明した。

(横書き)

(「奏楽堂改築計画関係資料綴」)

資料③⑤

浜野音楽学部長による芸大側の主張が新聞に掲載された。

奏楽堂移築、芸大の事情

明治村での保存が適当

浜野 政雄 66 (東京芸大音楽学部
長・東京都新宿区)

東京・上野公園にある東京芸術大学奏楽堂の移築問題については、必ずしも大学の真意通り受け取られていない向きもあるので、関連する二、三の事情を述べ、大方のご理解を得たい。

現奏楽堂は明治二十三年の建設以来、九十年の歳月を経て、歴史的建造物としては人身事故が懸念されるまでに老朽化し、防火、防災上早急に撤去、または移築するという関係省庁の了解のもとに現存しているものである。

しかもその規模は、建設当時に比べて音楽学部の学生数だけでも十数倍になっており(明治二十三年七十六人、現在約千二百人)、座席三百八十八の現状では収容能力の点からだけでもあまりにもかけはなれている。大学全体の講堂として、例えば入学、卒業式などには極めて限定された人数で使用してきたが、これも危険防止のため昨年からは中止している。

もつとも大切なのは音楽ホールとしての機能である。現代のオーケストラ演奏のための音響容積、オペラ、邦楽、電子音楽などのた

めの舞台、設備等、パイプオルガンも含めて今日の音楽教育にはすでに不十分であり、このため年に十数回外部のホールを借りているのが現状である。このため新しい奏楽堂の建設が早くから要望され、そのための研究や準備も数年来進められてきた。

しかしながら、まことに敷地が狭く、六万八千八百六十八平方メートルの中に、校舎など延べ六万七千二百六十九平方メートルの建物がすでにある。現奏楽堂を新しい奏楽堂と共に学内に置くことは無理である。

芸大の学生には運動や部活動は必要ゆえ、運動場に新奏楽堂を建てよとの意見がある。しかし、音楽学部ばかりでなく美術学部も含めて二千四百人の学生から、現存のテニスコート三面、サッカーコート半面のわずかな運動場を奪うことは教育の責任を負う大学としてはなし得ない。また新しい奏楽堂を学外にとの意見もある。だが、常時学生が楽器を運び込む教室としても使用されることを考えれば、本校舎に隣接する必要があることもご理解願えよう。

現奏楽堂が完成以来、ほぼ一世紀にわたって多くの音楽家を育て、わが国の音楽文化がここに根づいたことを思うとき、何らかの方法で保存することはわれわれの切望するところである。それには根本的に解体修理し、文化財として特別な条件下に管理保存する以外にない。

大学では現奏楽堂を保存するためには明治村が適当であると考え、昭和四十七年以来交渉を重ねてきた。最近では本年四月以降受け入れが可能であり、移築にあたってはできる限り忠実に復元、オルガンも修理のうえ大学側の運営計画によって生きた演奏場としての姿を残したいとの積極的な申し出を受けている。こうした現況では、

現奏楽堂の保存と教育の運営を考えると、明治村移築以外に選べる適切で現実的な方法があるだろうか。

〔読売新聞〕昭和五十六年三月十六日

資料③⑥

「救う会」との第二回の会合（昭和五十六年三月五日）においても、意見の一致が見られず、大学側は、隣接する国立国会図書館に敷地確保のために再度働きかけた。

昭和五十六年四月十四日

本学事務局長と国立国会図書館、支部上野図書館長（岡本正）との会談の要旨

奏楽堂建設に当り、一部反対派「救う会」の各方面への動向の一端として、先般、「救う会」が直接、国会図書館総務部長に会談を申し入れた際、朝日新聞紙上にも総務部長談話として、全く不可能ではない旨の含みのある発言がなされているため、上野図書館敷地の確保方について、大学側は何等努力していないのではないかと受けとめられている。従って、このことについて、大学側としても総務部長に直接お聞きし、将来上野分館の計画等聴取の上、対処しなければならぬため、先づ、上野分館長に大学側の意志を伝え了解を求めたものである。

館長 大学の説明の内容等については一応私も聞いております。

しかし、形式的には、建物の維持管理は衆議院の当面の担当は

会計課ではないかと思う。

分館側は図書管理のみであり、土地建物の将来計画について直接関与はできない。最終的には総務部長が窓口になると思う。

国会図書館法第二十二條が東京都とのからみで、土地交換の方法等を考えるとき非常に困難な面がある。

昭和三十六年分館の主要の図書は本館に移転した。その際、法第二十二條の改正案も検討された経緯があつたが、改正されていない。

現状は利用者も少なく、図書館としてではなく、別の構想としての利用方法も考えられているが、この建物も文化財的要素が多分にあり、昔から利用していた人々の残存の希望も多い。従つて建物は残しながら利用する方法しか考えられないのではないかと思う。又一方本館の完成が五十九年度の見通しであり、完成後、上野分館の今後の方針が打ち出されるのではないか。(個人の意見である)

又、地方、国会図書館分館としては、筑波学園都市及び関西方面にそれぞれ一ヶ所の設置の計画がある。

事務局長 仮に上野分館の空地の部分(宿舍敷地を含む)を芸大敷地としていただいたとしても、現建物は芸大図書館として、現況のまゝの姿で保存していくことになるのではないか。

館長 この場所は非常に静かで、図書館に適しており、上野地区は飽までも分館として、将来共に利用して行くべきであるという意見が多い。

事務局長 仮に分館が全面移転し、大学敷地として確保できたとし

ても数年かかることになり、期間的問題として、大学の教育研究に支障をきたし、大学は早急に新奏楽堂の建設が要請されているので待てないのではないか。

以上の会話があり、大学側としては早急に総務部長に会談したい旨申し入れた。

分館長より総務部長に大学の意見を伝え、四月二十一日十一時より話し合うこととなつた。

(記録 会計課長)

(横書き) (奏楽堂改築計画関係資料綴)

昭和五十六年四月二十一日 於 国立国会図書館総務部長室

国立国会図書館総務部長(高橋徳太郎)と本学事務局長との会談の要旨

会談の目的

新奏楽堂建設計画に当り、反対派「救う会」の運動の一つに、本学隣接の上野分館敷地に新奏楽堂建設の可能性をあげているが、過去において、当該敷地を本学用地として取得すべく数回に亘り検討したが合意点に達せず取得は全く可能性がないものと思料し、五十二年以降双方の接渉もなく現在に至っている。

しかしながら、56・2・9(朝日新聞夕刊)記事に国立国会図書館総務部長談話として、「適当な替地があればやぶさかでない」(原文のまま)と記者に答えているため「救う会」は、新奏楽堂建設用地として利用可能ではないかとの判断に立ち、大学側の措置

の不足等を指摘しているため、国立図書館としての上野分館敷地の利用計画を直接総務部長より聴取し、その結果を見た上で当該敷地の対処方法を検討すべきものと考え会談を申し入れたものである。

芸大事務局長——過去における国会図書館と文部省並びに本学関係者との話し合いの経緯を詳細に説明、その打合せの結果は、いづれも合意点に至らず、結論としては当該地は本学敷地として取得する可能性はないものとして現在に至っていること。

一方、大学の教育研究上新奏楽堂の早急な必要性から五十六年度概算要求として計上したが「救う会」は大学の方針に対し真向より反対の表明がなされ、他方面に動きかけ予算の実現が結果的には阻止されたこと。

また、旧奏楽堂明治村移転について、明治村での受入れ態勢は満全を期していること等説明。

新奏楽堂建設が遅れることは、本学の教育研究に重大な支障をきたし、一日でも早く実現すべく努力することが本学の至命でもある。

資料等の記録から結論を見出せないまま今日に至り、五十二年以降双方の交渉がなかったと云うことは、本学としては、可能性が皆無として受け止めているが？

図書館総務部長——将来とも可能性がないとは言っていない……

しかし、本館の増築計画が五十九年七月完成の予定であり、その時点で、上野分館敷地も含め（ただし、現在の図書館建物は文化財的要素があり現状のまま保存）将来利用計画をたてるので、

それ以降でないと上野敷地の処理については応じられない。

昭和五十六年四月二十二日

国立国会図書館総務部長より本学事務局長に対し、昨日は将来利用計画策定後検討したい旨回答したが、その後再考し条件は非常にきびしいが（代替地の条件）他に適当な代替地（図書館の利用計画は一例として職員の厚生施設等）があれば検討の用意がある旨かさねて回答があった。

なお、当該地内に職員宿舍が設置されており、これの入替については大学側も協力願いたい旨要望された。

（「奏楽堂改築計画関係資料綴」）

〔横書き〕

資料⑦

「救う会」は大学側との第二回会談の決裂後、音楽学部教授会宛に意見書を提出した。これに対し、教授会は音楽学部長名により書面で回答している。

芸大音楽学部教授会メンバーの皆さまへ

「奏楽堂を救う会」が正式に発足して、すでに一年と三カ月を経過致しました。先刻ご承知の通り、「奏楽堂を救う会」（以下「会」と略号で記します）の目的は、あくまでも旧奏楽堂のもつ文化的・教育的意義を重視し、それを現地に生きたかたちで保存して、芸大の歴史的歩みの重みを、後世に正しく伝えることにあります。現在の芸大にとって、新しい奏楽堂が必要なことはいうまでもないこと

るで、「会」のメンバー、誰ひとりとして、その実現の一日も早からむことを望まないものではありません。ところが残念なことに、大学当局との何べんかの話しあいにもかかわらず、意見の一致がみられず、今年度予算計上の段階では、大学の皆さまばかりでなく、私どもにとつても意に添わぬ動きをせざるをえない破目におちいったことは、かえすがえすも口惜しいことでした。

「会」の真意及び行動の経過については、学長、学部長をはじめ、大学当局の方々との会談の際、その都度るるご説明申し上げてきたつもりですが、最近「会」の委員が、たまたま教授会メンバーの方とおめにかかつて雑談した折りに、どうしたわけか「会」の意図や行動が、教授会の先生方に向いて正しく伝わっていないことに気づく、というケースに何べんかぶつかりました。そこで、ここに改めて「会」の目的とするところ、これまでの運動の経過とを皆さまにおしらせし、「会」の動きについて正しい認識をもっていたいただいた上で、大学と「会」とが協力しあいつつ、新奏楽堂建設を推進する方向へとふみだしていきたいと願っております。

「会」の運動の経過

〔前掲「奏楽堂レポート」とほぼ同一内容につき省略〕

以上の動きと併行しながら、「会」としては、新奏楽堂建設を促進するため、その可能性をみいだすための研究と努力を絶えず重ねてきた。その結果、以下の方向に道を求めて、それぞれのケースをかなりことこまかく検討した。

(1) 旧奏楽堂を現在位置にそのまま保存する場合——このケースでは、新奏楽堂を現在計画中の場所以外のところに建設するようになり、企画・設計等の一部変更が必要となる。この場合、次の可能性が考えられる。

(イ) 新奏楽堂を、現在テニス・コート、サッカー・グラウンドのある場所に建てる。

(注) これが「会」としての第一案だが、この点については、美術学部との過去の約束、学生の使用状況、大学としての必要性から不可能、というのが、学校側の主張。

(ロ) 隣接の旧帝国図書館の敷地の一部譲渡（または貸与）を求め、その敷地内に建てる。

(注) この点に関しては、すでに何べんも交渉したが拒否され、不可能なことが明白、というのが大学側の見解。

(イ) さきに荒川区から、文化的施設用として芸大に提供の申し入れがなされた日暮里駅近くの土地に建てる。

(注) この件については、荒川区長は積極的で、大いに乗気であつたが、大学側はまったく関心なく、「会」としても廃案とせざるをえない。

(2) 新奏楽堂を現在計画中の場所（旧奏楽堂の位置に重なる）に建てるため、旧奏楽堂を若干移転する。この場合、第一に大学構内、第二に上野の山のどこか、最悪の場合には、東京都内の適当な場所を考えたい。

(イ) 大学構内には、前期(1)の(イ)の場所以外には、もはや適当なと

ころはない。そしてもしその場所が可能ならば、新奏楽堂をそこに建てることも可能となり、その方がベターである。

(ロ)上野の杜に残す方策としては、前項(1)の(ロ)が最適である。これについて、大学の過去の交渉経過に不備な点がみられるので、所轄官庁間の交渉だけで、不可能と断定するのは如何なものであろうか。

(イ)世田谷区、渋谷区その他、東京都内の適当な場所に、現地の協力を得つつ移転させる。

(注)この(2)のうち、(ロ)、(イ)については、厳密な意味の現地保存とはいえないが、「生きたかたちでの保存」のためには、これもやむをえないとして、十分検討されてしかるべきものと考ええる。

(3)明治村への移転

明治村当局では、管内のもっともいい位置に予定地をあててくれており、また万全の管理も約束してくれている。しかし、明治村それ自体の位置、そこを訪ねる人の数と質などから考えて、「生きたかたち」での保存には程遠いものと考えざるをえない。明治村の熱意と好意は評価できるが、いまのところ「会」としては、最後の方法としかいえない。

●三月五日 学長との会見

事態を切り開くため、学長、学部長、服部委員長、事務局長の方々と、「会」の運営委員が面接、協力可能な接点をみいだすべく、「会」としては、誠心誠意話しあつたつもりだが、結局は決

裂のかたちとなり、そのまま現在にいたっている。

「会」の真意とお願ひ

以上の経過の上に立つて、私たちはここに、改めて「会」の意図するところを、皆さまに強く訴えたいと思います。

(一)旧奏楽堂の現地保存は、決して感傷的な懐古趣味によるものではなく、あくまでも文化的(かつ教育的)意義にもとづいた人間の倫理として、委員及び会員一同の固い信条による願ひであること。

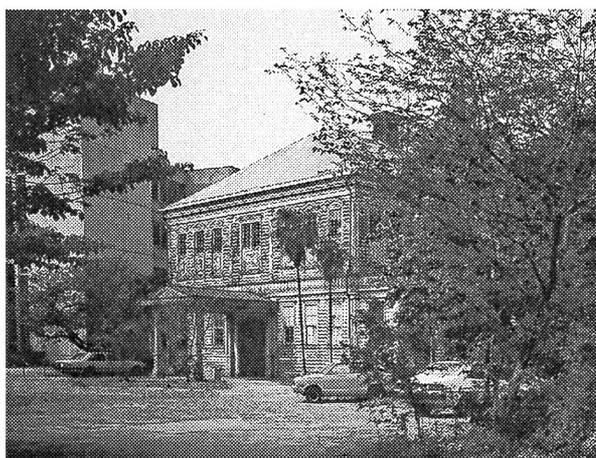
(二)「現地保存は大学も欲するところであるが、万策つきた上での明治村移転である」という主張に対しては、万策つきていない、他によりよい可能性は十分考えられると信じていること。

(三)それについて、大学が単独で動いて、その結果駄目という結論がでてしまつてからでは、その可能性がつぶれてしまう惧れもあるので、「会」と一体になつて考えてほしいと願つていること。

(四)新奏楽堂を一日も早く建設するために、その話しあひは、一刻も猶予を許されない状況にあること。

(五)「会」の動きは、決して大学自治の侵害ではなく、国民的文化財産(明治村では重要文化財として受けられる、といつていい)というものは、単に一大学の所有物ではなく、より広い国民の心を背負つたものとして、慎重に処理されるべきもの、という信念にもとづいていること。

(六)同声会会員の大半が、明治村移転に賛成で、「会」の動きを強く批判している、という説に対しては、多くの同声会員「救う会」



奏楽堂と音楽学部4号館（昭和56～57年頃）。
『奏楽堂記録写真』アルバム

の会員としても多数加入されている）の不断の励ましの声もあり、奏楽堂処遇における大学の態度に対する批判の声も、多く寄せられていることで、きつぱりと反論できる。

以上の見解にもとづいて、いまさしあたって残されている方法としては、前記経過のところ述べて、(1)の(1)（これが会の第一案）と、(2)の(ロ)の二案にしぼって、その実現に努力したいと考えています。そして(2)の(ロ)については、旧帝国図書館の再生も含めて、より大きな構想も考えられますが、それは、大学単独の動きではなく、より広い国民運動としてよりあげることによってのみ、それを可能

としうることを申し添えておきます。

なお、最後に念のため、書き加えておきますが、さきにもちよつとふれましたように、明治村移転には、「ひとりでも反対者がいるときは引きうけない」（これは、昨年十二月の明治村理事会で、奏楽堂に関し、改めてはっきりと再確認されており、今後、明治村の方から積極的に移転を望むことはしない、という決定もなされております）という条件がつけられていることを、お考えいただきたいと思えます。そして、この条件は、大学当局にも伝えられており、反対者の説得を大学が誠意をもって行うことを前提としているのですが、その点の誠意は、いまのところまったく感じられず、「会」としては、反対運動を続けざるをえない状況にあります。

つまり「明治村が積極的にひきうけてくれた」という教授会での報告は、その大切な条件をみだした上でという前提を含んでおらず、いまのままでは、明治村は移転を見送るほかはない（理事者からの情報）という状況の中の「移転」であります。

教授会メンバーの皆さまにおかれましては、以上のような状況を十分お考え下さいまして、大学側と「会」とが協力して、よりよい条件を生み出すことができるよう、改めてこの問題を真剣にご検討いただければ、と存じます。

要するに、明治村の方針は変わらないわけですし、いまのままでは、「会」としては反対運動を続けるほかはありませんので、その点がないがしろにして、新奏楽堂の建設を強行することは、旧奏楽堂が、

こわされたまま消滅してしまうことにならないとも限らないのです。その場合の責任は、いったい誰に帰せられるのでしょうか。私たちの主張と行動が、安価な感傷でもなければ、単に反対のための反対でもないことは、多くの支持者ばかりでなく、マスコミの各方面でもすでに認められているところです。旧奏楽堂が意義あるかたちで保存されるよう、お互いにいっしょに考えようではありませんか。そして新奏楽堂を一刻も早く建設して、実りある教育の成果を、お互いによるこびあおうではありませんか。

〔教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度〕

音楽学部教授会メンバーへのご書面拝見いたしました。私どもの大学にある奏楽堂の保存問題につきまして、貴会の代表の方々と昨年三月以来何回かお目にかかり話し合つてまいりましたが、いまだに大学の方針についてご理解願えないことを残念に思います。

現奏楽堂のもつ文化的・教育的意義の重要性にかんがみて何らかの方法でこれを保存しようとすることは、早くからわれわれが切望してきたところであります。一方、今後の芸大の教育・研究の上からこれに代る新奏楽堂の建設が必要であつて、芸大の立地条件の下でこの両者を勘案するとき、奏楽堂を明治村に移築保存し、その跡地に新奏楽堂を建設することも適切であり現実的な方法であるというのが大学の方針であります。ご承知のように現奏楽堂がすでに使用に不適切、ないしは不能になつてから久しく、その新設は緊急を要する状態になつております。

大学の方針は決まつたといへ、貴会が今日までご提案の諸方策

については私どもとしてすでに十分に検討してまいりました。たとえば奏楽堂を現在地に保存するため新奏楽堂を学外に建てようとすることは奏楽堂が音楽学生にとつて日常の教室であるという性格上不可能なことであるし、また現在の僅かな運動のスペースは大学としての教育の必要から、学生の保健管理の上から残さなければなりません。また隣接地の取得については、過去におけるばかりでなく最近での数回の交渉においても先方に現段階ではその意志がないことを確めております。このような交渉についてのご協力の申出はありがたいが、大学は公の機関として大学の責任においてしなければなりません。

ほぼ一世紀を経て老朽化した現奏楽堂を保存するためには、根本的にはこれを解体修理し、文化財として特別な条件下に管理保存することが必要でしょう。このため大学では現奏楽堂を長く将来に亘つて保存するためには明治村が適当であると、昭和四十七年以来交渉を重ねてきました。最近では明治村としてすぐにでも受け入れが可能であり、移築再建にあつては中央のホール部分（玄関のところ）に両袖をつけた原形に近い形で復元し、音響も出来得る限り現状を再現、オルガンも可能な限り修復の上、年に何回かは芸大による演奏会も行いたいといつております。将来にわたつての維持・管理を考慮すれば、移築保存として最善の方法ではないでしょうか。明治村と貴会の交渉の経緯については私どもの聞いていることと若干の相違があるようです。現地をご覧になれば判りますが、明治村は決して廃屋の置き場でも、あるいは遊園地でもなく明治建築の博物館として奏楽堂が、「生きたかたちで保存」されるのには適当なと

ころだと考えます。なお明治村では移築再建の上その適切な教育的文化的運営のためには芸大を含めて外部の協力を得たいともいつております。

奏楽堂の保存も文化の問題であります。一方その新設は私たちにとつて毎日の教育・研究のさし迫つた問題であります。大学の方針について私どもがご意見やご批判をいただくことは結構です。しかし書面にありますように直接外部に反対運動をされることはやめていただきたい。現在この問題が円滑に進んでおりませんため音楽学部ばかりでなく大学全体の計画進行に支障を来し、私どもとして甚だ困惑しております。両教授会はもとより学生や同声会からも促進のため強い要望の声がおこつております。何卒このような事情をご諒承下さいまして奏楽堂に関する大学の方針が一日も早く実現できますようご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以上音楽学部教授会の総意に基づき返事申し上げます。

月 日

東京芸術大学音楽学部長

浜 野 政 雄

奏楽堂を救う会 殿

代表委員・運営委員あてに発送する。(このみ手書き)

(「教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度」)

資料③

美術学部教授会は、新奏楽堂建設推進を支持し、学長宛に上申した。

芸美第一四六号

昭和五十六年五月十四日

美術学部長 清 家 清 園

学長 山 本 正 男 殿

新奏楽堂建設促進方上申の件

新奏楽堂の建設に関する貴職をはじめ、関係諸官のご努力に深い敬意を表するものであります。

本件については、既に、新営工事費が認められる段階に至りながら、その建設に反対する一部の者がある為、本年度予算として示達されなかつたと聞いております。

そのため、新奏楽堂建設後に予定されております美術学部長年の懸案である新校舎の建設は、その当初より、概算要求の対象とさえないものとなされているやにも仄聞しております。

もし、このように、時をむなしく推移いたしましたは、本学の将来構想を含め、美術学部現下の教育研究に重大な支障を生ずる事態の到来をおそれるものであります。すでに、昨年九月十一日の美術学部教授会に於いては旧奏楽堂の明治村移転を承認、新奏楽堂の早期実現を要望するなど、毎回(六月十二日、九月十一日、十月九日、十一月三日)の教授会に於いて、その促進と協力を要請して参りましたが、さらに、本日の美術学部教授会に於いては、新奏楽堂建設についての関係諸官のご努力を評価すると共に、念の為上記既定方針の再確認と今後のご尽力を期待する決定をいたしましたので上申いたします。

(横組)

(明治村 奏楽堂)

資料③⑨

三度目の新奏楽堂建設のための予算提出を目前に、五月の評議会では奏楽堂問題の打開策が討議された。

五月二十八日(木) 自十四時〇分 至十五時三十分
会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録 (昭和五十六年五月二十八日)

2. その他

山本学長から奏楽堂問題について、次のとおり経過報告があった。

奏楽堂問題は、「奏楽堂を救う会」の介在以後、行政ベースを超え、政治的色彩を帯び、大学側も否応なくこれに対処せざるを得ない状況に至った。

他方、美術学部からは、教育、研究体制を補完するために建築計画を促進する必要があるので、奏楽堂問題を早急に解決して欲しい旨の要望書が、学長宛に提出されている。また、定期的に今年度予算執行の期限も迫っているので、大学としても積極的に関係方面と交渉を重ねているが、種々、微妙な要素があり困難を極めている。

隣接する国会図書館上野分館用地の取得についても四月以来、五回にわたり交渉を重ねてきたが、国会図書館側は、昭和五十九年度に本館増築の計画を意図しており、それらの関連の上で、上

野分館の将来構想については、まったく未知数である。従って、現段階で協議する余地はない。また、芸大の奏楽堂問題の解決策として敷地を渡すことは考えられない旨の回答があった。

概算要求提出の時期を迎え、本学としては、既定方針どおり奏楽堂関連の予算を要求していくので学内の意思統一を一層図って欲しい。以上の経過については、本日開催の施設整備委員会に対しても概要を伝達している。勿論、予算執行の段階で奏楽堂解体経費が認められ、ば状況は一変することではあるが、現段階では、昨年までの要求事項は継続し提出していく方針である。近々、臨時事務局長会議等で、文部省の方針が示されるので、その関連の上で更に検討していきたい。

また、大学の将来構想については、各部局から提案事項も集ってきたので、適当な委員会を作り、検討していきたい。(横書き)

(昭和五十六年度評議会議事録)

資料④⑩

奏楽堂問題打合せ会議事録

日時 昭和五十六年六月二十二日(月) 午後一時〜三時

場所 事務局第二会議室

出席者 山本学長、清家美術学部長、浜野音楽学部長、

山本学生部長、平山教授(施設整備委員)、中根教授(同)、

角倉教授(同)、佐野教授(同)、服部教授(奏楽堂建設小委員長)、

白井事務局長。

欠席者 西教授(施設整備委員長)、奥村教授(施設整備委員)、

遠藤助教(同)、原田助教(同)。
陪席者 庶務課長、会計課長、施設課長、学生課長、
美術学部事務長、音楽学部事務長。

議事録

(1) 学長から奏楽堂問題について次のような経過説明があった。

① 三月五日「救う会」から最終会談の際に三提案が出された。

② ①運動場に奏楽堂建設 ②日暮里の土地に奏楽堂建設 ③隣接国会図書館敷地の移管

② 上記③案の国会図書館隣接地については、四月中旬から五月下旬までの間、国会図書館側と五回にわたり交渉したが、五月二十二日に大学側の要望には応じられないとの回答であった。

③ 五月二十六日自民党文教部会関係議員九名が集まり、奏楽堂問題について協議した結果、新奏楽堂建設の予算化をすゝめることとするも、再度隣接国会図書館敷地の移管交渉を行うこととなり、藤波、村上両代議士及び文部省係官二名が同行し、このことについて国会図書館長及び関係者との会談が行われた。

その結果、昭和五十九年に国会図書館の増築が完成後、文化的価値のある現分館の利用方法を考える。また、現在の職員宿舎は十二年程度の経過年数であり、他に求めるとしても、省庁別宿舎の予算はなかなか認められない。以上の理由から芸大の要望には応じかねるとのことであった。

また、藤波代議士から大学構内について二ヶ所と、隣りの社

会教育研修所の敷地に現奏楽堂の本体部分だけを移築できないか検討するよう文部省係官に指示があった。

④ 上記指示のうち、社研の敷地については、研修者のレクリエーション施設として欠かせない場所であるとの理由から断られた。

⑤ 以上のような経緯であったが、大学として藤波代議士から指示のあった奏楽堂の本体部分のみを運動場又は構内の他の位置に移築保存できないものか、ということについて検討したいので御意見をうかがいたい。

(2) 以上の学長からの経過説明により、次のとおり意見の交換があった。

平山教授 新奏楽堂を建てる予算をつけてくれたうへ、現奏楽堂の移転する予算も引受けてくれるのですか。

学 長 文部大臣は予算化促進を指示されている。大蔵大臣に平山先生が個人的に会われた際のことを私からお話すると、その際大臣は予算をつけないのは財政困難の折、旧奏楽堂を修繕して使えるものならこの際使うべきであり、別に「救う会」の言に左右されたのではない、あくまで財政上の問題からである。また予算については文部省から上順位で要求されるなら考える。但し新営も保存もという両立はためである。現奏楽堂は取りこわすこと、と云われたそうである。

平山教授 大蔵大臣は反対派の説得は大学で対処するように云っている。

清家学部長 現奏楽堂は左翼がなく、建築的には価値がない。図面として残せばよいと私は思う。

平山教授 大蔵大臣は単なる郷愁には金は出せない。保存方法については両者でよく話し合うことである。解体保存の予算は出せないと大臣は云っている。私の考えるところ、新営予算と保存費用の二者択一となれば新営予算をとるとして、旧奏楽堂については、現地保存にしろ明治村移転にしろ解体は必至であるが、新旧双方を学内に設置しようとしても両方共駄目になる可能性がある。

学 長 明治村の関野館長は両袖をつけないと、使用上、構造上、教育的、文化財的に意味がない。また建ちぐされが心配だ。「救う会」との問題は政治的に解決する方法ばかりでなく、よく話し合い、理解して貰う必要があるとの御意見である。

平山教授 過去はいろいろな理由でよく話し合いができなかったが、双方今後は話し合う努力が必要であり、大学としても学長、局長にまかせ放しでなく、関係教官が誠意をもって対処すべきだと思う。政治的解決だけでなく、精神的妥協解決の方法もある。

清家学部長 奏楽堂本体のみ残すのは最低の保存で、ぐれつなことだと思う。

角倉教授 「救う会」との話し合いは過去の経過から判断して簡単には解決しない。大学の方針に納得しない場合は、大学はあくまでも方針通り進むべきである。

平山教授 予算獲得のためには話し合いをつけるべきだ。そうでないと予算をきるための絶好の「天の声」だと大蔵省に判断される

好材料となる。

学 長 関野館長の話では、保存のためには解体、修理の必要があり、基準法等の適用除外のためには文化財の指定を受ける必要があるということだが、たゞその場合、大学としては財政上の理由から文化財管理義務は果せない。

局 長 現敷地計画の範囲では旧奏楽堂を残した状態では新奏楽堂は物理的に建たない。

平山教授 胴体だけ残すとしても修理費がかゝる。また残して文化財とした場合、財政負担が大変である。藤波代議士に返事しなければならぬとして、私の考えとしては先づ解体しなければならぬ。

角倉教授 学内に残すことは管理運営費の大きな負担となり残すべきでない。

平山教授 もう耐用年数が過ぎていて、解体しなければならない。中根教授 解体して暫定的に運動場の一部に集積しておき、再建方法をその間に考える。そのための話し合いを「救う会」その他有識者を交えて行つてはどうか。

服部教授 学内におくのは狭少せうせうでおけない。学外におく場合、「救う会」に管理責任を持つて貰い、建物を「救う会」に渡すことゝする。

佐野教授 現奏楽堂は前から必要ないと思つていた。

学 長 建築物として意味のある保存のためには或る程度両袖をつけるべきである。運動場に残すとすると、運動場の辺は使えなくなり、機能を果さなくなる。

平山教授 現奏楽堂の解体費、再建費をうかがいたい。

施設課長 再建を前提とした解体費四、一〇〇万円、輸送費五五〇万円、再建費三億二、〇〇〇万円（三億四、〇〇〇万円位）です。

中根教授 新奏楽堂に大小ホールが必要か。狭隘な敷地の中でホールはやめてもよいのではないか。美術学部内でも一部意見がある。

服部教授 計画上削れる部分は削り、既設建物との関連利用をできるだけ考えている。

中根教授 国会図書館分館の大学との併用は考えられないのか。

学 長 臨調では文部省関係が一番攻めやすい。昭和五十九年に本館が完成した際、分館も保存整備することでもあり、いずれはその様な考えも出てくると思う。

清家学部長 美術学部で運動場を固執しているため、奏楽堂が建たないように一部の人のとられているが、誤解であり、両学部を対象にした運動場であり、芸大には運動場はいらないうようなことは絶対云はないように願いたい。

局 長 大学設置基準三十六条、三十七条にもあるように、運動場も図書館も設けなければならない。

浜野学部長 二、四〇〇名の学生に対して現在の運動場をより狭くすることは出来ない。従ってこゝへの移築は到底無理であり、また既設計画敷地内には旧奏楽堂を残すわけにはいかない。

(3) 結論

各教官の意見に対し、学長より次のように発言があった。藤

波代議士への回答としては、両袖をつけるとして運動場がどの程度狭められるか（ $\frac{1}{2}$ 位）の資料を添えたうえ、運動場としては機能を果せなくなると伝え、今後の方針として「救う会」とは話し合いを続け、妥協の方法として旧奏楽堂は解体し、一時運動場の一部に集積しておく案はどうかと回答したい。

〔横書き〕（奏楽堂関係 昭和五十四年度）

資料④

学生も、芸術祭企画の中で奏楽堂についてパンフレットを作成し、保存問題に取り組もうとしていた。

学生部長殿

はつきりしない天気が続いておりますが、学生部の皆様には何のお障りもなく、ますますお元気で勤めにおいそしみのことと喜び申しあげます。突然にお便りをいたし申しわけありませんが、お願いしたいことがあります。誠に勝手ながらお手紙を書かせて頂きました。私達芸術祭企画委員会では、広報課において、パンフレットの制作を進めております。このパンフレットの中に、奏楽堂の記録写真を載せたいので、許可をいただきたくお願いする次第です。内容としてはパンフレット4ページ位に白黒写真で奏楽堂各所の様子を紹介するもので、コメントの文章は事実のみを少し記載する程度です。決して学校側に御迷惑をおかけしないよう企画委員一同責任をもって計画いたします。奏楽堂が藝大から姿を消す前に、我々の手で奏楽堂の思い出を記録させていただきたく、奏楽堂に対する

我々の気持ちもくみとっていただきたくお願い申し致します。なお、この件に対する連絡及び御返事は、内線二九九の企画委員会室にお電話下さればすぐお伺い致します。

御多忙のおり申しわけありませんが、右よろしく御願ひ申しあげます。

81 藝術祭企画委員会 広報課長

高松 恭子 (デザイン2)

(手書き) (『教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度』)

一九八一 学生大会

前期 議案書

学友会 六月二十三日 (火)

〈奏楽堂問題〉

昨年の学生大会以来、奏楽堂問題に対し、学友会が公けにしていた態度には、明確さを欠いてしまっていた。この問題に対する学友会の方針は、元来、旧奏楽堂と新ホールとの学内併存であって、一九八〇年前期学生大会において決議されたものである。しかし、現実問題として、構内の敷地の狭さと照らし合わせると、学内併存には大きな無理があり、学生が行うべき保存運動はその進展を妨げられた状態にあった。

我々学生にとつて、新ホールの必要性には絶大なものがあり、早急に建設を望む声もあがっているほどである。現に声楽科の有志が始めた署名運動の内容は、『旧奏楽堂を一刻も早く明治村に移転し、新ホール建設を開始してもらおう』というものである。

だがここで、学友会がその大会の決議に基づき現在まで貫いてきた姿勢を振り返ってみれば、奏楽堂保存の問題は、芸大で音楽を学ぶ意味を考え直そうとする精神的問題であり、単に大学生生活の物理的都合で、明治村移転を認めてしまうわけにはいかないのである。

そもそも奏楽堂に対する我々学友会の方針の全容は、

① 奏楽堂は新ホールと共に、学内に残せる可能性を再検討するよう、学校側に訴えてゆく。

② 学内に保存するには、テニスコート、サッカー練習場の土地に奏楽堂を移転するしかないが、学外の土地を得られる可能性が色濃いうえ、大学側もそのことに關して積極的に動いているのだから、その土地の利用法を考える上で、奏楽堂を学内の財産として残せるよう大学側に検討してもらおう。

③ 国会図書館の空地を譲ってもらい、そこに奏楽堂を移し保存する。これについて、大学側は万策を尽くして交渉したが、結果として、その空地を芸大で譲りうけられる可能性はないと表明。しかし万策つくしたと言っても、それは随分前の時点でのことであり、継続的に熱意をもつて交渉すれば、空地を得られるのではないかという可能性があるはずであったと考えられるため、安易に明治村移転を決定してしまうのには納得がいかない。

④ 奏楽堂は芸大の財産であり、同時に明治の遺産、日本音楽史において、一つのエポックを期した歴史的空間であると考え、この芸大内に芸大の所有物として維持する必要がある。教室・ホールの不足という物質的理由により、明治村移転、つまり芸大における奏楽堂の跡を抹消してしまうことよりも、教育上の意義には絶

大なものがあると主張してゆかなければならない。

以上の方針に基づき、学友会としては新ホール建設計画に関して、大学側への積極的協力をしてゆかなければならない。なぜなら土地、つまり敷地の問題さえ解決すれば、奏楽堂は明治村へ移転されずとも学内保存が可能であるからである。

最後に新ホール建設に関して、大学側の発言では最低四年の月日がかかるという。さらに今年、新ホール建設費三十八億の予算がおりようとしている。奏楽堂の行方はどうであろうとも、我々はその問題の意義を確認し、学内における新ホールとの併存を目指し、それを学友会の方針としていくべきであろう。

〔横書き〕

〔教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度〕

奏楽堂を開放するための要望書

わたくしたち芸大生は、奏楽堂の果たしてきた歴史的役割から、奏楽堂が大学内に存在していることを誇りとし、まだ身近に在る現在を大切にしたいがために、この要望書を提出します。

これまでに、長い年月「奏楽堂の残しかた」について検討、論議が多くの方々によって行なわれてまいりました。

その全ての人々に共通に流れているのは、奏楽堂への感謝と惜念の情であると信じます。

しかるに現在、当の奏楽堂は、安全管理のためにと閉鎖されています。

奏楽堂に対し、真面目に取りくんできた、前記のような感情を抱く者たちにとって、このように閉鎖され、放置されているような状

態は、見るに堪^たびません。

閉鎖して移転を待つという処置は、奏楽堂を大切にする気持ちにのつとれば、明らかに間違っています。

何故なら、建物を使用せず窓を、扉を閉ざしてしまうことは、その老朽化に追いつきをかけることにしかならないからです。これは、保存の技術研究の進んだ現在、「動体保存」の思想に於いて常識となつてゐることは、申しあげるまでもありません。

私共は、担当局の安全性への御配慮には感謝しております。

しかし、それと同時に奏楽堂を移転するにしても、それまでの間だけでも使用しつづけて、より良い状態で維持してゆくこともまた、お考えいただきたいと思ひます。

そこで当面の私達の提案として以下のことをお願いいたします。

1. 週に何日間かの奏楽堂の全日開放。(安全性に心配があれば、人員制限を加えても構いません。その他、使用に関する諸指示には従います。)

2. 最低月一回の全館清掃。窓を開放して空気を入れ替える。

3. 窓ガラス等の簡単な補修。

奏楽堂を愛し、惜しむ気持を共有できる人とは、考え方の違いは乗り越えて、共にこの建物を見守つてゆきたいと考え、以上のことを要望する次第です。御誠意ある回答をお待ちします。

一九八一年六月二十六日

美術学部学生自治会長 坂本博史[㊦]

音楽学部学友会執行委員長 渡辺敏晴[㊦]

〔横書き〕〔教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度〕

資料④

新聞で本学の学生が奏楽堂移転反対デモを行ったと報道され、これに対し学生自治会、学友会は抗議文を新聞社宛に送った。

「奏楽堂を守ろう」

芸大の学生、移転反対デモ

東京芸術大学（東京・上野公園）の構内にある日本最古の演奏ホール「奏楽堂」の明治村（愛知県犬山市）移転問題をめぐって、同大学生自治会は三十日夕、「奏楽堂を記録するコンサートを開こう」をスローガンに学内デモを行った。「老朽化で危険」を理由に今年四月、大学側が奏楽堂の使用を全面禁止したことに反発、「このままでは強行移転の恐れがある」として、とりあえず奏楽堂の開放を要求、実際に使用して、実績をつくり、移転を阻止するねらい。

雨中のデモには三十人しか参加しなかったが芸大の学生らしくドラムやタンバリンでにぎやか。行進しながら構内の学生に「奏楽堂」開放を要求する署名活動を行った。

これに対し大学側は「開放はできないし、何があっても移転計画は変わらない。来年度はぜひ移転および新ホール建設予算をつけてもらう」と強い姿勢をみせている。同大OBや文化人からも存続を求める声が出ているだけに、この問題はまだ尾を引きそうだ。

奏楽堂は明治二十三年完成。わが国の洋楽の原点として、滝廉太郎、山田耕筰らを育てた。公共的な木造洋風建築としては、慶応大三田演説館、旧医科大本部（現東大標本館）に次ぎ三番目に古いと

いう。

だが、老朽化がひどいのと、二階の音楽ホールが客席三百八十八と狭いため、十年前から解体計画が出ていた。一昨年、大学側は「奏楽堂は明治村に移し、跡地に新ホールを建設する」案をまとめ、同年七月文部省に概算要求をした。しかし、これを知った同大OBの音楽家、芥川也寸志らが「芸大の原点を守ろう。明治村に移しては単なる標本になってしまおう」と存続運動に乗り出し、昨年二月、「奏楽堂を救う会」（会員千七百人）を結成した。

このため、「意見統一がされていない」を理由に予算は認められず、計画は宙に浮いたままになっている。

大学側は今年四月、突然奏楽堂の使用を全面禁止した。もともとここ一、二年は多数の集まる公式行事には使われていなかったが、小人数の演奏活動は認められていた。このため美術学部自治会、音楽学部学友会の二つの学生自治会がデモを組織。

運動の責任者の同大油絵科四年、高橋徹さん（二五）は「私たちは芸術の世界で生きていこうというのに、目の前にある音楽の殿堂を見殺しにしようとしている。これではいけないと考え、立ち上がった」と話している。

これに対し同大学の荻原典昭庶務課長は「いまの奏楽堂は使用に耐えない。現実には年十数回の定期演奏会は外部のホールを借りており、学生の中にも早く新ホールをつくって欲しい、という声があるし移転計画を中止することはないと」要求を突っぱねている。

（毎日新聞「昭和五十六年七月一日」）

抗議文

毎日新聞社殿

7月1日付朝刊とうきょう版に於いて掲載された記事に関して抗議いたします。

わたくし共東京芸術大学美術学部学生自治会ならびに音楽学部学友会は、6月30日午後5時より約40分間にわたって「奏楽堂を記録するコンサート」呼びかけのパレードを実施しました。

その取材記事の中で事実と全く異った誤った記述が多数見出され、わたしたちの主旨はその結果多くの誤解をうけることになりました。

具体的個所を以下にします。

1. 見出しについて — 奏楽堂を守ろう — 芸大の学生、移転反対デモ —

わたしたちが当日行なったのは「奏楽堂を記録するため」の呼びかけのパレードであって、移転問題に直結した運動ではない。反対、賛成等そうした個々の立場をのりこえて移転^{マツ}真近といわれるこのホルの価値を再確認し、記録しようということである。 . . .

また「デモ」ではなく、署名のためのパレードである。

2. 本文10〜15行目の記述

わたしたちは単に、芸大の人間全てが抱いている奏楽堂に対する想いを、失ってしまう前に、促進派、反対派無関係に協力しあって再認識し、後世に語りつごうとしているだけであり、それがあたかも反対派だけの策略であるかのように一面的、恣意的に報じられているのは心外である。

3. 同20行目……奏楽開放ではなく、「記録」である。

4. 同22〜23行目の記述「開放はできない……」

現在大学側は、移転までの間の開放に關し、学部長以下非常に積極的に、取り組んでくださっている。

5. 同77行目の記述「いと」要求を突っぱねている。

わたしたちは、移転の要求でパレードを行なったのではない。

以上の他にも表現に疑問のある部分はありますが、わたしたちの真意は、特に右記の部分の表現によって大きくわい曲されて報道されました。

その誤りは、わたしたちの芸大人全体が望むコンサートの実現さへも難しくしてしまうような重大なものです。

わたくし共は、ここに貴社の報道姿勢を問い、今回の記述のあやまりについて、謝罪を強く求め、嚴重に抗議いたします。

一九八二年七月二日

東京芸大 学生自治会
学友会

(手書き) (教授会・議題及び議事記録——昭和五十六年度)

資料④

七月十四日、台東区長より旧奏楽堂譲渡の申し入れがあり、評議会はこれを了承する。

七月十六日(木) 自十五時〇分 至十六時四十分

会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録（昭和五十六年七月十六日）

(2) 奏楽堂問題について

山本学長から、奏楽堂問題について、五月開催の評議会における報告以後の経過及び動向について概略次の報告がなされた。

※奏楽堂問題は、行政ベースを超え、政治的要素を帯び、過日、自民党文教部会関係議員間で、その取扱いについて話し合いが行われた。更に、七月十五日（水）に会合する予定であった。

※七月十四日（火）突然、台東区長から白井事務局長に奏楽堂に関連する懇談の申入れがあり、台東区長、企画部長及び山田眞己氏（本学卒業生：日本画）の三名が来訪、白井事務局長が面談した。台東区長としては、奏楽堂を台東区の文化遺産としてぜひ引取りたい。その上、上野公園地区若しくは隅田公園地区に再建したい旨の申し入れがあった。

※白井事務局長は、従来の経緯から明治村側の受入れ体制について詳細説明したところ、台東区長としては自己の政治責任において明治村と同等若しくはそれ以上の措置を講ずることを確約、更にこの意向は、七月十五日（水）開催の自民党代議士を中心とする奏楽堂調停の話し合いの席に公表しても差し支えない旨、表明があった。

※七月十五日（水）藤波代議士から、台東区長の意向を披露。「奏楽堂を救う会」（寺西事務局長、黛氏出席）としては、この場で結論を出せないで、「救う会」の幹部と協議のうえ数日中に自民党森文教部会長に意向を回答するとの確約を得た。

※明治村に対しては従来からの信義上の問題もあるので早速、山本学長と白井事務局長とで関野館長を訪れ状況説明をし、このような状況にあることを了解されたい旨要請したところ、これに対し、関野館長は快よく了解され、助力を惜しまない旨の回答を得た。

※台東区長は、七月十六日から十日間外遊するので、帰国後、山本学長が面談の上、台東区から公式の申し出を行うよう要請する。

※奏楽堂の移転先については、なお流動的に考えるが、大学側としては、今年度内に旧奏楽堂の解体、新奏楽堂の設計着手の基本線は変えない。

以上のように事態が急変してきたが、台東区長と正式協議の上、台東区移築の確信を得たら、その後の措置は、学長に一任して欲しい旨要請があり、これを了承した。
（横書き）

（『昭和五十六年度評議会議事録』）

資料(4)

台東区より正式な譲渡に関する申請書が提出されたことを受け、大学は正式文書をもって返答した。この経緯は報道によって広く世間に知られるところとなる。

芸術会第一八五号

起案 昭和五十六年八月十日

先方の文書発信日付記号番号 昭和五十六年七月三十一日付

受信者 台東区長 発信者 東京芸術大学長
件名 奏楽堂の譲渡について

敬具
〔横組〕

このことについて、昭和五十六年七月三十一日付け台東区長より別紙のとおり要請書が提出されましたので供覧します。

なお、決裁の上は別紙により同意書を送付してよろしいか伺います。
(横書き)

昭和五十六年七月三十一日

東京都台東区長

内山栄一 函

東京芸術大学長

山本正男 殿

謹啓 盛夏の候ますます御清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、貴学におかれては、新奏楽堂を建設されることとなり、それに伴い現奏楽堂を学内に保存できないため、これを財団法人明治村へ無償譲渡され、明治村において維持保存される方針であるよう仄聞しておりますが、当区といたしましては、この奏楽堂をゆかりのある台東区内の適当な地に移築し、永久保存したいと考えております。

つきましては、財団法人との経緯もおありかと存じますが、当区の計画について御理解頂き、是非、現奏楽堂を当区に御譲渡賜わりますようお願い申し上げます。

なお、当区に御譲渡頂く場合の条件をお示し下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

東京都台東区長

内山栄一 殿

東京芸術大学音楽学部奏楽堂について

このことについて、昭和五十六年七月三十一日付け、貴台東区長より譲渡方要請のあったことについては同意します。

なお、詳細については今後、関係者間において、打合せを行いますので、よろしく願います。

明治村との移築についての話し合いは次のとおり

1. 永久保存
2. 原則として無償譲渡
3. 解体費（再築可能とするための設計図の作成）は本学で実施する。
4. 本物件の運搬費並びに移築復元等に関する費用は引取人の負担とする。
5. 昭和五十六年四月以後であれば直ちに引取る。
6. 復元にあたっては創建当時の姿に復元する。
7. パイプオルガンは可能な限り引取人において修復し復元に努める。

8. 改築後の管理運営は一切引取人が責任をもって運営する。

(年に数回芸大オーケストラ等による公演を実施する。)

その他、参考

イ. 奏楽堂再築に要する敷地は、おおむね二、〇〇〇㎡以上を希望する

ロ. 演奏ホール以外の部分の利用については特に条件はない。

ハ. 改築工事実施については明治村の意見を尊重し協力を得ながら推進されることを希望する。

(横組)
〔奏楽堂関係 原議書類集〕

芸大の奏楽堂は残った

近代音楽のゆりかご

台東区協力申し出

近代日本の数々の音楽家を育て、西洋音楽紹介の舞台となってきた東京芸術大学の「奏楽堂」(明治二十三年建築)が老朽化し、愛知県犬山市の明治村への移転話がもちあがっていたが、地元の東京・台東区はこのほど「音楽史の貴重な文化財をよそへ移さぬようぜひ残してもらいたい」と大学側に申し入れるとともに、区としても移転用地や資金面で協力する用意があることを伝えた。奏楽堂は瀧廉太郎、山田耕筰ら日本の近代音楽を築き上げた人々がここで演奏するなど、いわば近代日本音楽の「ゆりかご」ともいえるホール。台東区が協力を申し入れたことで、明治時代の文化の殿堂が東京に残ることになった。

東京芸大の奏楽堂は明治二十三年、前身の東京音楽学校の音楽ホールとして建設された。客席数は三百八十八席で、音楽専用ホールとしてわが国最初の建築。奏楽堂内に設置されている英国アボット・スミス社製のパイプオルガンもわが国最初の本格的なもので、大正九年、徳川頼貞公から寄贈された。奏楽堂の建物自体も木造洋風としては慶応大学の三田演説館(明治八年)に次いで古い。

大正年間にはベートーベンの交響曲「運命」「田園」「第九」が日本で初めて演奏されるなど日本にクラシック音楽を紹介、広める舞台として広く親しまれてきたが建物が手狭なうえに老朽化したため昭和四十九年、新しいホールを建設する計画が持ち上がり、現在の奏楽堂を解体して明治村へ運び保存することで、明治村側と原則合意ができていた。

この奏楽堂の解体計画に対して、東京音楽学校当時の卒業生である指揮者、芥川也寸志氏、黛敏郎氏、バイオリニストの江藤俊哉氏などが「奏楽堂を救う会」を結成、上野の森になんとか保存してほしいと運動を展開している。また芸大の学生も先月末、大学側に「奏楽堂でもう一度コンサートをとキャンパス内をデモ行進するなど、移転をおしむ声が強まっていた。

これまで地元台東区は、奏楽堂の保存について目立った動きは示していなかったが、「台東区を文化区にしたい」という文化構想をこのほど打ち出し、その「目玉」として奏楽堂をどうしても台東区に残そうと大学側との話し合いに入った。

これまで奏楽堂の移転先として明治村のほか上野公園なども検討

されてきたが、風致地区の制約から同公園内での保存はむしろかしく、明治村が「他に引き取り手がなければ、こちらで引き受ける」と申し入れていた。

台東区は奏楽堂を同区内に保存する申し入れをするにあたって、「奏楽堂を復元し、実際の演奏活動に使えるようにしたい」と言っており、上野公園を含め地元での移築場所を今後決めることにしている。資金協力についても大学側と話し合う。内山同区長は十六日欧州に視察旅行に出かけるが帰国後、本格的に大学側と話を詰めることにしている。

（『日本経済新聞』夕刊 昭和五十六年七月十五日）

文化財消滅に歯止め

洋館保存に都が新方針

芸大奏楽堂や東大医学部本館

明治から戦前にかけて建てられた近代洋風建築物の宝庫といわれる東京で、建築学上貴重な資料になるビルが、この五年間に五十カ所も取り壊され、新しいビルやマンションなどに変わっていることが、このほど東京都教育庁文化課の調査で明らかになった。東京では都心部を中心に再開発が急ピッチで進んでいるだけに、このままでは貴重な文化遺産が次々と消滅するばかり。そこで同課では、文化財として指定していない近代洋風建築の分野にも、個々の建築物の価値を調査したうえで、貴重なものは指定のワクを広げ、保存する方針を固めた。

この調査は、文化課が東京・新宿の工学院大工学部・山崎弘助教授らに依頼、昨年春から約一年間行なった。

調査対象は日本建築学会が去る五十一年、注目すべき日本の近代洋風建築としてリストアップしたうち、東京都内にある七百二十七棟。各建物についてまず、所在確認を行ったところ、約七％に当たる五十棟がすでに取り壊されていたり、取り壊し中だった。一般に江戸幕末から第二次大戦前にかけて欧米スタイルをそっくりまねたり技法を応用して作ったビルや塔などが近代洋風建築と呼ばれている。日本建築学会の調査時点でも都内で最も古いのは千代田区九段北の靖国神社常夜灯（明治四年）、次いで港区三田の慶大三田演説館（同八年）、文京区本郷の東大医学部本館（同九年）などで、すでに幕末のものもなくなっていた。

今回の調査で同課が取り壊しを確認した主なものは、明治期の代表的な木造校舎だった台東区上野公園内、東京芸大校舎（同四十三年）、鉄筋コンクリートのオフィスビルとしては日本最古の中央区銀座六、黒沢商店ビル（同）、常滑産、黄かつ色のレンガを表玄関に張りつめた東京でも最古の本格的劇場建築だった同所、新橋演舞場（大正十四年）など。

このほか円筒形の古代ギリシャ風建築として証券関係者に親しまれている中央区兜町、東京証券取引所ビル（昭和二年）は来年春には取り壊しが決まり、またすでに解体が決まりながら現地保存か愛知県の明治村移転か大詰めの議論が出されている東京芸大奏楽堂（明治二十三年）などのケースもある。

奏楽堂は同大の前身、東京音楽学校の音楽ホールで、滝廉太郎、

山田耕柝らわが国の代表的な音楽家を育てた殿堂だけに文化人らの声が保存への支えとなつてゐるが、こうした声が少ない民間建築物の場合には老朽化を理由に跡形もなく新しい近代的ビルに変わつてしまふ。

例えば黒沢商店ビルも、取り壊しに当たつて同社が日大理工学部・近江栄教授に調査を依頼、初めて基礎やハリに鉄道のレールを使った日本最古のオフィスビルとわかつたが、新ビルへの建て直して壁などに旧ビルのレンガを一部残すのが精いっぱいだったといふ。

関東大震災や戦災を生き残つてきたこうした建築物の中には文化的価値の高いものも少なくないが、貴重な価値のある建築物も解体などは所有者の自由。

文化課では、今回の調査でこうした建築物が最近の都市再開発プログラムのあおりで急速に姿を消していく現状にショックを受け、今後は所有者の協力を得ながら都文化財として指定していくことを決めた。指定されると、取り壊しなどのさいには都への届け出が必要になるため、民間建築物の場合には所有者の抵抗が強いとみられるが、同課では近代洋風建築物の消滅に少しでも歯止めをかけたいといふ。

都内の近代洋風建築物で都指定の文化財は現在ゼロだが、国の重要文化財としては三田演説館、千代田区神田駿河台、ニコライ堂(明治二十四年)、同区北の丸公園内、旧近衛師団司令部庁舎(同四十三)などがある。

(『東京新聞』昭和五十六年八月二十七日)

資料④

九月の評議会では台東区長の申し出以後の経緯が報告された。

九月十七日(木) 自十五時〇分 至十六時〇分

会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録(昭和五十六年九月十七日)

4. その他

☆奏楽堂問題について

山本学長から、奏楽堂移転に関しては、七月開催の評議会でも報告したように、台東区長から奏楽堂引取りの申入れがあり、その後、大学として折衝した結果、台東区との間に移転に関する公文書の交換が行われた。一方、自民党文教部会の斡旋により、去る九月十日(木)十一時から学長室において下記の者による会合がもたれた。この席上、台東区としては都の協力を得て敷地を考慮し、是非奏楽堂の移築をしたい旨表明があり、本学としても台東区の計画を了承、協力することを確約した。「奏楽堂を救う会」として近日中に会合を開催し、その方向で努力するとの発言があり、現段階で本学としては、「奏楽堂を救う会」の会合の結果待ちの状態にあるとの経過報告があり、これを了承した。

※九月十日(木)の出席者

・藤波衆議員議員、村上参議院議員

・黛氏、寺西氏

・台東区企画部長近藤氏（区長代理）

・山本学長、浜野学部長、西教授、服部教授

（横書き）

（昭和五十六年度評議会議事録）

資料④

十月の評議会では、旧奏楽堂の移築場所をめぐって奏楽堂問題が詳しく討議される。

十月十五日（木） 自十五時〇〇分 至十六時三十分

会議名 評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録（昭和五十六年十月十五日）

1. 当面の諸問題について

山本学長から、本学の当面の諸問題は奏楽堂と将来構想であり、将来構想については八月六日に第一回学制審議会を開き検討をしているので、基礎方向案がまとまり次第報告するので今回は省略する。

奏楽堂問題が片づかないと将来構想もと掛れないので、まずその後の経過を報告し意見を聞きたい旨、話があった。

台東区長から七月三十一日付け奏楽堂譲渡方要請の公文書を受けたので、評議会の決定に基づき八月十日同意書を出した。その内容は、詳細については後日関係者間で打合せる旨を記し、また要望資料として、1. 永久保存、2. 無償譲渡、3. 解体は本学で実施、4. 運搬並びに移築復元の費用は引取人、5. 昭和五十

六年四月以後引取る、6. 復元は創立当時の姿に、7. パイプオルガンは可能な限り修復するよう努める、8. 改築後の運営は引取人が責任をもち、年数回芸大オーケストラによる公演を行う等の八項目を付したものである。

また、八月十九日白井事務局長と台東区助役とこのことについて確認した。ところが段取りが堅いと思ったが救う会が藤波、村上兩代議士に様々な陳情をし、本学学長室で区長が議会のため代理に企画部長、救う会、寺西、大学側学長、局長、音楽学部長、服部、西の四者会談をした。

救う会は、かねてから明治村は駄目であるが東京都区内（ら）という話でもあったので、大学側としては台東区にまかせた態度で進めてきた。予算の執行もタイムリミットにきており、台東区が最終的に移築予定地の決定まで現奏楽堂を解体保存し大学の一部に預ってほしい旨、たのんできた。

ところが、救う会は芸大に運動場はいらない、また隅田公園は明治村と同じであり、上野公園を主張し問題は進まずあともどおり話がかみ合わない。

両代議士が都知事と会い、台東区に移築することについて上野公園を第一にするよう要請すると説得し、救う会とも相談する旨、発言があり散会した。

その後、両代議士も苦慮し相談をしてきているが状況は進まず、十月六日（月）学長と区長と二人だけで一時間懇談した。区長は、救う会の強行態度に困っており、国会図書館の空地を登記上の不備もあり、なお可能であるといっていた。また、十月二

十日までに都知事と会いこの件について陳情すると云っていたので、国会図書館について前学長からの経緯について説明した。

区長は、この際思いきって働きかけ決着を付けると云っており、上野公園が駄目なら、第二は湯島の岩崎別邸跡（法務省所管）もある。それでも駄目なら隅田公園であると、非常に政治的熱意をもっており共産党区議も動員し、国会図書館を説得するといっていた。

基本設計は十月の段階で終了し、十一月入札し、予算執行することがタイムリミットである。これが駄目ならば今後新奏楽堂建設の可能性はなくなる。また、建築家代表者とも会って黛氏を説得したい。芸大も並行してやらなければどうにもならない。国会図書館が可能ならば引屋をすればよく、解体すると予算がかかりすぎるのではないかと意見もあるが、これ以上待つていても仕方がない。候補地が決定するまで動きがとれないので、できれば音楽学部教官有志と黛氏会談でもして意志の疎通を計ることができないか、意見があればそれを大学の方向としたい旨説明があった。

また、白井事務局長から、隣りの敷地は文部省のものになっていて、登記簿上の書換えをしていないだけで文部省内部的会議では、はっきり決り藤波先生に断っている。黛氏に何回か説得しても聞き入れてもらえない。

それでは誰が説得するか、学内に解体し積んでおくことも黛氏個人だけが反対していると思っていたら、救う会のメンバーもかなりいる旨、補足説明があった。

これに対して、再度、学長、局長にお願いし台東区長と藤波先生との会談の設定（清家美術学部長）、音楽学部長が黛氏との会談する場を作ってくれるなら個人でも説得したい（山本学生部長）、理念が異なるので説得しても無駄である（畑中評議員）、等の意見があった。

（横書き）
〔昭和五十六年度評議会議事録〕

資料④

十月二十九日、音楽学部教授会は新奏楽堂の建設計画に関する決議案を可決する。決議書および当日の教授会記録の該当箇所は以下のとおり。

決議書

新奏楽堂の建設については、すでに両学部教授会の議を経て、大学の方針として決定したところであるが、いまだそのはこびにいたらない。

音楽学部としては、教育計画推進のためその実現をこれ以上延引させることはできない。このためには、現奏楽堂を一時解体保存し新奏楽堂の建設計画をすすめるほかはない。

このことを音楽学部教授会として決議した。

昭和五十六年十月二十九日

音楽学部長

浜野政雄

56・10・29（木） 15・30

音楽学部臨時教授会記録

2. 奏楽堂関係について

◎十月二十二日朝のNHKニュースショウ等の経過報告

奏楽堂問題は依然として話し合はつかず、当日の学長談も一部分であり充分意をつくさずまた学生の意見も個人的意見であり、情緒的反対論は残念である。奏楽堂問題は昭和四十七年評議会で明治村移築が決まって以来十年、文部省の概算要求でも三年越しである。何としても五十六年度は解決して建設に入らねばならない。五十六年度予算も執行の上でタイムリミットに来ていた。この件については教授会でその都度その経緯を報告して来た。

この際、その後の経過を報告するとともに、教授会の意向を再確認の上実現を促す方策をお計りする。

●その後の報告

九月十四日教授会で報告しましたことを、後に関係しますので簡単に復習します。新奏楽堂建設については従来は現奏楽堂を明治村に移築し、その跡地に建設するという方針で進んできた。ところが本年七月に入りましてから、具体的には七月十四日台東区長がじきじき学長に面会に来て、ぜひ台東区内で引き取りたいという申し出があった。教授会メンバーの皆様へという救う会からの書簡を皆様方は受け取られていると思いますが、その中でもあちら側でいっているとおりで都内だと云うことも、あちら側の案の一つでもあるわけです。台東区が明治村と同等以上の条件で引き取るということで、大学側も移築候補地として台東区を考えることゝしました。そして関係者（大学、救う会、台東区、文教関係

議員）が九月十日に芸大に集まりました。台東区の候補地を含めた上でというよりも台東区長の申し出の線によって協議した。ところが、救う会は隅田公園案を不可として、上野公園内を主張してまともになかった。また芸大の学長からは予算執行のタイムリミットがせまっていますので、それではとりあえず解体して話し合いを続け、新奏楽堂建設計画を平行して進めさせてもらいたい旨提案したが、どうしても受け入れなかった。

その後、救う会はNHKニュースでもあったように隅田公園移築を台東区長にはつきり断り、依然として大学敷地内又は上野公園内の大学隣接地に移築を主張している。

これまでも経過はだいたい九月十四日の教授会で報告したとおりです。

その後この九月十日の会の時に上野公園ということが出ましたので、この件について、その席上東京都知事にお願いしようではないかという話ができましたので、十月二十三日都庁で都議会議長、都知事にあいまして、上野公園内に移築するという事で関係者（大学、都知事、都議会議長、救う会、台東区文教委員秘書）がこの件で協議しました。まず学長は、大学側のこの問題に対する事情ならびに考えを説明しましたが、台東区と東京都側はこの我々の意都に反して明治村はおやめなさいと、白紙に戻しなさいと、そしてむしろ芸大の構内、図書館、社会教育研究所の範囲内で奏楽堂の落ち付き先を決めるよう都側も大いに協力しようではないかというような事であり、上野公園内に移築は問題にもされず、あたまからふれもしなかった。

学長は更に大学運営の必要上解体して、協議を続け、新奏楽堂建設を平行して進めるよう提案したが、何故か台東区長も加わり、解体をやめて曳き家せよと主張した。(曳き家は予算執行上不可能である) 結極（こつごく）この会は後日都知事が文部大臣に会見して、芸大構内、図書館、社会教育研究所内に移築するよう提言するという事で、芸大としては何の得るところもなかった。

以上が、九月二十三日の都庁での関係者の会議であります。その後まだ、都知事と文部大臣との会見は実現しておりません。

● 予算執行について

五十六年度予算は十月もすでに終わろうとしているところであります。その執行については、解体あるいは基本設計、本設計、工事とこれが一連となっている。従って五十六年度予算の執行については解体あるいは基本設計予算を十一月末までに芸大へ示達してこないとこの予算は流されてしまいます。

というのは、解体あるいは基本設計には四ヶ月かゝる。そうすると、五十六年度予算の範囲内でこれを逆算してみますと、どうしても十一月いっぱい。あるいは十二月一日から、どちらかに入らなければならぬ。そして、それが十一月末までに認められないと奏楽堂予算は全然つかなかったという事で流れてしまう。五十七年度新予算となると、これは行革予算でこの種の予算は〇という見通しがついている。

すでに救う会の人達の反対で計画は三年もおくれている。五十六年度予算にはどうしても乗る必要がある。

● 大学の方針について

大学としては五十五年七月十七日の評議会でも大学の方針を決めています。①テニスコート三面、サッカー半面を残して、早急に新奏楽堂を建設する。②現奏楽堂の移築方法については学長に一任する。

教授会としてはこの方針を何度も確認した。また移築についても明治村も含め更に教授会で再確認している。学長は新奏楽堂建築の緊急なことにより何度も救う会側へ解体して一時保存して建築計画を進めることを提案しているが、救う会側の諒解は現在まで得られない。学長の方針もこゝまできては説得をあきらめざるを得ない。さもないと新奏楽堂建設をこゝ当分の間見送らざるを得ず、音楽学部教育運営上これ以上待つことはできない。

以上が奏楽堂問題の今日までの現況であります。

質問

○野田助教授から、文部大臣の会見日の確認および五十七年度以降の奏楽堂予算について質問があり、むしろ黛さん等救う会側の代弁に受け取れる質問があった。

○若桑助教授から、九月二十三日都庁での関係者と協議した件で、学部長報告の相違する部分を説明ならびに芸大構内保存の可能性および隣接地に引き家する必要性を説明した。

以上の件について学部長から反論

○南助教授から隅田公園へ移す件について救う会はどういう理由でだめなのか。

○学部長から隅田公園へ望みをかけていたのですが、「明治村と同じだ」と云うことである。

○有賀助教教授……略（奏楽堂で演奏を記録する件について）

○若桑助教教授…奏楽堂を記録する件について学生からのアツピールがある。

○山本教授…略（新奏楽堂建設について積極的意見）

○若桑助教教授…略

学部長…若桑先生の意見を聞いてみると基本的に奏楽堂がつぶされ、なくなってしまうように聞えるが、我々はもうどうそんなことは考えていない。理念的には理解できるが、もう一方で教育を進めなくてはならない使命があり、理解を得るために努力に努力を重ねているのである。くり返すが私どもは奏楽堂をつぶしたり、なくしたりすることはもうどう考えていない。

○野田助教教授…略（移築問題と予算について）

○学部長…略

○斉藤教授…略（十二月二日の文部大臣と都知事の会見について

……第三者の都知事が介入するのは疑問である）

○野田助教教授…略

○角倉教授…すでに大学の方針として決定している奏楽堂問題をこの教授会で議論することが不思議である。建設計画から三年も遅れている理由は救う会に原因があり、第三者の人達の意見で教授会の決定が左右されるのは教授会の自治能力がない。略。

救う会とは交渉をはっきり打ち切って大学の方針通り五十六年度予算で奏楽堂建設を進めてほしい。

遠藤助教教授…略（救う会の実態について）

角倉教授…略（奏楽堂推進について）

佐野 萌…略（奏楽堂建設推進について）

浜野学部部長…略。救う会と話し合い経過および新奏楽堂建設の推進について説明。

そこで本日のもとめとして音楽学部部長名で学長あて次の案を差しあげて善処をお願いすることにした。

（案）略

「決議書」

賛成 五十六名

不賛成 三名（野田、有賀、若桑）

中間 一名（村井）

上記の決議案を賛成多数をもって可決した。

（横書き）
（音楽学部教授会議事録関係）

資料④8

十一月の評議会では、奏楽堂建設に関する諸説明とともに、学生から要望の出ている演奏会についても報告がなされた。

十一月十九日（木） 自十五時〇分 至十六時三十分

会議名 定例評議会

場所 事務局第一会議室

評議会議事要録（昭和五十六年十一月十九日）

1. 当面する諸問題について

山本学長から、奏楽堂建設に係る最近の動向について下記のとおり概要説明があった。

※ 去る十月二十九日(木)音楽学部臨時教授会が開催され、新奏楽堂建設推進について別添の決議書を作成、学長宛に提出された。山本学長は、浜野音楽学部長と同道のうえ、文部省関係者に決議書の写しをたずさえ、新奏楽堂建設促進を依頼した。

※ 今後、奏楽堂問題に関する文部省側の窓口は、管理局長が当ることとなった。

なお浜野音楽学部長から、奏楽堂問題について全学的に協力を得ていることに対し、謝意表明があり、更に音楽学部としては、十一月中に奏楽堂の演奏記録、音響調査、録画等を行うこととしていることの報告があった。

関連して山本学長から、学生から奏楽堂において演奏会を開催したい旨要望があったが、学生部としては、演奏を記録する会として許可することとし、また建物が老朽化しているので収容人員は、四十名に限定することを条件とした旨、報告があり、これを了承した。

なお、この際、報道関係者から取材させて欲しい旨の要請がでていたが、取扱いについては検討中であるとの報告が併せてなされた。

(横書き)
〔昭和五十六年度評議会議事録〕

資料⑨

解体を前に「奏楽堂を記録する会」主催の演奏会は「サヨナラ演奏会」

として新聞報道された。プログラムは一一八六頁に掲載。

記録に残そう芸大・奏楽堂

解体迫りサヨナラ演奏会

学生たちが計画 録音・写真・ビデオに

東京芸術大の奏楽堂。明治二十三年に建てられた、わが国初の音楽ホールで、多くの音楽家がここを初舞台に巣立った。新奏楽堂建設のため、年内にも解体の予定といわれるが、学生たちの「奏楽堂を記録する会」が発足。五日、学内で集会を開いて、解体される前に、せめて、奏楽堂で演奏会を行い、その全部を録音、写真、ビデオで記録しよう、と呼びかけた。

「記録する会」(清岡太郎委員長は、芸大の音楽学部学生会と美術学部自治会が協力して結成、「最後の演奏会」実現の企画を練ってきた。

大学に提出した計画書によると、演奏会は十二月七日―十二日の間の一日を選び、正午から午後四時半まで開く。学生や、できれば音楽学部の教授もまじえ、小編成のオーケストラ、室内楽、合唱、独唱、独奏など演奏者七十人、観客三百人程度。さらに、解体作業の日程が未定のため、第二案として、十一月二十四日―二十八日も実施できるよう準備。いずれの場合も、「記録する会」のスタッフ十人が録音、写真、ビデオなどを受け持つ予定だ。

奏楽堂の解体・移転には、学生たちの間にもさまざまな意見がある。新奏楽堂の必要性も、自分たちの問題としてよく分かるだけに、

今は、九十年を超えた木造建築をどう見送るか。「お葬式ですよ」「送別会さ」「宴会にしたいね」。できれば、明治二十三年に奏楽堂が完成し、こけら落としした時の演奏会を再現するというプランもある。

芸大では、十月二十九日、音楽学部教授会が奏楽堂の早期解体を決める決議を出した。風雲急を告げ、大学構内には「年内にもなくなる」の立て看板。「記録する会」では「最後の演奏会」を、いわば緊急避難として開き、その後は、じっくり時間をかけて、写真や奏楽堂にまつわるエピソード、卒業生の思い出などを盛り込んだ資料集を編集する。

芸大のシンボルといわれた芸大音楽学部本部棟（明治四十三年、古宇田実設計）は三年前、跡形もなく解体されてしまった。この時も建築科の学生たちが、自分たちの手で実測図面を作り、写真を撮って、「旧本部棟」と題した小冊子をまとめた。大学当局が壊し、学生が保存の願いをこめて記録する——芸大はいま皮肉な現象になっている。

奏楽堂本邦初演演奏記録

（芸術祭実行委調べ）

明治四十三年十一月	ブラームス	ドイツ・レクイエム
大正二年十二月	ベートーベン	バイオリン協奏曲
七年五月	ベートーベン	交響曲第五番「運命」
八年六月	ベートーベン	交響曲第六番「田園」
十年五月	チャイコフスキー	交響曲第六番「悲愴」
十三年十一月	ベートーベン	交響曲第九番、合唱つき

〈来校演奏会と公開講座〉

昭和十一年五月	W・ケンプ	（ピアノ）
二十五年十月	ラザール・レビ	（ピアノ）
二十八年四月	J・シゲティ	（バイオリン）
二十九年五月	W・バックハウス	（ピアノ）
三十二年十一月	E・ギレリス	（ピアノ）

〔奏楽堂本邦初演演奏記録〕のみ横組）〔朝日新聞・昭和五十六年十一月七日〕

資料⑤

昭和五十七年一月三十日、東京都は正式に旧奏楽堂の上野公園移築を認めた。

東京芸術大学奏楽堂問題について 57・1・30

東京芸術大学奏楽堂問題について、文部省・東京芸術大学及び東京都は次の方針によるものとする。

（文化財としての指定）

1. 東京芸術大学は奏楽堂が国の文化財として指定されるよう手続を行う。

（事業主体等）

2. 奏楽堂の上野公園への移設（解体、移転、再築）は、文部省が東京芸術大学の施設として行い、維持管理は芸術大学が行う。

なお、移設及び維持管理にあたっては、防災対策、安全対策に十分配慮する。

（都市公園法上の扱い）

3. 東京都は、奏楽堂を都市公園法上の教養施設として設置許可する。

(一般への公開)

4. 奏楽堂は、文化財としての保存活用をはかるとともに音楽資料の展示及び演奏会場としての利用など、一般に公開するものとし、その適正な運営をはかるため、東京芸術大学に運営委員会(仮称)を設置する。

なお、委員会の構成員には、東京都及び台東区から加わるものとする。

(横書き)
〔奏楽堂 昭和五十八年四月〕

資料⑤

奏楽堂問題について

日時…昭和五十七年二月一日(月) 十三時三十分

場所…(事)第一会議室

出席者…学長、両学部長、事務局長

田村、成川、水野各教授(評議員)

平山、齋藤各教授(学制審議会)

西、角倉各教授(環境整備委員会)

酒井教授、下田助教授(学生々活委員長)

会計課長、施設課長、学生課長、(美)事務長

(音)事務長、庶務補佐、会計補佐、庶務係長(安藤)

学長説明要旨

1. 一月三十日(土)に解決のメドがついたので、正確な情報をお

つたえして今後の動きに対処していきたい。

2. 昨年末までの紆余曲折について説明があり、十二月九日に五者会談(自民文教委員、都区、救う会、芸大)があつたが、丁度楽器購入事件があつて芸大は参加できなかった。

かわりに文部省柳川管理局長が出席した。

管理局長は、台東区に候補地があるなら解体、移築再建まで面倒をみようといっている。

3. 大学としては、東京都に上野公園を配慮してもらふこととし、だめなら墨田公園という案で接衝しようということになつたが、事件最中に要望することは、道義的にいたしかねるということで、管理局長が努力してくれた。

4. その他、芸大と救う会が再度都知事へ陳情すれば前向きに考える(根廻しずみ)という情報を得て学長、音楽学部長、穴戸、芥川、黛氏が一月二十六日に陳情を行った。

都知事は、話はわかつた、前向きに考えよう。今月末までに返事をするが、希望条件として次のものがあげられた。

①文化財の指定 ②移築、再建費は国費で、管理は都又は区で
③運営委員会を作る ④関係法の難点についての打開に協力して欲しい。

5. 一月三十日(土) 第二議員会館において五者会談がもたれ、文部省、芸大及び都は、別紙の方針で手打ちを行った。

6. 以上のように文部省の決断はあつたが、大蔵省との交渉には、大変むづかしい曲折があるかと思われる。

努力が必要である。

7. 質疑

(横書き)
〔奏楽堂関係〕

資料②

新聞報道によって奏楽堂問題解決が紹介された。

生き返る『上野奏楽堂』

日本最古の奏楽堂が明治村への移転を免れ、上野の森に生き残ることになった。鈴木都知事らの努力を評価するとともに「市民にも開放」という構想の実現を望む。

数年来もめ続けていた東京芸術大学の奏楽堂保存問題は、現在地に近い上野公園の一角に移転保存することで関係者間の話し合いがつき、ようやく決着の見通しとなった。

明治二十三年にわが国初の音楽専門ホールとして設計、建築された同奏楽堂について、東京芸大は老朽化と舞台のせまさなどを理由に愛知県犬山市の明治村に移転し跡地に大ホールを新築する計画を打ち出したが、現地保存を要求する文化人たちは「奏楽堂を救う会」を結成、対立が続いていた。

この問題について私たちは以前に①同奏楽堂は日本の洋楽の原点ともいふべき歴史的建造物であり公的機関により永久に保存すべきだ②この種の重要文化財は犬山移転でなく「町並み保存」の観点からも上野の森に保存することが望ましい③奏楽堂は一般の建物と違い、それ自体が大きな楽器の性格を持つもので、外形保存でなく「そ

こで音楽が演奏され、そこで音楽が聴ける」という「生きた保存」でなければならぬ④再生する奏楽堂は閉鎖的な大学の施設としてでなく広く市民の共通文化財として開放されるべきだ——と主張した(五十五年十一月二日付社説「奏楽堂の生きた保存」)。

このほど芸大、東京都、地元台東区、「奏楽堂を救う会」など関係者の間で合意をみた収拾案は、同奏楽堂を文化財に指定し、市民の利用にも道を開くことを条件に、現在地に近い上野公園に移転し、今後の運営は運営審議会を設けて検討するというもので、私たちの主張がほぼ生かされている。

これにより、明治時代の由緒ある建物が次々と東京から姿を消していくという都民の不満は一つ解消するし、芸大としても新ホール建設が可能となり、大編成のオーケストラの練習場がないという悩みは解決することになる。芸大の施設である奏楽堂の使用が一般にも可能となれば、さきのバイオリン事件での暗い閉鎖的なイメージからの脱却にも役立つだろう。種々の面で賢明な解決策として評価する。

ただ、この構想を具体化するに当たっては、なお克服すべき問題が少なくない。第一に公園内は公園法で建築許容率が定められており、すでに許容限界ぎりぎりの上野公園の中に適地をやりくりできるかという問題がある。

第二に同奏楽堂の木質ホール独特の音響効果の良さは定評があり、だからこそ「演奏可能な生きた保存」を望む声も強いわけだが、その半面、木造建築であるがゆえの制約も多い。国の文化財指定は原形保存が原則だが老朽化した奏楽堂を演奏会場として使用するた

めにはかなりの補強が必要だし、一般の公開演奏となれば消防法との関係が問題になる。外部の騒音を遮断するための一部改造が文化財保護法に抵触しないかという問題もある。奏楽堂付属の古いパイプオルガンの再生が可能かどうかもある愛好者の関心事だ。

関係当局が協力し英知を集めてこれらの問題を克服し、日本最古の奏楽堂が市民にも開放された形で、一日も早く歴史的再生をとげよう望む。

〔東京新聞〕「社説」昭和五十七年二月十二日

資料⑤③

「救う会」の中心であった黛敏郎は、奏楽堂問題解決後『正論』四月号に次のような文章を発表した。

題名のない独白 奏楽堂始末記

黛 敏 郎

東京芸術大学の奏楽堂問題については、再三この欄に書いたので、この程やっと出た結論を、ご報告の意味で書く義務があるような気がします。一言にして言えば、私たち関係者のすべてが納得するどころか、これ以上は望めない素晴らしい結末となったのです。文化財の保存という理想と、新コンサート・ホールの必要という現実が、これほど見事に両立する形で解決したケースは、そうざらにあつたとは思えませんし、将来へのよき前例ともなるのではないでしようか。

ことは二年以上前に溯ります。明治二十三年の東京芸大創立以来、

九十余年を経た唯一の遺構で、わが国最古の木造コンサート・ホール、瀧廉太郎、山田耕筰、三浦環ら、音楽界の先駆者たちのデビューの場であり、ベートーヴェンの交響曲やグルックのオペラなどが本邦初演された歴史的建造物「奏楽堂」が、より近代的で大規模なコンサート・ホール建設のために取りこわされ、愛知県犬山の明治村へ移築させられるというニュースが耳に入ったのは、昭和五十四年の暮れでした。

芥川也寸志、江藤俊哉、森正、林光の諸氏に私を加えた五人が發起人として、まず、芸大学長、音楽学部長、文部大臣、文化庁長官らに、現地保存を訴える要望書を出す一方、全国の芸大OBや一般知識人に呼びかけ、二千人に上る反対の返事を得て「奏楽堂を救う会」を結成したのが、翌五十五年の春です。

芸大側は、生徒数の急増と設備の老朽化のため、新奏楽堂が是非とも必要であり、キャンパス内には建設用地がないので、止むなく明治村へ移築せざるを得ないという説明に終始し、キャンパス内の、芸大にはさして必須とも思われないテニス・コートとサッカー場をそれに当てたらという私達の提案には、美術学部の強い反対のため絶対不可能と一蹴、隣地の現在使われていない国立国会図書館の敷地を借用する案に対しては、前学長の時代から十年近くも交渉してみたが望みがないという返事でした。

私達は、新コンサート・ホールの必要性はよく理解できるし、それを妨害する気持ちは毛頭ないけれど、奏楽堂は明治以来の日本の音楽教育のシンボルで、学内にあつてこそ意味があり、手入れすれば立派に使用可能どころか、木造独特の柔らかくて素晴らしい音響

効果を持つだけに、明治村という博物館入りをさせてしまつては、生きたホールとしての意味も全くない、芸大側も、既定方針にこだわらず、何とか新旧両ホールを両立させる途はないか、もう一度よく考え直して欲しい、そのため私達に出来ることなら何でも協力するからと申し出ました。

芸大側も、一応、何分よろしくとは言われましたが、その後、再考の気配も、新しい解決への姿勢も見られぬまゝ、七月に入り、予算要求の時期が来ると、既定方針通り新ホール建設と旧奏楽堂解体のための予算を計上、文部省へ提出したという報告がありました。

このまゝ進めば予算が通り、翌年度早々には解体工事が始まる見通しと聞かされ、私達は、大学の自治を振りかざすだけで、国民の共有財産たる奏楽堂の重要性を認識しない芸大側の強引なやり方に憤りを感じ、世論を盛り上げる以外にも、何らかの行動に移る必要を感じました。

「奏楽堂を救う会」の呼びかけに答えた一般知識人の中に、自民党文教部に所属する長谷川峻代議員が居られたので、相談をもちかけたところ、文部大臣と、自民党文教部会長に会いなさいと言われるので、田中龍夫文相（当時）と、森喜朗自民党文教部会長に事情を説明、陳情しました。

田中文相は、翌日すく芸大へ行き現地視察をして下さいましたが、既定方針で行きたい芸大や、文部官僚の突き上げもあったのでしよう、希望の持てそうなお返事はなかなか貰えませんでした。

森喜朗代議員は、あつせんに当たつて下さった村上正邦参院議員の奔走のおかげもあつて、藤波孝生、西岡孝夫、坂田道太、海部俊

樹代議士ら、自民党文教部の主だったメンバーを召集し、相談に乗つて下さいましたが、隣地の国会図書館の敷地を借用するのが一番手つとり早い方法だろうということで、その努力をして下さることにになりました。

そうこうするうちに昭和五十五年も押しつさり、予算編成期に入りましたが、はかばかしい結果も現れず、放つておけば予算が通つて奏楽堂解体の危機が迫つてきたので、私は、たまたま新幹線で隣り合ひに坐つた旧知の渡辺美智雄大蔵大臣に、事情を話し、日本文化のために予算をストップして貰えないかとお願ひしました。

渡辺蔵相は、よし判つたと克明にメモを取つて引き受けて下さり、そのためだけかどうかは判りませんが、結果的に、五十六年度予算から、奏楽堂関係の予算は留保条項つきのペンディングとなりました。

私達としては、予算までペンディングにして、新コンサート・ホールの建設を遅らせた以上、奏楽堂の身の振り方を、こんどは私達が主体的に考え、一日も早く新コンサート・ホール建設の運びにしなければと責任を感じ、精力的に折衝を続けました。

私自身、非常勤ながら講師をしている芸大内部の空気は、私のおかげで順調に進んでいた新奏楽堂建設計画がぶさされてしまった。黨はとんでもない極悪人だという、非難と敵意に満ちたものとなつていたのです。

荒川区の町田区長から、日暮里駅前の区有地を、芸大の新コンサート・ホール建設のために提供を考えてもいいという申し出があつたことを聞き、早速、出かけていつて真意を確かめ、芸大側に取り

ついでこともありましたが、これは芸大側が全く関心を示さなかったの、実を結びませんでした。

唯一の頼みの綱であった隣地の国会図書館の敷地が、どうしても絶望的だという最終的回答が、森、藤波両代議士から伝えられたのが、五十六年の七月でしたが、それに前後して、救いの神のように突然現れたのが内山台東区長でした。

内山氏は、台東区内にある芸大の奏楽堂は、台東区民の文化的財産としても貴重であり、何とかして台東区内にとどめたい、いちばん良いのは芸大キャンパス内だが、それがどうしても駄目というなら、都知事に頼み込んで上野公園内に保存出来ないか、それもムリなら最後の可能性として、隅田公園を考えた方がいいと申し出られたのです。

私達は、早速、内山区長に件われて、都庁に鈴木都知事を訪ねました。内山区長の親友の菅沼都議会議長も、この問題には深い理解を示され、同席していろいろ助言して下さいました。鈴木都知事は、本来国有財産である芸大の奏楽堂を、なぜ都が引き取らねばならぬのかという問題と、上野公園内にも、公園法によって移築のためのスペースは殆どない、という点を強調され、決して楽観の許されるムードではありませんでした。

やがて秋も深まり、自民党の藤波代議士から、上野公園は非常に困難で、可能性は殆どなくなった。隅田公園なら台東区長の一存で何とかなるから、明治村に行くことを思えば、この辺で手を打ってはくれないか、ペンディングになった予算が流れるギリギリのタイム・リミットに来ているので、芸大の苦境を救うために、最悪の場

合でも隅田公園ということと解体工事を始めさせて貰えないだろうか、という最後通告に近いお話がありました。

私達「救う会」の主要メンバーが、真剣に討議した結果、こゝまで我々も頑張ったのだから、隅田公園でOKしてもいいのではないかとこの意見が大勢を占めました。しかし私は、我々の目的はあくまで奏楽堂の学内保存であり、百歩ゆずった形で上野公園内なら、学内に準ずる場所ということで、何とか納得出来るが、浅草の先の隅田公園では、結局、学内から追放されるという意味で、明治村と大同小異だと反対、皆も同意してくれたので藤波代議士に会いに行き、しつこい様だが隅田公園ではどうしても納得出来ない、何とかもう一度ご尽力をお願いしました。この時ばかりは、さすがの藤波氏も、私のあきらめの悪さに呆れられたことと思います。

芸大では、予算が流れることを恐れて、とにかく年度内に着工して既定事実を作ろうというためでしょうか、教授会が解体決議を行って学長にハツパをかけ始め、私達も、もはやタイム・リミットで、明日にでも解体が始まりかねないといった危機感から、仮処分申請の司法的手段で、それにストップがかけれないか、弁護士にまで相談する事態でした。

そこへ降って湧いたように起こったのが、ニセ・ヴァイオリンに端を発する芸大汚職事件だったのです。

私達は、この不幸な事件が、奏楽堂問題にプラスに働か、マイナスに作用するか、全く見当が付きませんでした。少なくとも、解体の危機は多少とも薄らいだようでしたが、芸大は奏楽堂どころではなく、私達が口を酸っぱくして強調した、当事者として都知

事に、上野公園内移築を正式に頼んで欲しいという依頼も、いつかな実現してくれそうもありませんでした。

年が明けて一月の中旬、突然、台東区長から連絡があり、都知事が、上野公園内移築を決断してくれそうだから、すぐ芸大側と一緒に都知事に会って欲しいと言われます。取るものも取りあえず都庁へ飛んで行くと、都知事は、用地難、公園法その他で困難は多いが、何とか前向きに努力してみたいと言われ、一月末までに結論を出すのと約束して下さいました。

一月三十日、関係者一同が居並ぶ席へ、野村副知事が来られ、国が文化財指定を行うという条件で、奏楽堂を上野公園内に移築し、芸大、都、台東区のそれぞれが出した委員によって運営し、コンサート・ホールおよび音楽資料館として公開、都民の音楽文化のために役立たせるという結論が下されたのです。

正直いって九分通りダメだと思っていた上野公園が、急転直下、可能となった裏には、この事業の文化的重要性を深く理解し、わがことのように情熱を傾けて奔走された内山台東区長と、菅沼都議会議長のお二人の力が、都知事の英断を引き出したことを痛感します。そして、必要欠くべからざる予算措置をこうじて下さった文部省の柳川管理局長の力も無視できないでしょう。

ともかく、日本の音楽文化のシンボル奏楽堂は、このようにして救われました。芸大キャンパス内で厄介者扱いされるより、数層倍素晴らしい場所で、数層倍すばらしい活用をされることになるのですから、私達が望んでいた以上の素晴らしい解決といえるでしょう。

ここまで来たからには、私達も、新しく生まれ変わる奏楽堂の行

く末を、最後まで見守り、都民のための本当に素晴らしいコンサート・ホールとして生きつづけるよう、責任を持つ覚悟です。

それにしても、わずか一七七坪（五八五平方メートル）の建物一つ救うために、何と多大な時間と、手間と、多くの人々の有形無形の力を必要としたことか、いろいろ考えさせられることの多い問題でした。関係者の皆様に、改めて心からお礼を申し上げたい気持ちで一杯です。

（『正論』昭和五十七年四月号 一四六―一五一頁）

資料⑤

懇談会のためのメモ、会の内容、取り決められた内容などを掲載する。なお「奏楽堂懇談会のためのメモ」の下に記される「マエノ」は昭和五十七年当時の本学美術学部建築講座助教授前野堯（現名菅教授）である。

奏楽堂懇談会のためのメモ 昭57-4-6/マエノ

原則

- ① 昭五十七年一月三十日に東京都から示された「奏楽堂問題について」の四条件を奏楽堂のスタートとすること。
- ② 「奏楽堂を残して本当によかった」と地元の人、東京都民の多数の人々に喜ばれる方法で移築保存し運営すべきである。

奏楽堂の位置づけ

- ① 重要文化財建造物として歴史的記念性を尊重し後世に恥ない方法で移築保存のデザインをすること。
- ② 都市公園法に基づき、かつ十分機能で

きる内容であること。

- ③ 馴染みある良い都市造りの素材として、更に芸大の良い地域社会づくりの接点となるよう奏楽堂を位置づけること。

運営について

- ① 奏楽堂の運営は文化事業である、従って望ましい文化事業ならしめるために運営には広く文化人を求める必要がある。
- ② 運営委員会の構成は上記「四条件」によると、東京芸大、東京都、台東区となつているが、上記三者は主として行政側であるので、東京文化会館、東京都美術館の運営法のように、学識経験者及び作家、演奏家等を加えた運営委員会にするか審議会等設けたらどうか、その方が形式主義に陥らない味のある運営ができるのではないか。

(横書き)
〔奏楽堂関係〕

旧奏楽堂についての準備会

57・4・27(火)

后二時～三時

於中会議室

1. 概要説明

2. 管理体制について

3. 概算要求のためのカリキュラムに基づく使用時間表作製について(本部会計課より)

4. 旧奏楽堂移築保存小委員会の編成について

5. その他

1. 旧奏楽堂再築の理念の確認

四項目申し合せ中

(1) 公共性について

2. 運営委員会準備会の設置

東京都 台東区 芸大の三者

3. 使用計画

4. 維持管理及び運営の方策

次回 五月二十一日(金) 12・00～14・00

旧奏楽堂準備委員会構成員

学部長、施設整備委員(遠藤、佐野、原田、有賀)、教務委員長

(浅妻)、服部教授、松村教授、野田助教授、菊岡教授、小泉教授、

若桑助教授 計十二名

(横書き)
〔旧奏楽堂〕

台東区と東京芸術大学との芸術・文化

懇談会設置要綱 (案)

(目的及び設置)

第一条 台東区と東京芸術大学は、台東区地域社会の芸術・文化の向上を図り、交流と連携を一層深めるため、台東区と東京芸術大学との間で、芸術・文化懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

(1) 台東区と東京芸術大学の協力及び提携事業の連絡調整に関する事項

(2) 台東区地域社会の芸術・文化の向上に関する事項

(3) その他必要な事項
(構成及び会議)

第三条 懇談会は、台東区及び東京芸術大学の別表第一に定める職にある者で構成する。

2 懇談会の座長は、台東区長とする。

3 会議は、定例（年一回以上）及び必要のつど開催する。

4 会議には必要に応じ、前第一項に定める以外の者の出席を求めることができる。

5 会議は、座長が招集する。

(幹事会)

第四条 懇談会の下部組織として幹事会をおく。

2 幹事会は、台東区企画部長主宰の下に、台東区及び東京芸術大学の別表第二に定める職にある者で構成する。

3 幹事会の所掌事項及び運営については、別に定める。

(庶務)

第五条 懇談会の庶務は、台東区企画部企画課において行う。

(委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、座長が定める。

付則

この要綱は、昭和五十九年四月 日から施行する。〔横書き〕

〔奏楽堂関係〕

台東区と東京芸術大学との芸術・文化懇談会
に関する覚書 (案)

台東区(以下「甲」という。)と東京芸術大学(以下「乙」という。)とは、標記のことについて、下記のとおり合意した。

記

乙は、甲が制定した台東区と東京芸術大学との芸術・文化懇談会設置要綱(別紙のとおり。以下「要綱」という。)を承認し、この要綱に基づく懇談会に参加すること。

昭和五十九年 月 日

(甲) 台東区長 内山 榮一

(乙) 東京芸術大学長 山本 正男

東京芸術大学と台東区の提携・協力事業実績

1. 「浅草オペラの夕」

2. 区民コンサート

3. ジュニア・オーケストラの指導

4. 成人学校(講師)

5. 文化財専門委員

6. 「桜橋」のデザイン(委員)

7. 公開講座

8. 奏楽堂の移築・保存
9. 卒業新作作品区長賞、買い上げ
10. 「東京芸術大学所蔵名作展」(59・4・19～5・1)

別表第一(第三条第一項)

台東区	区長(座長) 助役 収入役 教育委員会教育長 企画部長 総務部長 教育委員会事務局次長	東京芸術大学 学長 美術学部長 音楽学部長 芸術資料館長 事務局長
-----	---	--

別表第二(第四条第二項)

台東区	企画部長(主宰) 企画部企画課長 企画部広報課長 総務部総務課長 土木部土木課長 教育委員会事務局社会教育課長	東京芸術大学 事務局庶務課長 事務局会計課長 美術学部事務長 音楽学部事務長 芸術資料館事務長
-----	--	--

(横書き)『奏楽堂関係』

資料⑤

58・4・26 文部省関係官との懇談内容に

- ① 対する処置(文部省関係官に対する説明)
奏楽堂移築に関する学長、台東区長会談の結果、区の財源において引き取る用意がある旨の話し合いがなされた。区長は六月の定例区議会です了承をとりたいと言明された。
- ② 旧奏楽堂の移転地については、東京都より国の借用が、台東区の借用となることについて、白井局長と都緑地部長との会談において緑地部長が事前の根廻しを都庁において行う旨回答を得ている。この件については、都知事、副知事、都議会議長等の了承を得ていた経緯もあり、今回副知事が交代したことに伴い多少の間を考慮してほしいとの発言があった。
- 正式には学長及び台東区長が都の了解を得ることとなる。
- ③ 新奏楽堂と附属高校の関係
新奏楽堂と附属高校は上野キャンパスには両立して建設しないことで、学内的に確認を得た。新奏楽堂を上野キャンパス、附属高校を取手キャンパス若しくはその逆の場合も考えられるが、将来の附属高校の教育上の観点から充分に検討して行きたい。
- 五十九年度概算要求書は、一応取手キャンパスに附属高校、上野キャンパスに新奏楽堂として提出する。
- ④ 附属高校の将来計画については、長期的観点にたった上で考慮して行くとし、跡地については、財源として処分することについては異存がない。
- このことについては、学長、音楽学部長、附属高校長及び教頭会談で了承された。

なお、上記の措置方針は評議会、学制審議会において全員了承された。

⑤ 取手市、茨城県に対する経過説明は五月十六日事務局長から実施する。

⑥ 奏楽堂を救う会に対する態度

五月十七日芥川氏、五月十九日黛氏に対し学長並びに台東区長が説明を行う。

⑦ 上記についての関係議員に対する事情説明、並びに了解を得ることについては、①～⑥までの点が完結した後、学長が行うこととした。

以上

(横書き) 『奏楽堂 昭和五十八年四月』

資料⑤⑥

芸術会第一二六号

昭和五十八年六月十七日

東京芸術大学事務局長

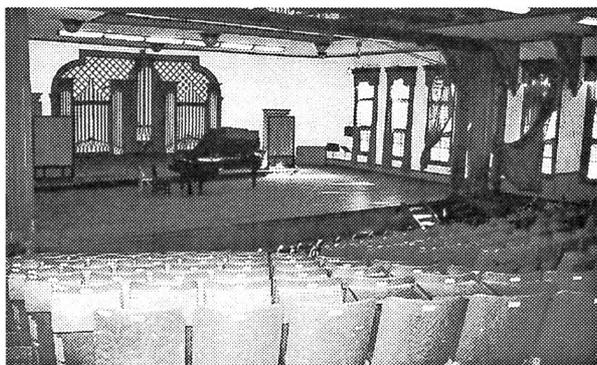
白井 實

文化庁文化財保護部建造物課長

鈴木 嘉 吉 殿

奏楽堂の文化財指定について

本学音楽学部奏楽堂は、明治二十三年創設の歴史的建築物であります。今後の施設計画との関連で現地保存が不可能となり、移設のための適地を探しておりましたところ、昨年東京都の御好意によ



奏楽堂内部 (昭和58年度音楽学部卒業アルバム)

り、都立上野公園内に移設が認められ、更に本年二月移設場所も指定されました。この間本学として貴庁に対し移設再建後は、国の文化財として指定していただくようお願いし、文化庁の指導方針に従って再建されれば指定は差し支えないとの御了解をいただいていたところであります。

然るに止むを得ざる事情により、東京芸術大学としての移設再建が困難となり、本学は奏楽堂の建物を台東区に提供して台東区の御好意により区の財源でこれを行っていただく方向で区当局として調整されております。

このことについては、本学として現在東京都に対しても了解をいただくよう申し入れております。

つきましては、本学奏楽堂上野公園内移設の重要な条件になっております国の文化財指定について、上記の台東区の方針が決定し移設再建を行う場合においても、本学が行う場合と同様であるとの確認をさせていただきたく御回答をお願いいたします。

芸術会第一二六号

昭和五十八年六月二十一日

東京芸術大学長

山本正男印

東京都台東区長

内山栄一殿

奏楽堂の文化財指定について

このことについて、事務局長より文化庁文化財保護部建造物課長に照会いたしましたところ、別紙のとおり回答を得ましたので御連絡申し上げます。

五十八保健第五の十一号

昭和五十八年六月二十一日

文化庁文化財保護部

建造物課長 鈴木嘉吉印

東京芸術大学事務局長

白井實殿

奏楽堂の文化財指定について（回答）

昭和五十八年六月十七日付け芸術会第一二六号で照会のありました標記のことについて、当方の方針に変更はありません。（横組）

（奏楽堂 昭和五十八年四月）

資料⑦

老朽化した芸大奏楽堂

上野の森に移転、保存

——移転費6億円は台東区負担で

わが国西洋音楽演奏の草分け、東京芸大の奏楽堂が、同大OBらの保存運動の末、上野の森に移築・保存されることになった。十二日、山本正男芸大大学長、作曲家の黛敏郎さんらが都庁を訪れ、鈴木知事に、移築地の上野公園の使用を申請、知事が了承したことで、保存が確定した。一方、移築費用の六億円は、財政窮迫の国に代わって台東区がもつ、という異例の形。保存決定の喜びにも増して関係者の受け止め方は複雑だ。

奏楽堂は明治二十三年、東京音楽学校の本館として建てられた。木造二階建て延べ千七百平方メートル。わが国最初のコンサートホールで、ベートーベンの「田園」「運命」などの日本初演の場所。滝廉太郎、山田耕筰らもここから育った。明治期洋風建築の代表的建物でもある。

老朽化による解体移転話は十年も前から出ていた。芸大としては新しい大きなホールの新築に迫られ解体を急ぐ意向だった。一方、OB関係者が「救う会」を作り保存運動も起きた。その結果、愛知県・明治村への一部移転案も出たが、「芸大から近いところへ」ということで、昨年一月、文部省、芸大、都、地元台東区の四者で①文化財に指定する②費用は国が負担する——などの約束ができ、上野公園への移築・保存が合意されていた。

ところが、この春、文部省が、「予算のメドがつかない」と芸大側に伝えたため、山本学長は費用の肩代わりを台東区に要請、同区が費用を負担することになったもの。

台東区の内山区長は「国が費用負担するのがスジだ。しかし、こ

のままでは解体されてしまう。大事な文化財を守るのだから区民も納得してくれるはず」と話している。

（『読売新聞』昭和五十八年七月十三日）

芸大『奏楽堂』が区に

移築費六億円、区が持つ

区長の情熱、区民の音楽向上に

知事、旧都美術館跡地の使用OK

わが国の西洋音楽発祥の場所である東京芸術大学の「奏楽堂」が、足かけ三年にわたる保存運動のすえ、ようやく上野の森へ移



奏楽堂（昭和158年度音楽学部卒業アルバム）

築されることが決った。これまで保存運動の先頭に立って運動を展開してきた内山区長や山本東京芸術大学長、それに芸大OBの作曲家・黛敏郎さんらがさる十二日、都庁を訪問して鈴木知事に協力を要請、これに対し同知事も、これまで「奏楽堂」の有力な移築予定地とされてきた都有地である上野公園内の旧都美術館跡地（約一八〇〇平方メートル）の使用を正式に了承し、保存が確定した。この知事との会談には、菅沼都議会議長をはじめ、本区選出の保坂、飯村、石井、前島の四都議、石渡区議長、渡辺芸大音楽部長らが同席、保存が決まると同時に、感激で胸いっぱいという表情の山本学長の「奏楽堂は永遠である！」としたためた色紙に全員サインして保存決定を祝った。なお、約六億円にのぼる移築費用や今後の維持管理費などは、結局、区が全額肩代りすることになった。

「奏楽堂」は明治二十三年、芸大の前身である東京音楽学校の本館として建てられた。木造二階建てノベ約一七〇〇平方メートル。わが国最初のコンサートホールで、ベートーベンの「田園」「運命」の日本初演はここで行われ、滝廉太郎、三浦環、山田耕筰ら日本を代表する音楽家もここで育った。音響効果の良さでは国内でも指折りといわれ、明治期洋風建築の代表的建築物といわれている。

それにしても、老朽化による解体に端を発したこの「奏楽堂保存運動」には長い年月を要し、状況も二転三転した。

当初の明治村への移転にはじまり、OB音楽家らで組織する「奏楽堂を救う会」や内山区長らによる上野公園への保存、そして昨年

一月には文部省・芸大・都・区ら四者会談で何とか上野公園への移築が決定し、移築は文部省、維持管理は芸大、都は奏楽堂を都市公園法により「教育施設」として設置許可するという最良の方向で結論が出されたものの、今年の春にはこの約束も国の財政事情などで破算になってしまつたいきさつがある。

こうしたことから、山本学長がかねてより「行政の文化化」を唱えるほど芸術文化に理解の深い区長に「移築については台東区が肩代りしてほしい」ともちかけ、区長も議会を説得し引き受けることになつた。

いわば区が文字通り「時の救いの神」となつたわけ。区長は「区民コンサートには芸大も最大限の協力をしてくれるといつてゐるし、それを考えれば安い投資」。本区にある大事な文化財を守つたのだから区民も理解してくれるはず」と胸を張る。一方、山本学長も「桃季不言下自成路」と心境を記した色紙を区長に贈つて喜びを表現している。

しかし、約六億円もの移築費用に加え、これから毎年都へ支払うことになつた地代や人件費など維持管理費を含めると、年間で約二千万円もの予算が必要となり、手放して喜んではいられない事情もある。結局、区が「奏楽堂」を買い、設置する場所も都から借りたということである。

区では九月補正予算に移築費用を計上し、来年度中には完成させ、六十年春頃から一般開放し、区ジュニアオーケストラの練習など区民の音楽資質向上の場として活用したいといつてゐる。

ちなみに現在の「奏楽堂」はノベ一、七五二平方メートル。二階にイス席

三百八十のホールのほか、一階にはパイプオルガンの機械室や展示室、資料室、演奏者控え室などがある。

(台東区民新聞 昭和五十八年七月十八日)

奏楽堂(移築後)の運営方針について(案)

奏楽堂は、その創建当初より東京芸術大学の一施設であるとともに、わが国における西洋音楽発祥の地として、広く文化的、歴史的、国民的な音楽会場としての役割を果してきた。

今回、奏楽堂の移築・保存にあつたつて、本学のみならず、東京都ならびに台東区が多大な努力をはらつたのも本奏楽堂のこのような意義を深く認識したからにほかならない。また、これが重要文化財として指定される運びとなつたことも同様の意味においてある。

このような奏楽堂の性格に鑑み、その運営にあつたつては、単に本学の教育・研究施設としてのみならず、広くわが国の文化向上に資するという視野に立つ必要がある。従つて、奏楽堂の運用は、開かれた大学の一つの試みとして発想される。

すなわち、奏楽堂は、本学における教育・研究の成果ならびに当該施設を一般に公開し、国民的、地域的文化的振興の一環を担うことをその目的とする。

記

1. 奏楽堂の維持管理ならびに運営について

奏楽堂の維持管理ならびに運営は、原則として昭和五十七年一月三十日における五者協議によつて決定された四項目に基づくものとする。(別紙参照)

すなわち、奏樂堂は、東京芸術大学の施設として、その維持管理は、東京芸術大学が行い、またその運営に当っては、東京芸術大学、東京都及び台東区の三者がこれに当り、三者より選出された運営委員によって構成された運営委員会がこれを行うこととする。

なお、奏樂堂は、これを全学的施設とし、本学より選出された構成委員には、音楽・美術両学部の教官が加わることが望ましい。また、東京都及び台東区より選出される委員には、文化人または学識経験者（例えば「奏樂堂を救う会」の会員中の音楽家等）を委員に加えることが望ましい。

2. 運営の基本方針について

奏樂堂の運営に当っては、本学の教育・研究施設としてののみではなく、東京都及び台東区の文化施策と関連をもちつゝ、公共的施設として運用されることが望ましい。

従って、運営の内容は、本学における通常のカリキュラムから独立させ、奏樂堂独自の理念をもつて立案されなければならない。その際の理念は、本案の前文に銘記されたものを主旨とする。

3. 運用内容について

(1) 運営内容は以下の二種類に分けられる。

- a. ステージを用いるもの……演奏、演劇、舞踊、講演等
 - b. 展示場を用いるもの……記念展示、企画展示、常設展示等
- (2) 演奏、展示の対象ならびに主催者は以下の三者とする。
- a. 東京芸術大学の主催による都・区民を対象とした演奏・

展示

- b. 東京都及び台東区の主催による都・区民を対象とした演奏・展示
- c. 一般への公開

なお、以上の比率は、原則として均等となることが望ましい。

4. 内容の選定について

内容の選定については、運営委員会がこれを行うが、その基本方針は前文及び2に従う。

(従って営利を目的とする音楽会場とは一線を画し、文化的意義の高い啓蒙的、実験的上演を優先させることが望ましい。)

5. 昭和五十九年度の予定演目について

昭和五十九年度の予定演目は以上の趣旨に従って、次のように計画された。(予定)

A. 本学主催の演奏・講座

- (1) 音楽学部教官及び学生による「一般市民のためのコンサート・シリーズ」
- (2) 美術・音楽両学部教官による「一般市民のための公開講座シリーズ」

(3) 学生による自主的公演

例えば

- 古楽器アンサンブル
- バロック音楽研究発表
- ガムラン演奏等の民族音楽研究発表
- 邦楽研究発表
- 実験的音楽の研究発表

光と音によるデモンストレーション等

B. 展示について

(1) 本学音楽学部及び奏楽堂の歴史についての記念展示(本学主催)

(2) 上野の歴史と文化についての企画展示(東京都・台東区主催) (横書き) (旧奏楽堂)

資料⁵⁸⁾

さようなら…芸大奏楽堂

上野公園移築で「お別れ演奏会」

「スカツ」とモーツァルト

様々な曲折を経て上野公園へ移築保存が決まった東京芸術大学の奏楽堂で十七日、お別れ演奏会が開かれた。上野保存に力を尽くした「奏楽堂を救う会」の作曲家黛敏郎さんや内山栄一台東区長ら約四十人が招かれ、わが国最古の音楽ホールでの「最後の演奏」に耳を傾けた。

奏楽堂は九十年以上前の明治二十三年、東京音楽学校の本館として建てられた。シューベルトの「未完成」、ベートーベン「運命」、チャイコフスキー「悲愴」など幾多の名曲の初演会場となり、滝廉太郎、三浦環、山田耕筰らもここを舞台に育った。

だが、老朽化が進み、新ホール建設が計画され、奏楽堂は愛知県・明治村への移転が持ち上がった。これを聞いたOB音楽家の間から上野保存の運動が起こり、昨年六月、いまの場所から約三百メートル

た都美術館隣に移すことが決まった。約六億円の移転建設費用は地元が台東区が負担する。

この日行われた「最後の演奏」は、堀江泰氏弦楽科主任教授らによる弦楽合奏。曲目はモーツァルトの「ディベルティメントニ長調K136」。明るく感じの曲だ。「スカツとさよならしようと思ひまして」と堀江教授。

演奏会のあとは、奏楽堂前の庭でお別れの会。学生らもまじえビールで乾杯し、奏楽堂の思い出を語り合いながら別れを惜しんだ。奏楽堂は今年度中に解体され、外側はそのままに残しながら、区民のためのコンサートホールとして生まれ変わる。完成は六十二年春の予定。

(朝日新聞「昭和五十九年五月十八日」)

『花』の大合唱

芸大奏楽堂のお別れ会

近く解体移築される日本最古の木造音楽ホール、台東区上野の芸大奏楽堂で十七日、お別れ会が開かれた。教授、学生の弦楽合奏のあと前庭でパーティー。山本正男学長、内山栄一台東区長、奏楽堂を守る会代表の黛敏郎さんらがあいさつして乾杯。下校の学生らも加わり、ここで育った滝廉太郎の「花」をだれともなく口ずさみ、やがて大合唱となって、名残を惜しんだ。

明治二十三年に建てられた奏楽堂は、建築的価値が高いばかりでなく、洋楽史上、大きな役割を果たしてきた由緒ある建物。区が六億円をかけて解体、上野公園の都美術館横に移築することになり、

現在、解体調査を復元設計中。六十一年秋に完成、翌年春ごろから、音楽関係の資料展示や都民のコンサートなどに活用される。

〔東京新聞〕昭和五十九年五月十八日

資料⑤⑨

東京芸術大学音楽学部奏楽堂解体廃材引渡し契約書

1. 品 目 東京芸術大学音楽学部奏楽堂解体廃材

2. 数 量 別紙のとおり

3. 引渡し期間 昭和六十年四月一日～昭和六十一年十二月三十一日

日

4. 引渡し場所 東京都台東区上野公園二二一八

東京芸術大学音楽学部構内

上記の建造物解体廃材引渡しについて、東京芸術大学長山本正男（以下「甲」という。）と、東京都台東区长内山榮一（以下「乙」という。）は、東京芸術大学音楽学部奏楽堂の移築に関する覚書細目第一条に基づき、次の条項により契約を締結する。

第一条 甲は、東京芸術大学音楽学部奏楽堂の移築に関する覚書

（以下「覚書」という。）別紙記載の建造物解体廃材を覚書第五条に基づき協議された仕様書により乙の負担において、東京芸術大学音楽学部構内から撤去し、かつ、跡地整理を行うことを条件に、乙に引渡すものとする。

第二条 乙は、この廃材を恩賜上野公園内において復元保存する以外の目的に使用してはならない。

第三条 乙は、この廃材を上記引渡し期間の範囲内において、甲

の指定した係員立会いのもとに撤去しなければならない。

第四条 乙は、跡地整理により生ずる土砂その他の廃棄物は構外搬出処分とする。但し、クズ鉄として売却可能な材については甲が処理するものとする。

第五条 この契約に関し、疑義を生じた場合は、その都度相互に協議するものとする。

本契約の証として、本書を二通作成し、甲・乙記名押印の上、各自その一通を保管するものとする。

昭和六十年三月一日

甲 東京芸術大学長 山本正男

乙 東京都台東区长 内山榮一

別紙

数量 1. 各種柱材及び板材

五〇〇m³

2. 基礎等石材

布石（二段積） 延べ二一〇m

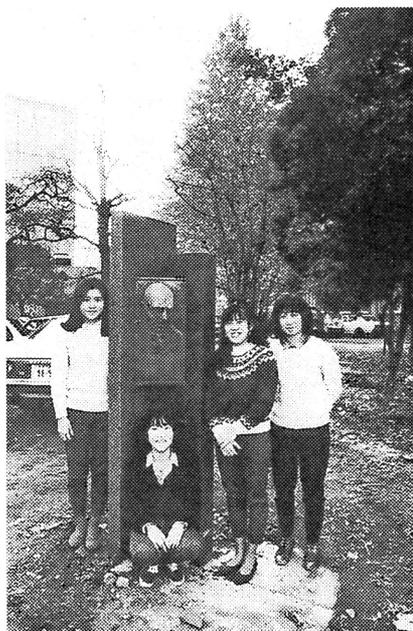
〃（一段積） 延べ一八〇m

東石 三二〇個

（横組）
〔奏楽堂関係・原議書類集〕

資料⑥

パイプオルガンは区に無償譲与され、外形のみが復元される予定であった。しかし「よみがえらせる会」などの運動などにより、音響の蘇生が決定した。一連の経緯を示す資料を掲載する。



クロイツァー像を囲んで（オルガン専攻）。右奥駐車スペースの後ろは奏楽堂（昭和59年度音楽学部卒業アルバム）

1. パイプオルガンの無償譲与について

1. 経緯

奏楽堂に設置されているパイプオルガンは大正九年紀州徳川家頼貞侯が麻布に私費で南葵音楽堂を建て英国から買入れた三年後の関東大震災で音楽堂が倒れ再建の目途がつかないので、このオルガンを東京音楽学校に寄贈した。五十一年にイタリアのオルガン奏者タリャビーニ教授が来日し、十八世紀のものに間違いないと判定した。製作は、英国リーズ市アボット・スミス社が設計製作した。（三十ストップ）

昭和三年～昭和四十年まで活用した。

2. 奏楽堂再築後の利用計画

台東区は、奏楽堂の再築後、文化財の指定申請を行い、社会・教育施設として演奏会等に利用する計画である。台東区として

は奏楽堂と共にパイプオルガンの移転を希望しており、将来修理して使用できる状態にしたいと考えている。

台東区と文化庁、東京都、芸大との奏楽堂移築及び文化財指定についての話し合いの中で、文化庁の担当官から外観については創建当時、ホール部分についてはパイプオルガンのイメージが強いとの意見を受けて、区としてはパイプオルガンをホール内に設置を希望している。

3. 処理方針

パイプオルガンの譲与については、台東区の奏楽堂再築後の利用計画にもあるように、文化財として、又、社会・教育施設として利用するものであり、パイプオルガンそれ自体音楽史の標本的な物品であると考えられる。

東京芸大においては、現パイプオルガンの使用に当って、修理するには多額の費用がかかること、又、修理できたとしても演奏会に利用できるものであるか疑問であることから考えて、将来に渡っても利用する計画がないこと、標本として保管しておくには保管スペースがないことから、芸大では、台東区の希望に沿うよう処理したいと考えている。

4. 参考

文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令
第十条第二号

教育（学術及び文化を含む）のため必要な印刷物、写真、フィルム、標本その他これらに準ずる物品を地方公共団体その他適当と認められるものに譲与するとき。

（横書き）

〔奏楽堂 昭和五十八年四月〕

東京都台東区長

内山 榮 一 郎

東京芸術大学音楽学部奏楽堂の移築に関する覚書細目

東京芸術大学長

山 本 正 男 殿

東京芸術大学（以下「大学」という。）と東京都台東区（以下「区」という。）は覚書別紙に記載する東京芸術大学音楽学部奏楽堂（以下「奏楽堂」という。）の解体・調査及び移築（以下「移築等」という。）に当たって、覚書第六条の規定に基づき必要事項を定め、覚書細目を交換する。

物品の譲与について（申請）

下記物品を譲与下さいますようお願いいたします。

第一条 大学は、奏楽堂の移築等に当たって生じる奏楽堂解体廃材については、東京芸術大学音楽学部奏楽堂解体廃材引渡し契約書により区に引渡すものとする。

1. 品 名 パイプオルガン（奏楽堂ホール内に設置）

第二条 大学は、奏楽堂の移築等に関し、パイプオルガン（奏楽堂ホール内に設置）の譲与については、文部省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に基づき区に無償譲与するものとする。

2. 数 量 一 台

（横組）（奏楽堂関係・原議書類集）

3. 用途及び目的 奏楽堂を上野恩賜公園内に移築復元し、国指定の文化財として保存活用をはかるのに伴い、ホール内に設置されているパイプオルガンも音楽資料として活用するため

昭和五十九年七月二十七日

承 認 書

下記の物品を譲与することを承認します。

東京芸術大学長 山 本 正 男 郎

1. 品名数量 パイプオルガン一台

東京都台東区長 内 山 榮 一 郎

（英国リーツ市 アボット・スミス社製）

2. 譲与目的

台総経発第二〇二号

貴区が本学奏楽堂を上野恩賜公園内に移築復元するに伴い附帯設備として在った上記物品を譲与し、地域社会の貴重音楽資料として活用させるため。

昭和五十九年八月二日

3. 引渡期日 昭和五十九年八月四日

東京都台東区東上野四一五一六

4. 引渡場所 本学音楽学部構内

5. 譲与条件

将来復元が予定されている奏楽堂内に音楽資料として保存され、上記目的に沿った使用がなされることを条件とする。

昭和五十九年八月四日

東京芸術大学長

山本正男印

(横組) (奏楽堂関係 原議書類集)

奏楽堂のパイプオルガン あの音色、よみがえる

「上野の森」充実 台東区が保存へ

日本で「最古」…漂う気品

音楽関係者らの熱意実る

わが国初の音楽ホール、東京芸大の奏楽堂に取り付けられた英国製パイプオルガンの、気品のある音色が残されることが、ほぼ確実になった。当初は、外形のみ保存、とされていたが、「パイプオルガンの音色を再び」という声が強まり、奏楽堂を「保存利用」していく台東区が、修復の方針を固めたためだ。同区は二十七日、文化庁と奏楽堂復元について打ち合わせをする。あの音色が、上野の森によみがえる日も遠くなさそうだ。

奏楽堂は、台東区の手により上野公園内の都美術館隣に移すことが決まり、八月一日から解体工事が始まった。復元を条件の解体で、しかも、元の設計図がないため、工事は慎重を極め、今月十日、ようやく終わった。解体された資材は、四棟の保存小屋で厳重に保管

されている。

パイプオルガンは、舞台の正面に設置されていた。芸大オルガン科の秋元道雄教授によれば、本格的なコンサートオルガンとしては日本で最古という。

英国のアボット・スミス社の製作で大正九年、徳川頼貞氏により購入され、麻布の「南葵音楽堂」に置かれた。だが、この音楽堂が関東大震災で被災したため、昭和三年、当時の東京音楽学校に寄贈された。

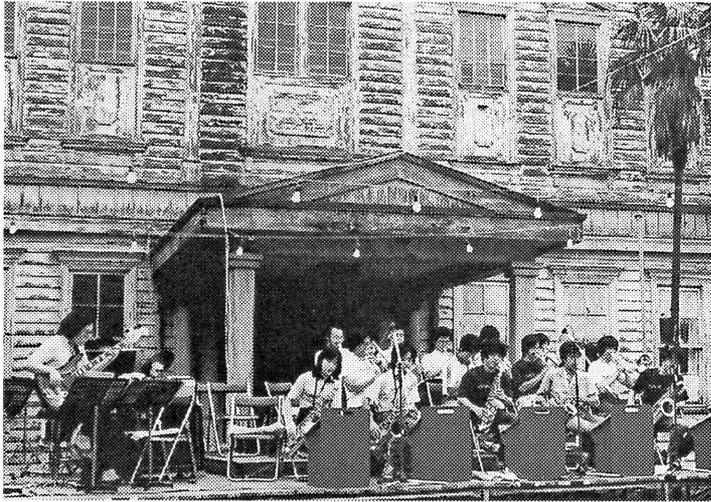
オルガンの高さは約七・二メートル、幅約五・四メートル、奥行き約三・六メートル。パイプ総数約千五百本。

その音色はロマン派的といわれたが、震災でパイプが壊れるなど、故障のため、難曲の演奏には適さなかったという。しかし、材質、構造のすばらしさで、音質の高尚さは定評があった。昭和三十年代まで使われていたが、その後は老朽化が進み使用不可能となった。

今回の解体工事もパイプが紛失したり、送風機が使用不能になるなど傷みがひどいことがわかった。

今回、奏楽堂の移築保存が決まったが、パイプオルガンについては、台東区が「外形のみ保存」の方針だったため、音楽、建築関係者の中から、修復保存を訴える動きがでてきた。特に、芸大出身で日本建築家協会の川添智利・東海大教授らは修理再生資金の募金運動にも乗り出す用意をすすめている。

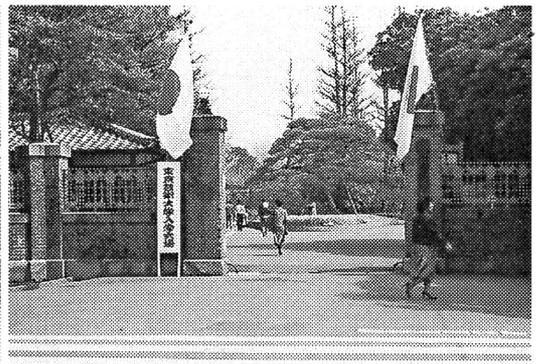
台東区では、こうした声に配慮しながら、「せっかくながら奏楽堂を残すのだから、パイプオルガンも残そう」と修理復元に踏み切る意向を固めた。



芸術祭 '82-85。奏楽堂前の演奏（昭和60年度音楽学部卒業アルバム）



昭和45年度入学式。福井直俊学長式辞（於奏楽堂）



昭和60年度入学式（学部・別科・大学院）。4月10日11時～（奏楽堂の解体工事は昭和59年8月着工）



昭和60年度入学式。渡邊高之助学部長式辞（於第6ホール）

二十七日、文化庁に示す原案の図面もパイプオルガン保存を前提で描かれ、文化庁も保存にとくに異論はないという。

〔朝日新聞〕昭和五十九年十二月二十七日

パイプオルガン募金

東京・上野公園に移築保存が決まった東京芸術大学「奏楽堂」のパイプオルガンの音色を取り戻そう、と音楽家や建築家が二十日、募金活動を始めた。一億円近い修理費が必要なので、移築を引き寄せた東京都台東区を支援していく狙いだ。

募金を始めたのは「奏楽堂のパイプオルガンをよみがえらせる会」。芸大教授でオルガニストの秋元道雄さん、建築家の海老原一郎さん、桐朋学園大教授で音楽評論家の寺西春雄さんの三人が代表委員となり、今月はじめ発足した。運営委員には作曲家の芥川也寸志さん、都市計画家で歌手の菅原やすのりさんらが名を連ねている。

このパイプオルガンは英国のアボット・スミス社の製作で大正九年、徳川頼貞氏が買い、昭和初年に当時の東京音楽学校に寄贈された。気品の高い、ロマン派的な音色を特徴とした。

趣意書を送り、個人一口二千五百円、法人、団体一口二万五千円の資金を募るほか、チャリティコンサートなども計画している。

〔後略〕

〔朝日新聞〕昭和六十年四月二十日

資料⑥

旧奏楽堂の活用保存に関する記事。

奏楽堂の活用保存を示唆

文化庁専門員

東京芸大の奏楽堂保存についてのシンポジウムが十七日、港区芝の建築会館で開かれた。その中で文化庁の五味盛重・文化財保護部建造物課専門員が「重要文化財級」の建物であることを認め、冷暖房設備を備えた活用保存を台東区に対して示唆していることを明らかにした。

五味専門員は、奏楽堂は①国内最初のコンサートホール②設計者が金沢の旧四高舎や旧兵庫県庁舎の設計で知られる故山口半六氏③音楽史上、西洋音楽が初めて正式に演奏され、多くの音楽家を育てたところなどの理由からその価値を評価、保存についても同区に活用保存を示唆していると述べた。

またこの中で、奏楽堂保存にかかわった東工大建築学科の藤岡洋保助教は「重文に指定される可能性は強い。指定を受けると、こうした建物の活用保存の例はないので、消防火などの上で制約が多く、問題は残るが、画期的な事態になる」と語った。

〔毎日新聞〕昭和六十年七月十八日

資料⑥

物品受領書

昭和六十一年三月二十五日

台東区総務部経理課長

尾崎吉伯印

下記のとおり受領しました。

品名	規格	数量	単位呼称	区分	
				昭和六十年	年度
柱材等		二〇〇㎡	立方メートル		東京芸術大学音楽学部 奏楽堂解体廃材
計					

(横組) (「奏楽堂関係・原議書類集」)

資料⑥③

旧奏楽堂の運営管理のため台東区、東京都、大学、学識経験者の四者による「奏楽堂運営懇談会」が発足した。

奏楽堂運営懇談会設置要綱

(設置)

第一条 奏楽堂の運営管理を円滑かつ効果的に促進するため、台東区・東京都・東京芸術大学および学識経験者の四者による「奏楽堂運営懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 懇談会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 奏楽堂で実施する文化事業計画
- (2) その他館に関する重要な事項

(構成)

第三条 懇談会は、別表第一に定める者をもって構成する。

2 懇談会の座長は、互選とする。

(会議)

第四条 懇談会は、座長が召集し、会務を総括する。

2 懇談会は、必要のつど開催する。

3 懇談会は、必要に応じ別表第一に定める以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会の設置)

第五条 懇談会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表第二に定める者をもって組織する。

3 幹事長は、互選とする。

4 幹事会の所掌事項及び運営については別に定める。

(幹事会の招集)

第六条 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第七条 懇談会の事務局は、台東区教育委員会施設課に置く。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に必要な事項は座長が定める。

附 則 この要綱は、昭和 年 月 日から施行する。

台教施発第五十三号

昭和六十一年八月二十八日

東京都台東区長

内 山 榮 一 郎

東京芸術大学 事務局長

河 野 石 根 殿

奏楽堂運営懇談会の開催について

拝啓 残暑の候、貴台におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素、本区文化行政の推進にお力添を頂き厚くお礼申し上げます。お陰様をもちまして、旧東京音楽学校奏楽堂復原移築工事も順調に進行しているところでございます。

つきましては、その運営等について下記によりご協議を承りたく、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、お繰り合わせご出席いただきますようお願い申し上げます。

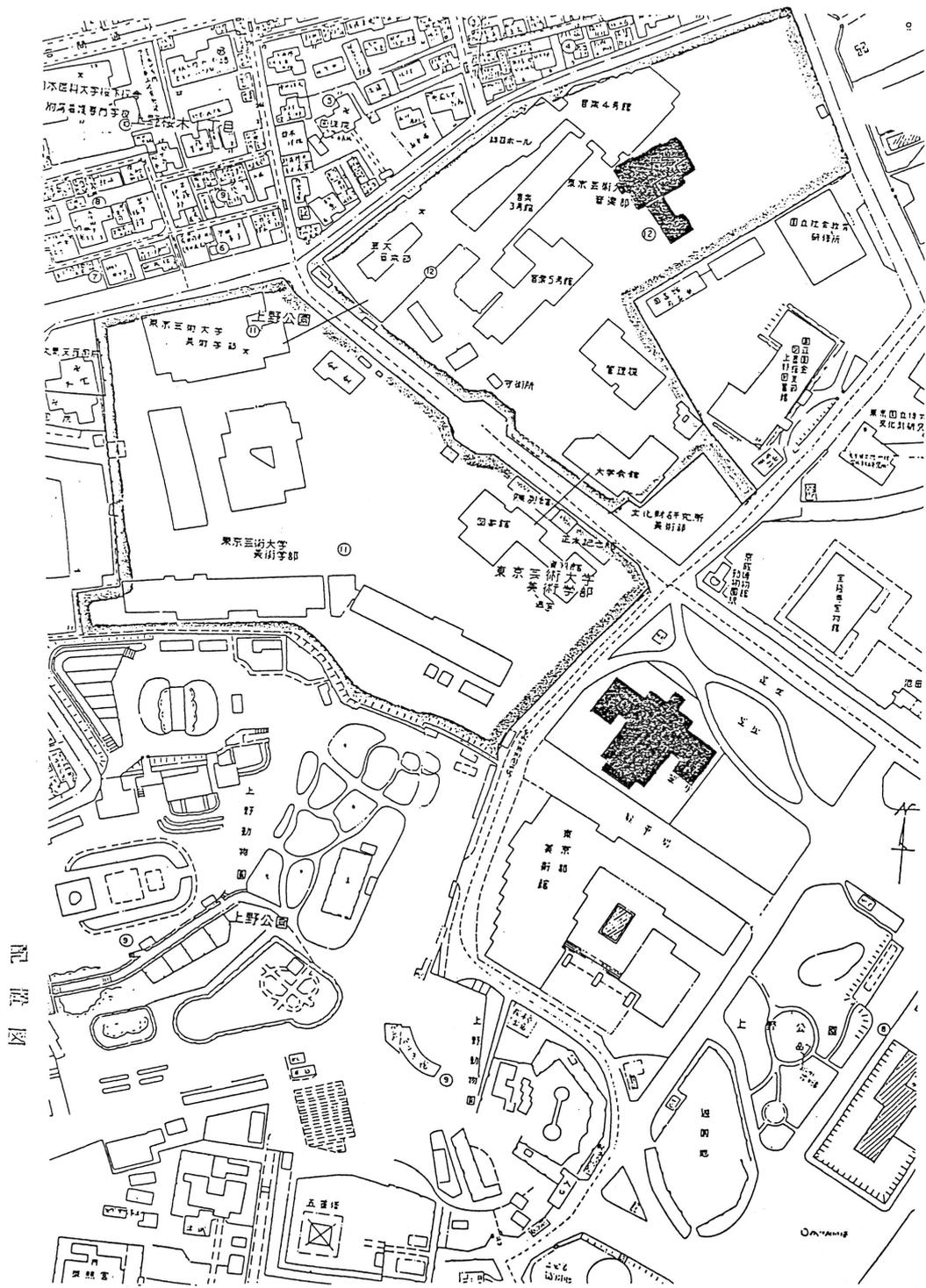
記

- 1 日時 昭和六十一年九月十六日（火）午後一時
- 2 場所 台東区役所 庁議室（四階）
- 3 議題 （一）奏楽堂の管理運営等について

（仮称）旧東京音楽学校奏楽堂運営懇談会委員御芳名

台 東 区	東京芸術大学	東 京 都	学識経験者
区長 内山榮一	学長 藤本能道	生活文化局長 真仁田 勉	芥川也寸志
区議会議員 宇野敏郎	音楽学部長 服部幸三	建設局長 有山勇次郎	遠山 一行
教育長 眞田重行	事務局長 河野石根	教育長 水上 忠	黛 敏郎

〔横組〕〔奏楽堂関係〕



配置図

〔黒く塗られた建物=旧奏楽堂。大学構内移築前(上)と上野公園内移築先(下)〕

奏楽堂復原移築工事 工程表

年度	60												61												62												63		
年	60												61												62												63		
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
奏楽堂 復原移築 工事																									62/4~62/10 指定準備期間 重要文化財												62/12~63/1 重文指定予定		
	地下室			コンクリート工事			石工事			軸組工事			屋根工事			内仕			外工事			条 例			規 則 予 定														
パイ オルガ ン復原 工事													60/11~61/3			61/5			61/4~61/10						62/4~62/9														
													コン ソ ー ル 工 場 修 理			奏 楽 堂 内 搬 入			各 部 品 工 場 修 理						奏 楽 堂 内 組 立 ・ 据 付														
記 事	60/7			60/11			61/3															62/3			62/4			62/8											
	奏 楽 堂 復 原 移 築 工 事 契 約			パ イ ブ オ ル ガ ン 復 原 工 事 契 約			奏 楽 堂 棟 上 完 了															奏 楽 堂 復 原 工 事 完 了			パ イ ブ オ ル ガ ン 復 原 工 事 着 手			完 了											





(上) 芸術祭模擬店（奏楽堂解体後、その前の広場）。後方は左から3号館と4号館（昭和62年度音楽学部卒業アルバム）

(左) 上野公園内に移築された旧奏楽堂（昭和62年度音楽学部卒業アルバム）